

つくばみらい市 地域防災計画(案)

平成27年3月

つくばみらい市防災会議

【 目 次 】

第1編 総 則

第1章 目的	1-1
第2章 自然条件	1-1
第3章 計画の修正	1-1
第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	1-2

第2編 風水害対策

第1章 災害予防計画	2-1
第1節 水政計画	2-1
第2節 土砂災害防止計画	2-5
第3節 交通計画	2-11
第4節 都市計画	2-13
第5節 文教計画	2-17
第6節 農地農業計画	2-20
第7節 情報通信設備等の整備計画	2-22
第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画	2-25
第9節 火災予防計画	2-27
第10節 防災知識の普及計画	2-32
第11節 防災訓練計画	2-35
第12節 防災組織等の活動体制整備計画	2-38
第13節 災害時要配慮者支援計画	2-43
第2章 災害応急対策計画	2-47
第1節 組織計画	2-47
第2節 動員計画	2-56
第3節 気象情報等計画	2-59
第4節 災害情報の収集・伝達計画	2-63
第5節 通信計画	2-65
第6節 広報計画	2-69
第7節 消防活動計画	2-71
第8節 交通計画	2-73
第9節 避難計画	2-75
第10節 食糧供給計画	2-89
第11節 衣料・生活必需品等供給計画	2-91
第12節 給水計画	2-93
第13節 災害時要配慮者安全確保対策計画	2-95
第14節 帰宅困難者対策	2-101

第15節	応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理計画	2-103
第16節	医療・助産計画	2-105
第17節	防疫計画	2-109
第18節	清掃計画	2-111
第19節	遺体の捜索及び処理埋葬計画	2-112
第20節	障害物の除去計画	2-114
第21節	輸送計画	2-115
第22節	労務計画	2-116
第23節	文教対策計画	2-118
第24節	自衛隊に対する災害派遣要請計画	2-122
第25節	他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画	2-127
第26節	農地農業計画	2-130
第27節	災害救助法の適用	2-132
第3章	災害復旧・復興計画	2-134
第1節	公共施設の災害復旧計画	2-134
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-135
第3節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-136
第4節	その他の保護計画	2-145
第5節	災害復旧・復興計画	2-149

第3編 地震災害対策

第1章	地震災害予防計画	3-1
第1節	震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3-1
第2節	地震に強いまちづくり	3-5
第3節	地震被害軽減への備え	3-12
第4節	防災教育・訓練	3-19
第2章	地震災害応急対策計画	3-23
第1節	組織計画	3-23
第2節	動員計画	3-32
第3節	災害情報の収集・伝達	3-35
第4節	応援・派遣	3-40
第5節	被害軽減対策	3-41
第6節	被災者生活支援	3-54
第7節	災害時要配慮者の安全確保対策	3-63
第8節	帰宅困難者対策	3-64
第9節	災害救助法の適用	3-65
第10節	応急復旧・事後処理	3-66

第3章 震災復旧・復興計画	3-83
第1節 被災者の生活の安定化	3-83
第2節 被災施設の復旧	3-84
第3節 災害復旧・復興計画	3-85
＜付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画＞	
第1章 総則	付-1
第1節 計画作成の趣旨	付-1
第2節 計画作成の基本方針	付-1
第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱	付-3
第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令	付-8
第1節 東海地震注意情報等の伝達	付-8
第2節 警戒体制への準備	付-8
第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について	付-9
第4章 警戒宣言発令時の対応措置	付-11
第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達	付-11
第2節 警戒体制の確立	付-13
第3節 地震防災応急対策の実施	付-13
第4節 市民等のとるべき措置	付-20
第4編 航空災害対策	
第1章 災害予防計画	4-1
第1節 航空状況	4-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	4-1
第2章 災害応急対策計画	4-3
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	4-3
第2節 活動体制の確立	4-5
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	4-5
第4節 避難勧告・指示・誘導	4-6
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4-6
第6節 関係者等への的確な情報伝達活動	4-6
第7節 遺族等事故災害関係者の対応	4-7
第8節 防疫及び遺体の処理	4-7
第5編 鉄道災害対策	
第1章 災害予防計画	5-1
第1節 鉄道状況	5-1
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	5-1
第2章 災害応急対策計画	5-3
第1節 発災直後の情報の収集・連絡	5-3

第 2 節	活動体制の確立	5-4
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動	5-5
第 4 節	避難勧告・指示・誘導	5-5
第 5 節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	5-5
第 6 節	関係者等への的確な情報伝達活動	5-6
第 7 節	防疫及び遺体の処理	5-6
第 8 節	災害復旧	5-6

第6編 道路災害対策

第 1 章	災害予防計画	6-1
第 1 節	道路交通状況	6-1
第 2 節	道路交通の安全のための情報の充実	6-1
第 3 節	道路施設等の管理と整備	6-1
第 4 節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	6-2
第 5 節	防災知識の普及	6-3
第 6 節	再発防止対策の実施	6-3
第 2 章	災害応急対策計画	6-4
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡	6-4
第 2 節	活動体制の確立	6-5
第 3 節	救助・救急、医療及び消火活動	6-6
第 4 節	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	6-6
第 5 節	関係者等への的確な情報伝達活動	6-6
第 6 節	防疫及び遺体の処理	6-7
第 7 節	災害復旧	6-7

第7編 危険物等災害対策

第 1 章	災害予防計画	7-1
第 1 節	危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）	7-1
第 2 節	石油類等危険物施設の予防対策	7-3
第 3 節	一般高圧ガス・都市ガスの予防対策	7-4
第 4 節	毒劇物取扱施設の予防対策	7-4
第 5 節	放射線使用施設等の予防対策	7-5
第 6 節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	7-5
第 2 章	災害応急対策計画	7-7
第 1 節	発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	7-7
第 2 節	活動体制の確立（各災害共通事項）	7-10
第 3 節	石油類等危険物施設の事故応急対策	7-11
第 4 節	一般高圧ガス・都市ガスの事故応急対策	7-13
第 5 節	毒劇物取扱施設の事故応急対策	7-13

第6節	放射線使用施設等の事故応急対策	7-14
第7節	核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	7-15
第8節	避難誘導対策	7-15
第9節	捜索・救出・救助対策、医療及び消火活動	7-15
第10節	応援要請対策	7-16
第11節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	7-16

第8編 大規模な火事災害対策

第1章	災害予防計画	8-1
第1節	災害に強いまちづくり	8-1
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	8-2
第3節	防災知識等の普及	8-3
第2章	災害応急対策計画	8-4
第1節	発災直後の情報の収集・連絡	8-4
第2節	活動体制の確立	8-5
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	8-6
第4節	救急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	8-6
第5節	避難収容活動	8-6
第6節	施設及び設備の応急復旧活動	8-6
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	8-7
第8節	防疫及び遺体の処理	8-7
第9節	災害復旧	8-7

第 1 編 総 則

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号：以下、本計画において「法」と称す。)第42条の規定に基づき、つくばみらい市域にかかる防災に関する事項について、関係機関の協力を含めた総合的な計画を定め、市民の生命及び財産を災害から保護し、もって、地域社会の安寧の確保を目的とするとともに、風水や地震による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。

第2章 自然条件

1. 位置及び地勢、土地利用

本市は茨城県の南西部、東京都心から40km圏に位置し、東はつくば市と龍ヶ崎市、西と北は常総市、南は取手市と守谷市にそれぞれ接している。市域は南北約12km、東西約10kmに広がり、面積79.16km²を有する。

市域の東部、南部の守谷市及び取手市の行政界付近を鬼怒川、小貝川が流れ、小貝川沿いは、広大な水田地帯となっている。また、東部や西部の丘陵地は、集落や畑地、平野林が広がっているが、住宅団地や工業団地、ゴルフ場なども造成され、近郊整備地帯として都市機能の強化が図られている。

本市のほぼ中央を東西に常磐自動車道が整備され、東側はつくば市、水戸市を経て福島県に、西側は守谷市を経て千葉県、東京都に至っている。また、市内に位置する谷和原インターチェンジからは、都内まで30分、つくば市まで10分となっている。また、本市の西部を南北に国道294号、市の北部を東西に国道354号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道や一般県道が整備されている。さらに都心方面と結ぶ都市軸道路が計画され、広域道路網の整備が進んでいる。

鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線とつくば駅と秋葉原駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅がある。取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅がある。秋葉原駅からの所要時間は約42分、つくば駅からの所要時間は12分である。

2. 気候

気候は、太平洋型の気候であり、冬季は比較的温暖で、夏期にあっても酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害も少ない。年間の平均気温は14℃程度、年間降水量は1,200mm～1,400mmと県南を代表するような住みよい地域である。

第3章 計画の修正

この計画は、市域での災害発生状況等を勘案した上で、必要があると認められたときには茨城県地域防災計画との整合を図りながら修正することができる。

第4章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係各機関の処理する事務又は業務は、概ね次のとおりである。

1. つくばみらい市
 - 1) つくばみらい市防災会議及び市災害対策本部に関すること。
 - 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
 - 3) 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
 - 4) 災害の防除と拡大防止
 - 5) 救助、防疫等災者の救助、保護
 - 6) 災害復旧資材の確保
 - 7) 被災産業に対する融資等の対策
 - 8) 被災市営施設の応急対策
 - 9) 災害時における文教対策
 - 10) 災害対策要員の動員、雇上
 - 11) 災害時における交通、輸送の確保
 - 12) 被災施設の復旧
 - 13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
2. 消防本部（常総地方広域市町村圏事務組合）
 - 1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
 - 2) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
 - 3) 災害の防除と拡大防止に関すること。
 - 4) 災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
 - 5) 避難住民の誘導、その他住民の避難措置に関すること。
 - 6) 救援、安否情報の収集、その他住民等の救援措置に関すること。
 - 7) その他緊急事態への対処に関すること。
3. 茨城県
 - 1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
 - 2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
 - 3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
 - 4) 災害の防除と拡大の防止
 - 5) 救助、防疫等災者の救助保護
 - 6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
 - 7) 被災産業に対する融資等の対策
 - 8) 被災県営施設の応急対策
 - 9) 災害時における文教対策
 - 10) 災害時における社会秩序の維持

- 11) 災害対策要員の動員、雇上
- 12) 災害時における交通・輸送の確保
- 13) 被災施設の復旧
- 14) 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

4. 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関する事。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関する事。
- (6) 津波警報の伝達に関する事。

2) 関東総合通信局

- (1) 電波及び有線電気通信の監理に関する事。
- (2) 防災及び災害用無線局の開設、整備についての指導に関する事。
- (3) 災害時における非常通信の確保に関する事。
- (4) 非常通信の計画及びその実施についての指導に関する事。
- (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関する事。

3) 関東財務局

- (1) 災害復旧事業費の査定立会いに関する事。
- (2) 災害つなぎ資金の融資(短期)に関する事。
- (3) 災害復旧事業の融資(長期)に関する事。
- (4) 国有財産の無償貸与業務に関する事。
- (5) 金融上の措置に関する事。

4) 関東信越厚生局

- (1) 厚生労働省との連携に関する事。

5) 茨城労働局

- (1) 工場、事業所における労働災害の防止に関する事。
- (2) 災害時における賃金の支払いに関する事。
- (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関する事。
- (4) 労災保険給付に関する事。
- (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関する事。

6) 関東農政局

- (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検・整備等の実施又は指導に関する事。
- (2) 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事。
- (3) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。

- (4) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
 - (5) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理・指導及び病虫害の防除に関すること。
 - (6) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
 - (7) 災害による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。
 - (8) 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- 7) 関東森林管理局
- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持・造成に関すること。
 - (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。
- 8) 関東経済産業局
- (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
 - (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
 - (3) 被災中小企業の復興に関すること。
- 9) 関東東北産業保安監督部
- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関すること。
- 10) 関東地方整備局
- (1) 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
 - (2) 公共施設等の整備に関すること。
 - (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
 - (4) 災害に関する情報の収集及び予報・警報の伝達等に関すること。
 - (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
 - (6) 災害時における復旧資材の確保に関すること。
 - (7) 災害時における応急対策工事等に関すること。
 - (8) 災害復旧工事に関すること。
- 11) 関東運輸局
- (1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
 - (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
 - (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
- 12) 東京航空局
- (1) 災害時の航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
 - (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。
 - (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
- 13) 東京管区气象台
- (1) 恒久的災害対策としての気象資料の提供に関すること。
 - (2) 異常気象時における気象予報・警報等の発表及び通知に関すること。
 - (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること。
5. 自衛隊
- 1) 防災関連資料の基礎調査に関すること

- 2) 災害派遣計画の作成に関する事。
 - 3) つくばみらい市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関する事。
 - 4) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関する事。
 - 5) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。
6. 指定公共機関
- 1) 郵便事業株式会社
 - (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
 - (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
 - (3) 被災地あてて救援用郵便物等の料金免除に関する事。
 - 2) 郵便局株式会社
 - (1) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。
 - 3) 日本銀行
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
 - (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に関する事。
 - (4) 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
 - (5) 上記各業務にかかる広報に関する事。
 - 4) 日本赤十字社
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
 - (2) 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。
 - (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡・調整に関する事。
 - (4) 義援金品の募集配布に関する事。
 - 5) 日本放送協会
 - (1) 気象予報、警報等の周知徹底に関する事。
 - (2) 災害状況及び災害対策室の設置に関する事。
 - (3) 社会事業等による義援金品の募集、配布に関する事。
 - 6) 東日本高速道路株式会社
 - (1) 高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施工に関する事。
 - 7) 独立行政法人水資源機構
 - (1) ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他水資源の開発又は利用のための施設の改築に関する事。
 - (2) 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕、その他の管理及び災害復旧工事等に関する事。
 - 8) 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社
 - (1) 鉄道施設等の整備・保全に関する事。
 - (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事。
 - 9) 東日本電信電話株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - (2) 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
 - (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
 - 10) 東京瓦斯株式会社
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。
 - (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
 - 11) 日本通運株式会社
 - (1) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
 - 12) 東京電力株式会社
 - (1) 災害時における電力供給に関すること。
 - (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
 - 13) KDD I 株式会社
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
 - 14) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
 - (1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
 - (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
7. 指定地方公共機関
- 1) 茨城県土地改良事業団体連合会
 - (1) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する指導及び復旧計画書作成に関すること。
 - 2) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - 3) 医療関係団体(社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会)
 - (1) 災害時における応急医療活動に関すること。
 - 4) 水防管理団体
 - (1) 水防施設資材の整備に関すること。
 - (2) 水防計画の作成と水防訓練に関すること。
 - (3) 水防活動に関すること。
 - 5) 運輸機関(茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、社団法人茨城県バス協会)
 - (1) 災害時における避難者及び救助物資その他の輸送の協力に関すること。
 - 6) ガス事業者(東部ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社)
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 災害時におけるガスの供給に関すること。

- (3) ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。
- 7) 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - (1) 高圧ガス事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - (2) 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関すること。
 - (3) 高圧ガスの供給に関すること。
 - (4) 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。
- 8) 報道機関(株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送)
 - (1) 防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
 - (2) 災害応急対策等の周知に関すること。
 - (3) 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。
- 8. 公共的団体
 - 1) 社会福祉法人つくばみらい市社会福祉協議会
 - (1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
 - (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
 - 2) 茨城みなみ農業協同組合
 - (1) 農作物、家畜の防災、災害応急対策及び災害復旧の指導に関すること。
 - (2) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。
 - (3) 農産物の需要調整に関すること。
 - (4) 被害状況の調査に関すること。
 - 3) 医療関係団体(つくば市医師会、きぬ医師会)
 - (1) 災害時における応急医療活動に関すること。

第2編 風水害対策

第1章 災害予防計画

第1節 水政計画

■基本的考え方

この計画は、主として集中豪雨時における水害を防止するために必要な排水路の整備及び中小河川の改修を推進する。

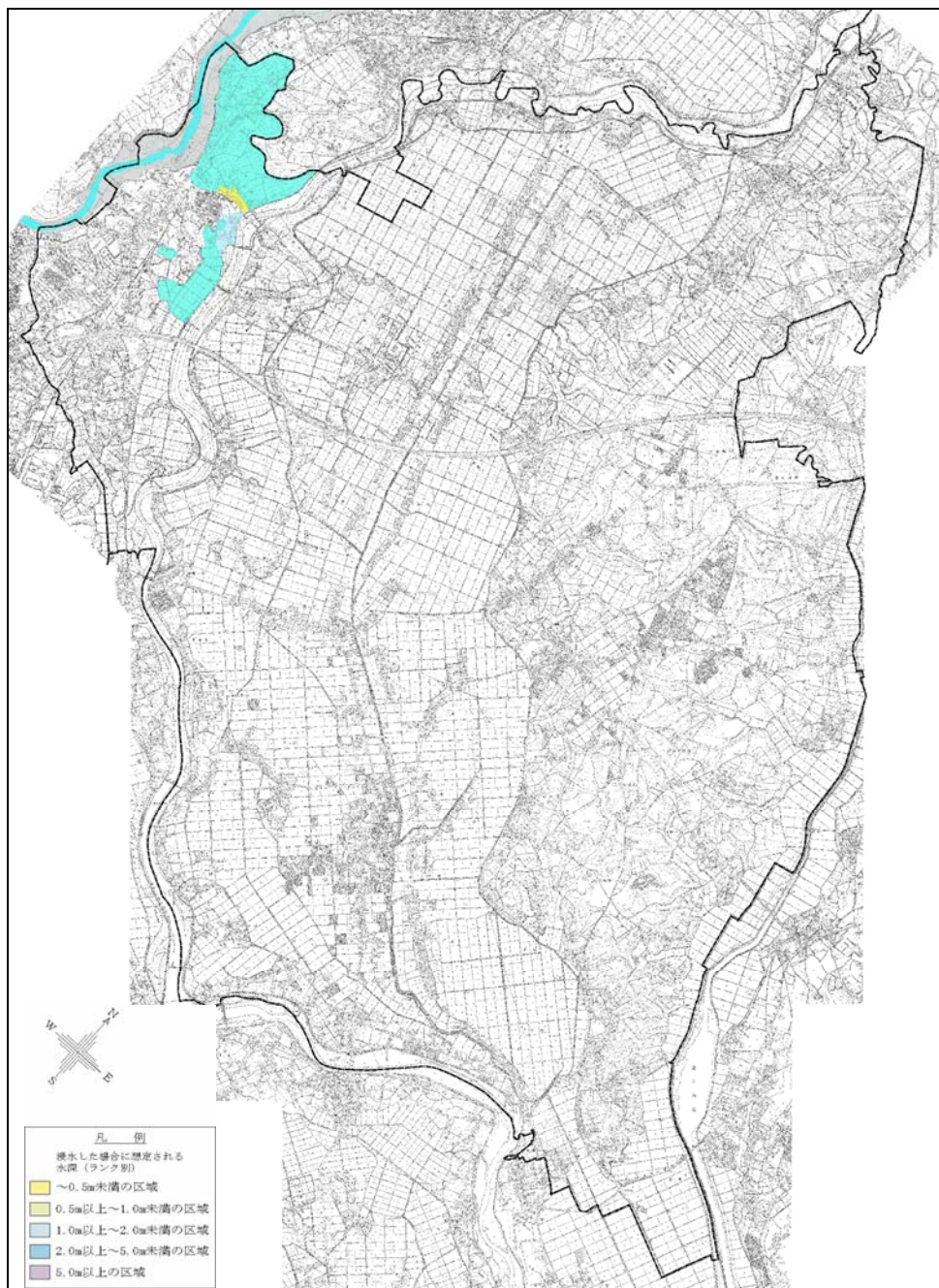
関係部課

安心安全課、産業経済課、都市計画課、建設課、上下水道課

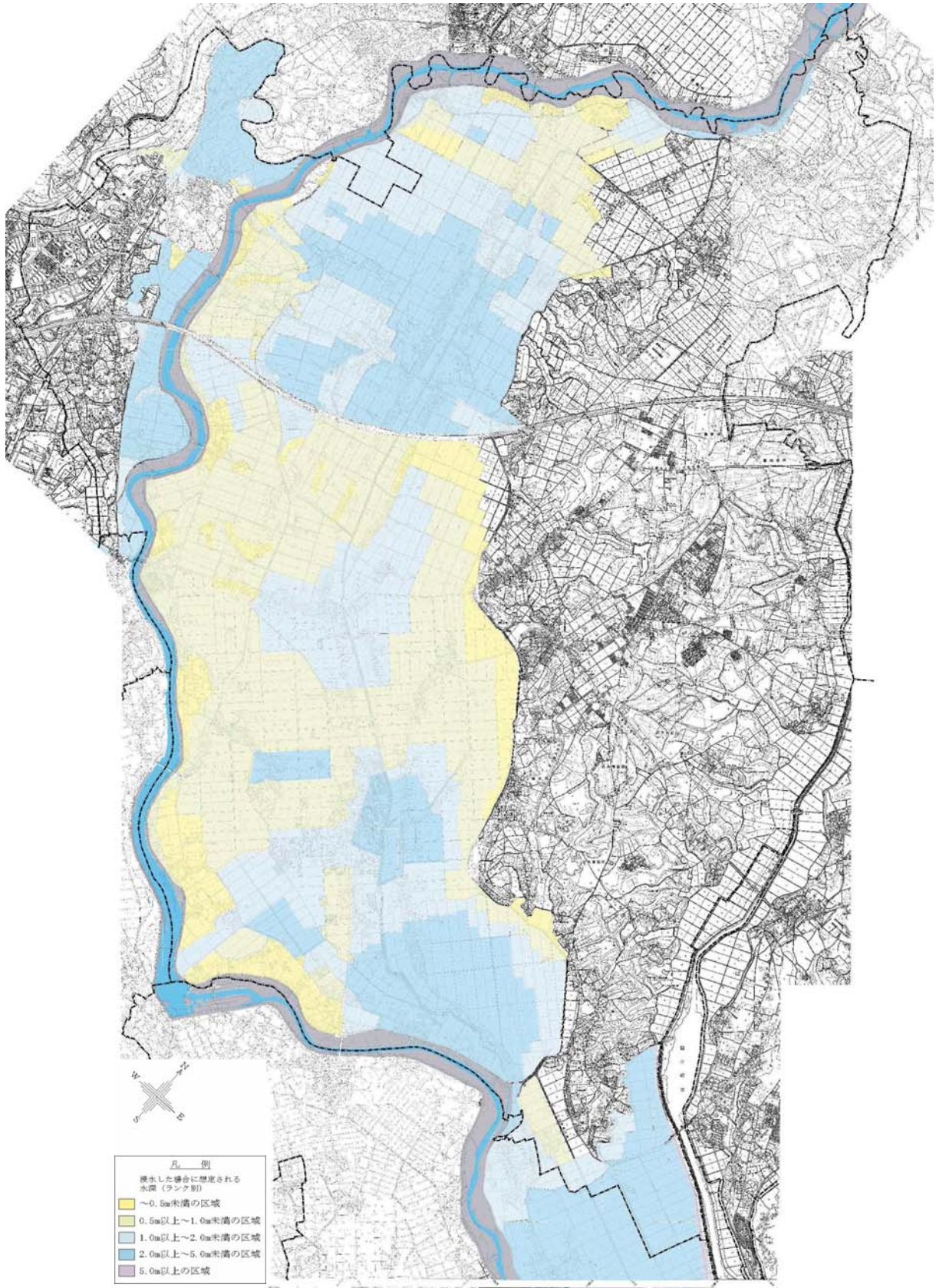
1. 治水計画

1) 概況

- ・市内西部には、利根川水系である鬼怒川が流下している。鬼怒川破堤を想定した被害状況を見ると、細代地区や寺畑地区付近において、最大浸水深 2.0m～5.0m の範囲がみられる他、市北西部で農地及び宅地への影響がみられる。
- ・本市西部から中央部にかけて利根川水系である小貝川が流下している。小貝川破堤を想定した被害状況を見ると、下長沼地区や古川地区付近において、最大浸水深 2.0m～5.0m の範囲がみられる他、市北西部の広範囲で農地及び宅地への影響がみられる。



[鬼怒川破堤想定による最大浸水深の状況]



[小貝川破堤想定による最大浸水深の状況]

2) 対策

- (1) 豪雨による被害が想定されている小貝川、鬼怒川については、当該浸水区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①洪水予報等の伝達方法
 - ②避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - ③高齢者等災害時要配慮者利用施設の名称、所在地及び施設への洪水予報等への伝達方法
- (2) 上記(1)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(洪水マザードマップ等)の配布その他必要な措置を講ずる。
- (3) 避難指示、避難勧告、避難準備(災害時要配慮者避難)情報(一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める情報)等について、国又は県及び水防管理者等の協力を得て災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。
- (4) 関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の充実を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、高齢者、障がい者等の災害時要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

第2節 土砂災害防止計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において迅速かつ的確な災害対策が実施できるよう市域内の急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流を調査・把握し、地域住民の自主避難を促すことによって、災害の未然防止と被害の拡大防止を図るために必要な対策について定めるものである。

関係部課

安心安全課、都市計画課、建設課

1. 土砂災害防止法に基づく対策

1) 警戒避難体制の整備

警戒区域の指定があった場合、各警戒区域に土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

市は、避難指示、避難勧告、避難準備（災害時要配慮者）情報等について、避難すべき区域、判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難が行われるために必要な事柄を住民に周知する。

2. がけくずれ対策

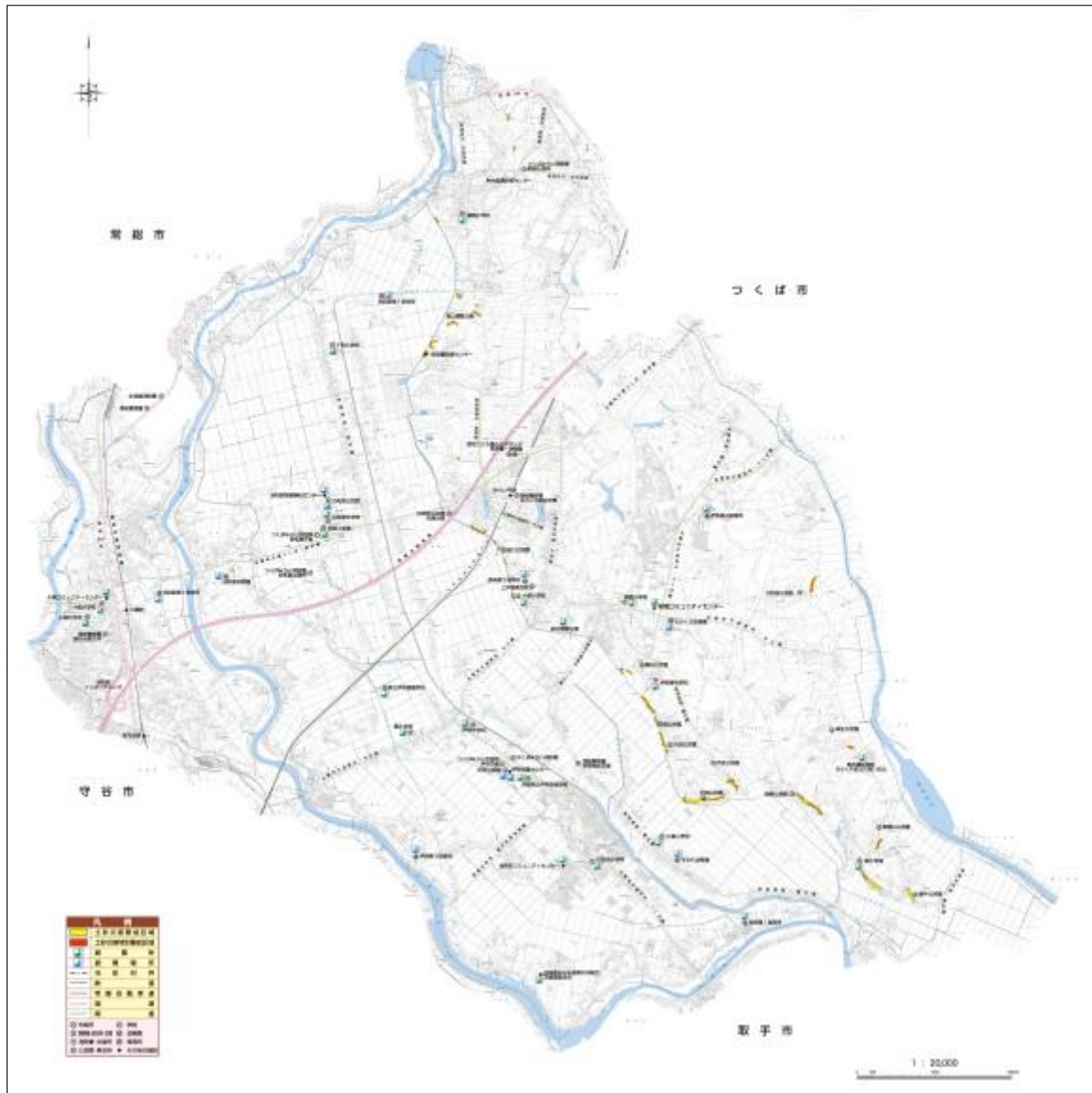
1) 概況

- ・本市東部（城中、戸崎、伊丹）では急傾斜地危険区域が多数存在している。
- ・急傾斜地崩壊危険区域として4箇所指定されている。
- ・特に本市東部の城中地区付近では、危険区域に指定されていないものの、多くの保全人家を抱える危険区域が存在していることから、実態調査を実施し、必要に応じて安全確保に向けた様々な対策を講ずる必要がある。

第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第2節 土砂災害防止計画

[土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域]

No.	箇所番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示日
1	482-I-001	寺下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
2	482-I-002	八幡下	つくばみらい市城中	急傾斜地の崩壊	○	—	H23/10/20
3	482-I-003-1	伊丹	つくばみらい市伊丹	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-003-2				○	○	
4	482-I-004-1	戸崎	つくばみらい市戸崎	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-004-2				○	○	
5	482-I-005	小張城山	つくばみらい市小張	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
6	482-I-006-1	天王前	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-I-006-2				○	○	
	482-I-006-3				○	○	
7	482-II-001-1	台	つくばみらい市谷口	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-001-2				○	○	
	482-II-001-3				○	○	
8	482-II-002	明神下	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
9	482-II-003-1	表耕地	つくばみらい市戸茂	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
	482-II-003-2				○	○	
10	482-II-004	東栗山	つくばみらい市東栗山	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
11	482-III-001	大和田	つくばみらい市大和田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
12	482-III-002	南太田	つくばみらい市南太田	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
13	482-III-003	神生	つくばみらい市神生	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
14	482-III-004	大房地	つくばみらい市板橋	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
15	483-I-001	殿山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
16	483-II-002	台坪	つくばみらい市東楢戸	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
17	483-III-001	苗代山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
18	483-III-002	原山	つくばみらい市台	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
19	483-III-003	根新田	つくばみらい市福岡	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
20	483-III-004	石尊東	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
21	483-III-005	向山1	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
22	483-III-006	田村城山	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
23	483-III-007	愛宕	つくばみらい市田村	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20
24	483-III-011	向山2	つくばみらい市南	急傾斜地の崩壊	○	○	H23/10/20



[土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 位置図]

[急傾斜地崩壊危険区域]

番号	箇所番号	箇所名	旧町名	住居表示	勾配	高さ(m)	延長(m)	面積(ha)	人家	指定年月日	告示
1	41	城中	伊奈町	城中	70	11	210	0.67	6	53.10.12	1220号
2	68	城中南	伊奈町	城中	50	7~12	190	0.78	6	56.5.21	806号
3	180	戸崎	伊奈町	戸崎	50	7~11	220	0.747	5	5.8.26	1019号
4	185	伊丹	伊奈町	伊丹	55	11~13	150	0.656	6	6.4.11	529号

※急傾斜地崩壊危険区域指定箇所とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により県知事が指定した斜面のことです。

[急傾斜地崩壊危険箇所]

番号	箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	旧町村名	位置	延長 (m)	勾配 (度)	高さ (m)	保全人家 戸数(戸)
1	482-I-001	I	自然斜面	寺下1	伊奈町	城中	210	40	10	7
2	482-I-002	I	自然斜面	寺下2	伊奈町	城中	190	45	11	6
3	482-I-003	I	自然斜面	伊丹	伊奈町	伊丹	240	35	12	6
4	482-I-004	I	自然斜面	伊奈戸崎	伊奈町	戸崎	180	35	9	7
5	482-I-005	I	自然斜面	城山	伊奈町	小張	100	45	9	0
6	482-I-006	I	自然斜面	天王前	伊奈町	南太田	150	45	10	2
7	482-II-001	II	自然斜面	臺	伊奈町	谷口	95	45	7	2
8	482-II-002	II	自然斜面	明神下	伊奈町	南太田	80	35	10	2
9	482-II-003	II	自然斜面	表耕地	伊奈町	戸茂	100	45	10	2
10	482-III-001	III	自然斜面	大和田	伊奈町	大和田	190	45	10	
11	482-III-002	III	自然斜面	南太田	伊奈町	南太田	200	30	10	
12	482-III-003	III	自然斜面	神生	伊奈町	神生	110	45	10	
13	483-I-001	I	自然斜面	殿山	谷和原村	田村	25	45	5	0
14	483-II-001	II	自然斜面	石尊東	谷和原村	南	25	40	5	1
15	483-II-002	II	自然斜面	台坪	谷和原村	東楯戸	70	35	7	2
16	483-III-001	III	自然斜面	宝木山 a	谷和原村	台	130	30	10	
17	483-III-002	III	自然斜面	宝木山 b	谷和原村	台	100	30	10	
18	483-III-003	III	自然斜面	根新田	谷和原村	福岡	100	30	10	
19	483-III-004	III	自然斜面	向山 a	谷和原村	南	190	45	10	
20	483-III-005	III	自然斜面	向山 b	谷和原村	南	100	30	10	
21	483-III-006	III	自然斜面	田上	谷和原村	田村	160	30	10	
22	483-III-007	III	自然斜面	田 a	谷和原村	田村	170	30	10	
23	483-III-008	III	自然斜面	田 b	谷和原村	田村	100	30	15	
24	483-III-009	III	自然斜面	田 c	谷和原村	田村	100	30	10	
25	483-III-010	III	自然斜面	西楯戸	谷和原村	西楯戸	130	45	10	

※急傾斜地崩壊危険箇所とは、傾斜度が30度以上、高さが5m以上の急傾斜地で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある斜面のことです。

2) 対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と対策

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)」第3条の規定に基づいて県知事が指定する。

市長は、県知事と協議のうえ、指定された危険区域について、安全性確保に向けた必要な措置を講ずる。

《急傾斜地崩壊危険区域指定基準》

- ①急傾斜地の高さが5m以上及び傾斜度30度以上
- ②急傾斜地の崩壊により危険が生ずる恐れのある人家5戸以上又は5戸未満であっても官公署病院、旅館等に危害が生ずる恐れがあるもの

(2) 危険区域の実態調査に基づく自主避難の迅速化

指定された危険区域について実態調査を行う。実態調査では、影響範囲(施設)、保全家の状況など現状を把握するとともに、崩壊の予兆となる事柄を整理し、関係住民に対して注意を呼びかけ、自主避難の迅速化を促す。

3) 安全確保に向けた必要な対策の実施

危険区域調査の結果、必要に応じ危険予想区域の所有者、管理者、占有者に対し擁壁及びその他必要な防災工事を施すなど改善措置をとるよう指導する。

4) 地盤災害危険度の把握と周知公表

土砂災害防止法第7条第3項において、市町村長は土砂災害に関する情報の伝達方法等の円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、印刷物の配布、その他の必要な措置を講じるように義務づけられており、具体的にはハザードマップの作成などが求められるところである。

(1) パトロールの実施

危険箇所については、定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨等土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロールを実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地所有者、管理者又は占有者、被害を受ける恐れのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限できるよう、調整するものとする。

(2) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(3) データベースの活用

①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(4) 土砂災害危険区域の周知の徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域に位置する当事者について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

5) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域について現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

6) 造成地災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されて

いる開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。
また、造成後は、巡視等により違法な開発の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意のよびかけを実施する。

7) 災害防止に関する指導基準

(1) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

(2) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、茨城県宅地開発許可制度等を遵守させ、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

8) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

9) 警戒避難体制の確立

危険区域に対する防災措置が不十分である間は、その住民に対する警戒避難体制の確立が最も重要である。

市は、がけくずれ発生の恐れがある場合、あるいは、危険が緊迫した場合に迅速かつ適切な勧告・指示・伝達ができるよう、警戒態勢の確立に努めるものとする。

また、関係住民には、想定されるがけくずれ発生の予兆・条件について、周知・啓発し、避難準備及び自主的な避難を心がけるなど、災害における自助の向上に努めるものとする。

第3節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、被害が想定される箇所について、平常時における道路交通等交通施設の維持補修のあり方とともに、風水害時における交通輸送を円滑に実施するための対策について定めるものである。

関係部課	都市計画課、建設課、上下水道課
------	-----------------

1. 概況

1) 本市の交通体系

本市の骨格道路は、南北方向に走る常磐自動車道及び国道294号、東西方向に内陸部をつなぐ国道354号により形成されている。

2) 道路への被害の恐れ

本市の東部及び西部の丘陵地の他、本市内陸部は概ね平坦であり、過去において降雨によって自動車交通を阻害する重大な路面冠水箇所はみられないが、都市化の進展を考慮し、今後の道路整備にあたっては、多量の降雨に対応するため道路勾配及び排水施設等に十分配慮した道路建設を行う必要がある。

3) 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路として、広域的な輸送道路として位置づけられる常磐自動車道、南北に守谷市及び水海道市と連絡する国道294号、東西に茨城県内陸部を連絡する国道354号が指定されている。

2. 対策

1) 道路建設上配慮すべき事項

豪雨時の道路冠水防止や土砂災害への備えとして、道路建設及び補修、改修時に次の事項に配慮して整備を推進する。

- (1) 平面線形：できるだけ河川との接近や湿地、沼地等をさける。
- (2) 縦断線形：平坦地における切土法面はなるべくとらず、水田等を通過する場合、洪水により水位の増に対し安全な高さをとる。
- (3) 横断勾配：路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配をとる。
- (4) 路側、横断構造物、切り土部において法長が大きく崩土恐れのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分(堤防併用)、水田を通る部分等にはコンクリート擁壁、間知石積を施し法面の保護を図る。
- (5) 横断排水構造物は、洪水時に十分な排出能力を有する通水断面とする。
- (6) 排水側溝、路面水を処理し、速やかに排水路にみちびき、地下水が高く路面排水困難なところは、暗渠等を施す。

2) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道294号及び国道354号の安全性確保に向けた整備を要請する。

3) 道路防災対策の実施

(1) 道路冠水対策

市街地の市道において、豪雨時には地形の状況によって道路の冠水が懸念される箇所があることから、沿道の宅地整備等と併せて道路冠水が懸念される箇所の対策を実施する。

第4節 都市計画

■基本的考え方

この計画は、本市の都市計画と連携し、市街地内及びその周辺地域において、都市災害の未然防止を図るために各種地域地区制度の運用及び都市計画事業の促進など図るべき対策について定めるものである。

関係部課	都市計画課
------	-------

1. 概況

- ・本市の市街化区域面積は773haとなっている。
- ・用途地域の内訳は、低層低密な住宅市街地を形成する第一種低層住居専用地域が345haで最も多く、用途地域の5割を占めている。
- ・次いで、工業の利便の増進を図る工業専用地域が120ha、床面積3,000m²以下の商業や事業所などの立地が認められる第一種住居地域が82haとなっている。
- ・市内には24路線の都市計画道路が計画決定されており、内6路線が概成済み、14路線が一部整備済み、4路線が未整備となっており、全体で51.2%の改良率となっている。

[都市計画区域及び市街化区域面積]

都市計画 区域面積 (ha)	内市街化 区域面積 (ha)
市全域	773

[用途地域指定の状況]

用途地域	合計 (ha)
第一種低層住居専用地域	345
第二種低層住居専用地域	15
第一種中高層住居専用地域	21
第二種中高層住居専用地域	—
第一種住居地域	115
第二種住居地域	14
準住居地域	64
近隣商業地域	22
商業地域	—
準工業地域	44
工業地域	13
工業専用地域	120
合計	773

第2編 風水害対策 第1章 災害予防計画 第4節 都市計画

[都市計画道路の整備状況]

路線番号	路線名	幅員 (m)	計画延長 (m)	改良済み 延長 (m)	改良率 (%)
3.3.9	筒戸・細代線	25	3,800	3,800	100.0
3.5.10	細代線	12	730	730	100.0
3.4.11	大山・茶畑線	18	1,740	1,740	100.0
3.4.12	玉台橋・西檜戸線	16	6,220	2,890	46.5
3.4.13	守谷・小絹線	16	2,660	770	28.9
3.4.14	小絹停車場・大谷津線	16	1,220	1,220	100.0
3.4.15	小絹・筒戸線	16	1,530	1,530	100.0
3.2.16	東檜戸・台線	30	5,580	1,170	21.0
3.2.17	東檜戸線	30	370	220	59.5
3.2.18	田村・東檜戸線	20	1,610	1,320	82.0
3.4.19	田村・西檜戸線	16	550	550	100.0
3.4.20	合ノ内・原山線	20	1,010	650	64.4
3.2.21	守谷・伊奈・谷和原線	30	3,090	1,650	53.4
3.3.22	南・中原線	27	880	—	0.0
3.4.23	台線	16	1,010	—	0.0
3.4.24	中原線	18	680	—	0.0
3.2.1	小張・南太田線	30	2,550	1,240	48.6
3.2.2	弥藤次線	30	630	—	0.0
3.3.3	高岡・谷井田線	25	5,690	2,100	36.9
3.3.4	間ノ原・弥藤次線	25	990	980	99.0
3.4.5	新田浦・出山線	18	670	370	55.2
3.4.6	小島新田・小張線	18	3,960	870	22.0
3.4.7	間ノ原線	16	420	400	95.2
3.2.8	守谷・伊奈・谷和原線	30	1,640	950	57.9
			49,230	25,150	51.1

- ・都市公園は市内に20箇所設置されている。

[都市公園の整備状況]

番号	公園名	場所	面積 (ha)	公園種別
1	みらいの森公園	富士見ヶ丘1丁目	4.24	地区公園
2	絹の台桜公園	絹の台3丁目2他	5.44	近隣公園
3	福岡堰さくら公園	北山2633-7他	2.70	近隣公園
4	みらい平さくら公園（1号近隣公園）	陽光台3丁目	2.00	近隣公園
5	みらい平どんぐり公園（2号近隣公園）	紫峰ヶ丘4丁目	2.00	近隣公園
6	鈴の丘公園	絹の台1丁目13	0.50	街区公園
7	鐘の丘公園	絹の台5丁目14	0.22	街区公園
8	笛の丘公園	絹の台3丁目28	0.18	街区公園
9	勘兵衛新田児童公園	伊奈東33-100他	0.15	街区公園
10	石の公園（1号街区公園）	陽光台3丁目	0.25	街区公園
11	すこやか公園（2号街区公園）	陽光台4丁目	0.25	街区公園
12	なかよし公園（3号街区公園）	陽光台2丁目	0.25	街区公園
13	くわがた公園（4号街区公園）	富士見ヶ丘2丁目	0.25	街区公園
14	かえる公園（5号街区公園）	富士見ヶ丘3丁目	0.25	街区公園
15	ほたる公園（6号街区公園）	富士見ヶ丘4丁目	0.23	街区公園
16	てんとうむし公園（7号街区公園）	富士見ヶ丘1丁目	0.25	街区公園
17	かたつむり公園（8号街区公園）	紫峰ヶ丘3丁目	0.25	街区公園
18	とんぼ公園（9号街区公園）	紫峰ヶ丘2丁目	0.25	街区公園
19	ちょうちょう公園（10号街区公園）	紫峰ヶ丘5丁目	0.25	街区公園
20	きょうりゅう公園（11号街区公園）	紫峰ヶ丘1丁目	0.25	街区公園
合計			20.16	

2. 対策

1) 災害に強いまちづくりの推進

市街化区域内では、第一種低層住居専用地域の占める割合が高くなっており、建物用途の混在、建物密度等の高度化が進んでいる。次いで、工業専用地域、第一種住居地域となっている。主として、第一種住居地域では、今後、都市計画法の地域地区制度を活用し、既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つとともに、今後の市街化の動向に併せ、防火地域、準防火地域指定等を検討するなど、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

2) 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び市民の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

3) 都市計画事業の推進

今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

第5節 文教計画

■基本的考え方

この計画は、市及び市教育委員会が中心となって、学校及びその他の教育機関とともに、児童・生徒等の安全性を確保するとともに、本市の文化的資源を災害から守るための対策について定めるものである。

関係部課	学校教育課、生涯学習課
------	-------------

1. 概況

1) 学校等の状況

- ・市内には10の小学校、4つの中学校、1つの高等学校、3つの幼稚園、6つの保育所、1つの特別支援学校が存在している。
- ・児童、生徒の安全を確保するために、災害時において関係教職員の適切な誘導のもと児童・生徒等の迅速な避難等が行えるよう、正しい避難方法に関する周知や地域社会と一体となった避難訓練などを定期的実施していくことが求められる。

[学校等の状況]

◆小学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
小張	小張1661	3,455	26,516	○	0297-58-0003
豊	豊体1692	3,190	11,737	○	0297-58-1008
谷井田	谷井田2047	5,874	21,597	○	0297-58-1143
三島	下島422	3,230	12,567	○	0297-58-2505
板橋	板橋2379	5,927	22,701	○	0297-58-0002
東	足高1313	2,659	13,993	○	0297-58-6529
谷原	加藤241	3,243	12,066	○	0297-52-2009
十和	上長沼1250	2,782	11,822	○	0297-52-4332
福岡	福岡971	2,781	9,553	○	0297-52-5004
小絹	小絹858	5,587	29,822	○	0297-52-3008

◆中学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	市野深600	7,278	43,281	○	0297-58-0201
伊奈東	南太田254	6,478	41,664	○	0297-58-4631
谷和原	古川950	4,679	24,709	○	0297-52-2038
小絹	絹の台1-14-2	6,112	24,152	○	0297-52-0505

◆高等学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	福田711	10,222	54,653	○	0297-58-6175

◆幼稚園

幼稚園名	所在地	敷地面積 (m ²)	電話番号	備考
すみれ	下島592	6,393	0297-58-3425	
わかくさ	板橋3023-1	10,909	0297-58-0014	
谷和原	上小目600	4,468	0297-52-2330	幼保一体施設

◆保育所

保育所	所在地	敷地面積 (m ²)	電話番号	備考
伊奈第1	山王新田1253	2,986	0297-58-2422	
伊奈第2	小張4705	2,396	0297-58-1025	
伊奈第3	長渡呂新田715	3,100	0297-58-1597	
伊奈第4	狸穴1072-14	3,977	0297-58-6002	
谷和原第1	仁左衛門新田641	3,933	0297-52-2100	
谷和原第2	上小目600	5,271	0297-52-4217	幼保一体施設

◆特別支援学校

学校名	所在地	校舎面積 (m ²)	校地面積 (m ²)	プールの有無	電話番号
伊奈	青古新田300	8,310	34,705	○	0297-58-8727

2. 対策

1) 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 市教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。また、市教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2) 防災訓練の実施

- (1) 校長等は児童・生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練に積極的に参加するよう努める。

3) 防災施設等の整備・充実

各教育機関等は災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資機材等の備蓄に努める。

4) 学校施設等の整備・充実

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童・生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、

鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

- (2) 校地等の選定、造成をする場合は、がけくずれ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5) 防火管理者の責務

防火管理者は、消防法第8条に基づき、消防計画の作成・消防計画に基づく消火・通報及び避難訓練の実施・消防の用水若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は火気の使用若しくは取り扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

6) 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針）の整備の促進を図る。
なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6節 農地農業計画

■基本的考え方

この計画は、災害発生 の地域性を考慮して、災害から農畜産物を保護するために必要な措置を事前に検討し、被害の軽減を図るための対策を定めるものである。

関係部課

産業経済課

1. 概況

1) 農地の状況

- ・本市の土地利用面積の内、田が最も多く、35.6%を占めている。畑とあわせると農地が全体の54.8%を占めている。
- ・畑は主に台地部に位置しており、主として小麦等の栽培がなされている。田は主に低地部に位置しており、主として水稻の栽培がなされている。
- ・低地部の田では水害の影響を受けやすい条件となっている。

[本市の土地利用の状況]

	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	7,914	2,814	1,522	944	10	562	81	928	1,053
構成 (%)	100.0	35.6	19.2	11.9	0.1	7.1	1.0	11.7	13.3

2) 気象条件

太平洋型の気候であり、冬季は比較的温暖で、夏期にあっても酷暑には至らず、台風や霜、雪などの被害も少ない。年間の平均気温は14℃程度、年間降水量は1,200mm～1,400mmである。

2. 対策

1) 農地計画

本市の土地利用において、田、畑の農地は欠かすことのできない資源であり、周辺居住地と一体となり良好な田園集落地景観を形成している。農地は、他の自然とともに市民に潤いと安らぎをあたえる役割を果たしているとともに、水資源の涵養の役割も担っている。

今後も本市の地域景観を形成する農地を良好な環境で維持していくために、農業用水路の整備、農道の整備、土地改良事業など風水害に対する備えを促進していく。

2) 農業計画

(1) 防除器具の整備

病虫害防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行なう。

(3) 飼料

災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

3) 家畜対策

(1) 低湿地畜舎は周囲の土盛り、排水路の整備を行う。

(2) 増浸水の場合を想定して、避難場所の確保を図る。

(3) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

第7節 情報通信設備等の整備計画

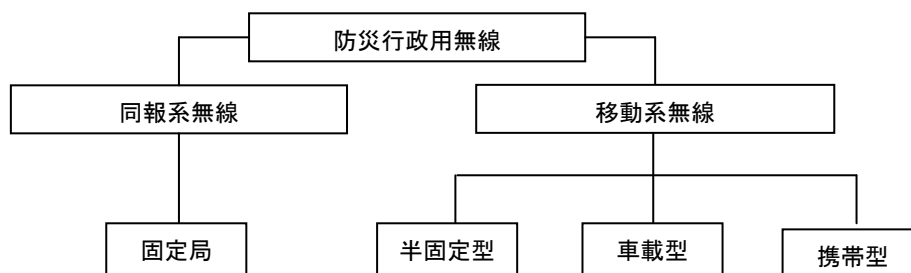
■基本的考え方

この計画は、災害時において通信連絡が迅速・的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の維持整備を図るとともに、適切な運用を図るため定めるものである。

関係部課	安心安全課
------	-------

1. 概況

- ・現在、防災行政用無線により市内全域に情報通信網が整備されている。



2. 対策

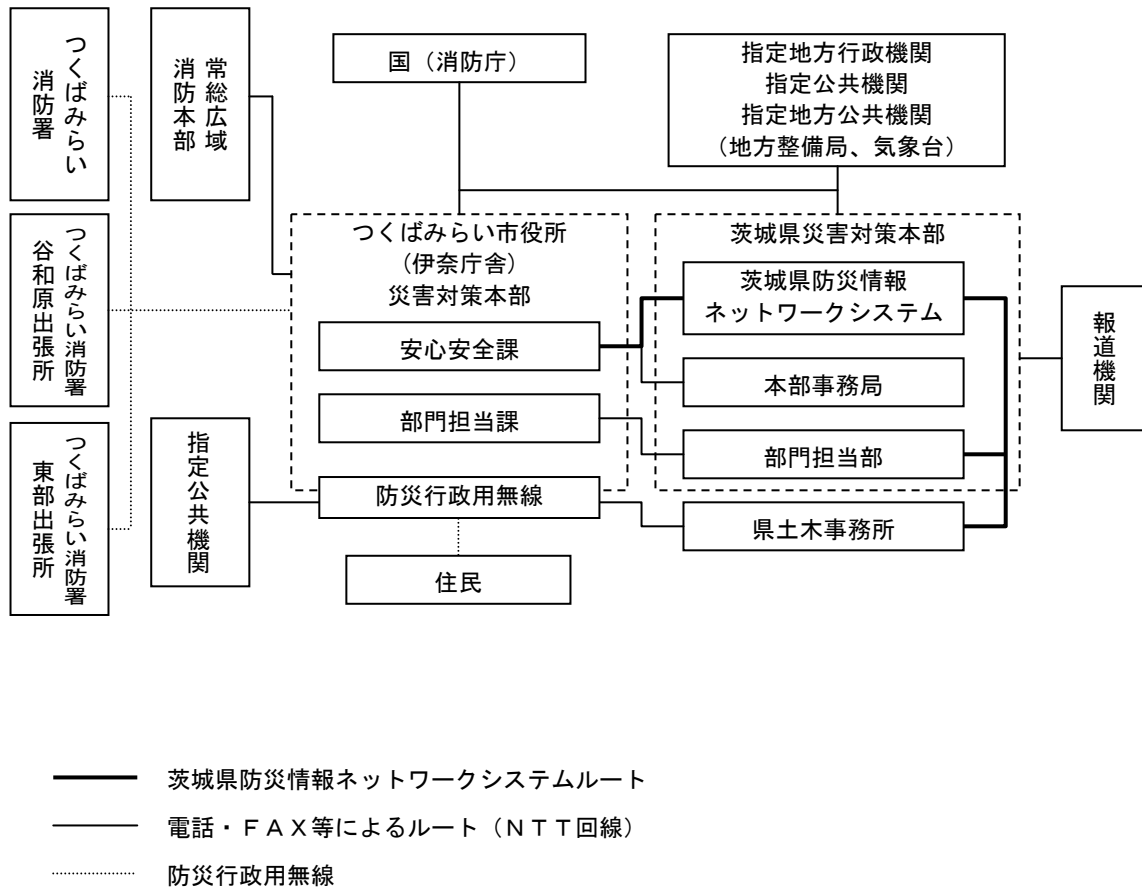
1) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- (1) あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- (2) 緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- (3) 広域避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- (4) 防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- (5) 消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- (6) 難聴地域が発生しないことを念頭とした防災行政無線を整備する。
- (7) その他防災上必要な観点。

2) 災害時通信系統

災害時の通信系統は次のとおりである。



3) 通信機器の維持補修

通信機器及び器材が常に活用できるように、随時点検整備に努めるものとする。

4) 災害用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

5) 非常緊急通話用電話番号の指定

予め、所轄の東日本電信電話株式会社(茨城支店長)に対し、非常、緊急通話用電話番号を指定し、承認を受けておき、かつ県内各機関の一覧表を作成しておく。

6) アマチュア防災ボランティアとの協力体制構築

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」(安心安全課)を設置する。

7) 非常・緊急通話用電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関

係機関との情報共有を図る。

8) 業務継続性の強化

市は、情報システムの耐災性の向上とバックアップの強化を図り、各種重要データの消失を防止するとともに、それを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させる必要がある。

9) サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

第8節 災害用資材、機材等の点検整備計画

■基本的考え方

この計画は、災害に備えて市で常備する資材、機材等を整備点検し、応急対策活動を円滑に行うために定めるものである。

関係部課

安心安全課、産業経済課、健康増進課

1. 水防用資機材器具

水防に必要な資機材器具について、市庁舎、つくばみらい消防署、つくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所、茨城県土浦土木事務所、国土交通省下館河川事務所等の備蓄資機材器具の状況を把握した上で、必要な資機材器具を各施設に適宜、備蓄・配備する。

2. 医療助産及び防疫に必要な資器材

医療、助産、防疫に必要な備蓄資機材及び薬剤は、指定医療品販売業者から年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

3. 食糧等

食糧等については、年次毎、計画的に調達し、必要量を備蓄していく。

4. 燃料等

1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2) 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第9節 火災予防計画

■基本的考え方	
この計画は、消防機関による消防体制の整備・充実を図り、火災から市民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全のために定めるものである。	
関係部課	安心安全課

1. 概況

1) 市内消防体制の状況

- ・消防本部は、常総広域消防本部に設置されている。
- ・消防署・出張所はつくばみらい消防署及びつくばみらい消防署谷和原出張所、つくばみらい消防署東部出張所が設置されており、それぞれ、33人、15人、15人の署員が配置されている。
- ・消防団は、つくばみらい市消防団が設置され、11個分団で構成されている。

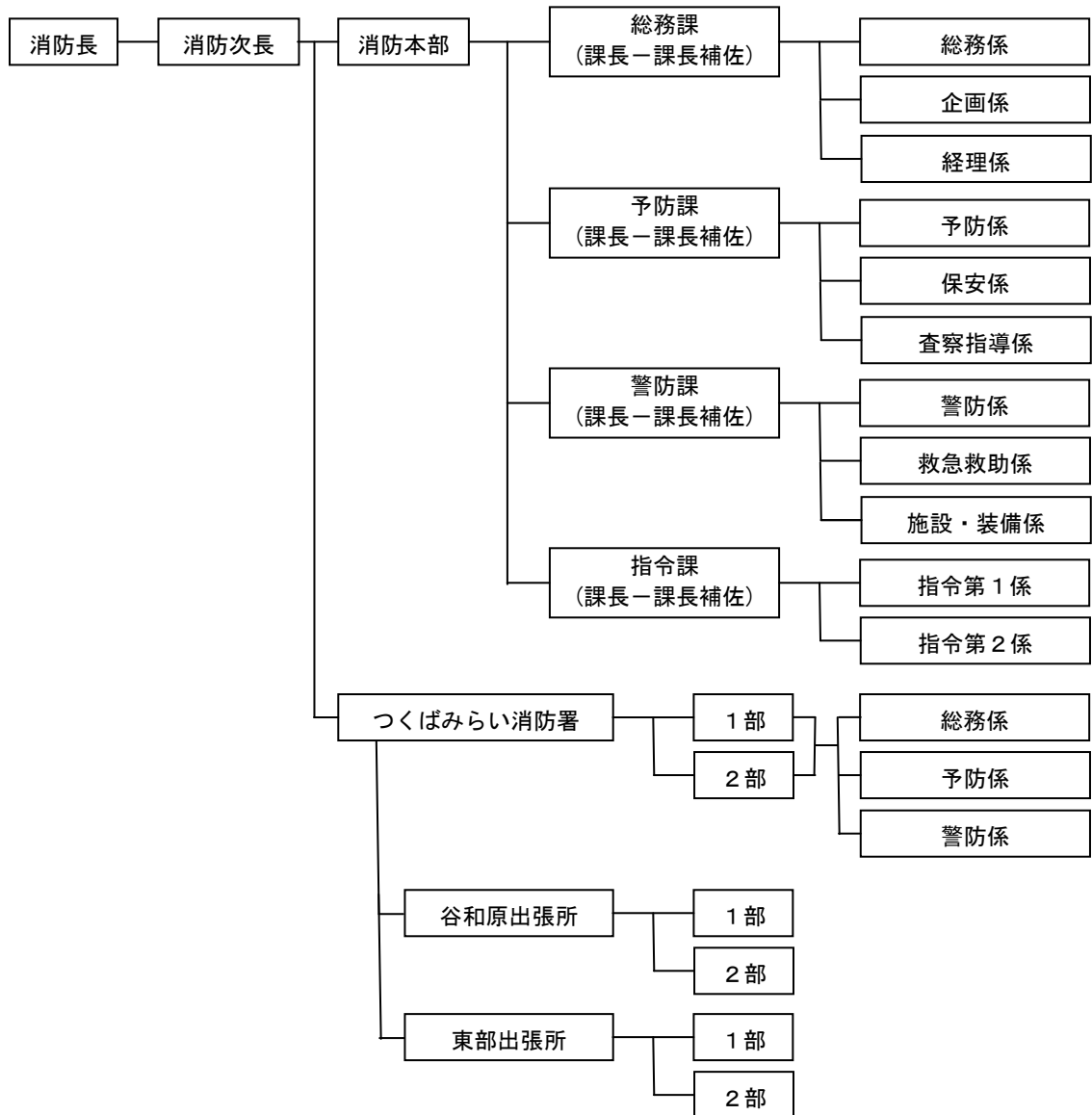
[消防体制]

消防本部名称	消防署名称	定員
常総広域消防本部 (現数・総員240人)	つくばみらい消防署	33人
	つくばみらい消防署 谷和原出張所	15人
	つくばみらい消防署 東部出張所	15人

[消防団体制]

消防団名	分団名	定員	担当区域
つくばみらい市消防団	本 部	36名	
	第1分団	20人	小張地区、陽光台
	第2分団	20人	豊地区
	第3分団	20人	谷井田地区
	第4分団	20人	三島地区
	第5分団	20人	東地区
	第6分団	20人	板橋地区 高岡・狸穴・大和田・野堀・神生
	第7分団	20人	板橋地区 板橋・南太田・伊奈東
	第8分団	20人	福岡地区
	第9分団	20人	十和地区、富士見ヶ丘
	第10分団	20人	谷原地区、紫峰ヶ丘
	第11分団	20人	小絹地区

2) 常総広域消防本部の組織体制



2. 対策

1) 消防体制の充実・強化

合併前の災害相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。

2) 消防施設の整備強化

消防力の整備指針及び消防水利の基準に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

3) 火災予防対策の徹底

(1) 大火に関する災害予防

①火災警報の発令及び周知

消防法第22条により水戸地方気象台から知事を通して火災気象通報を受領したとき、あるいは地域内の気象状況が火災の予防上危険であると認める場合は、次にあげる方法によってその状況を地域住民に周知徹底させ、地域住民の協力により火災発生の防止を期するものとする。

ア 火災警報を発令する。

イ 火災警報発令とともに消防機関及び広報機関(広報車等)は市内を巡回し、地域住民に対し、火気の取扱、使用制限、禁止等について宣伝放送し、火災予防を周知徹底する。

ウ 火災警報発令に伴い、各保育所、学校等に通報連絡し、児童・生徒等に対し、火災予防の徹底を期するよう注意の喚起を図る。

エ 火災警報発令とともに、常総広域消防本部に通報、連絡し、消防団(各分団長は団員に通報、必要な措置をとる。)に担当区域内の火災発生防止について徹底させる。

②火災警報発令基準

火災警報発令基準は次のとおりである。

ア 実行湿度が60%以下、相対湿度40%以下の時で、最大風速7m/secを超える見込みのあるとき

イ 平均風速10m/sec以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき

(注：降雨、降雪中は発令しないこともある)

③火災警報の解除

火災警報は、平常気象に復したとき解除する。

④消防機関の警戒体制

ア 出火出動隊の強化

延焼火災が発生した場合は、消防長は消防職員を出動させ、署防災無線及び順次指令装置を使用し、市内分団を要請するものとする。

イ 消防団員の確保

消防団は、各部機関員を含む5名を自宅待機とし出動態勢の万全を期するものとする。

ウ 気象状況の把握

気象状況が概ね発令の基準に達する見込みの時、若しくは火災警報が発令された場合、

気象状況を把握して警防対策の万全を期する。

エ 消防水利の確保

大火の発生に備えて、水道関係機関と事前協議を行い、給水地域内に火災が発生した場合、加圧送水が迅速に行われるようにする。

(2) 建築同意制度の推進

消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(3) 予防査察

市及び消防機関は消防法の規定に基づく、防火対象物の予防査察の実施にあたっては、位置、構造、設備及び管理の状況を把握し、消防用施設等の状況を検査して、当該対象物の関係者に対する、火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 防火対象物に対する防火管理対策(防火管理者育成指導)

学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物所有者は、必ず防火管理者を置き、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防災訓練の実施、火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう指導する。

①消防職団員による教育訓練

②防火基準適合表示制度

③自衛消防隊の育成

④消防計画の作成

⑤消防情報

⑥防火思想の普及計画

第10節 防災知識の普及計画

■基本的考え方

この計画は、災害時の混乱防止と被害を最小限にとどめるため、平常時から各防災関係機関と連携をとり、市民等に対して災害予防又は災害応急対策等に関する防災知識の普及及び高揚を図るために定めるものである。

関係部課	安心安全課、こども福祉課、学校教育課、生涯学習課
------	--------------------------

1. 概況

1) 普及方法の手段の変化

- ・近年では、インターネットの普及が進んでいることから、市ホームページ上に防災知識の向上に関する内容を盛り込むなどの対策を検討する必要がある。
- ・また、防災情報の提供にあたっては、市内の防災に関する情報・図書等を一箇所に集約するとともに、情報の所在を広く周知することが効果的である。

2) 求められる普及内容

近年起こった大災害を教訓として、自らの生命を守るための普段からの防災に対する知識の向上と、日常生活コミュニティを基盤とした隣近所を助け合う共助に対する意識普及が重要視されている。災害の危険性や安全対策、避難行動に関する知識の普及はもとより、自助、共助に関する災害思想の普及を図るための情報を積極的に提供していくことが求められる。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

2. 対策

1) 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②つくばみらい市内で想定される風水害に関する知識
- ③気象情報入手に関する知識
- ④注意報・警報発令時にとるべき行動
- ⑤避難勧告・避難指示の発令時にとるべき行動
- ⑥早期避難（避難準備情報の意味）の重要性と避難場所及び避難路
- ⑦災害時要配慮者支援の方法
- ⑧避難場所での行動
- ⑨災害時に機能する公的団体の活動内容に関する知識（行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など）
- ⑩自主防災組織の地域での防災活動
- ⑪その他地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

① 広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

② 情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③ 講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④ 個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

⑤ その他のメディアの活用による普及

ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

イ ビデオ、フィルムの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネットの活用

2) 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 幼児・児童・生徒等に対する防災教育

① 幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、幼児、児童及び生徒(以下「児童・生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

② 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れなど、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3) 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

第11節 防災訓練計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策を円滑に進めるうえで必要となる災害時の行動と心構えを養うため実施する訓練について定めるものである。

関係部課	安心安全課
------	-------

1. 概況

- ・各種防災訓練の実施にあたっては、自主防災組織やボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加を促すことによって、自助、共助が機能することとなる。
- ・また、近年では、防災訓練を擬似体験するゲームなどが様々な機関で用いられており、その対象は主に自主防災組織の訓練に適している。今後、自主防災組織の強化を図るため、疑似体験訓練を用いるなどの工夫が必要である。
- ・発生可能性の高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努める。

2. 対策

1) 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに住民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務めるものとする。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物排除
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要配慮者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業者、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法、災害時要配慮者支援等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関、事業者等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育所、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 水防訓練

梅雨期及び台風等の出水に備え、水防活動を迅速・的確に遂行するため、消防団員(水防団員)及び関係機関の協力により訓練を実施する。

(3) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

(4) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(5) 通信訓練

災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、茨城地区非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 自主防災組織及び住民等が実施する訓練

(1) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(2) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

(3) 事業所等における訓練

事業所等の管理者は、県、市、消防機関、その他関係機関と協力して、関係者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第12節 防災組織等の活動体制整備計画

■基本的考え方

この計画は、市民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域の防災活動が効果的に行えるよう、自主防災組織の確立について定めるとともに、共助の考え方に基づいて活動を行うボランティア組織の活動の支援体制について定めるものである。

関係部課

安心安全課、産業経済課、社会福祉課

1. 概況

1) 市内自主防災組織の活動実態

- ・市内には自主防災組織がある。
- ・市では、備品購入等について補助を行っている。
- ・活動状況としては、自主的に防災活動を行っている。

2) 自主防災組織やボランティア団体に求められる役割

- ・高齢者世帯の独居化が増加する中で、自主防災組織が災害時に果たすべき役割の重要性が増加している。
- ・今後、自主防災組織の設立支援を積極的に実施するとともに、自主防災組織の活動を効果的なものにするために、リーダーの養成や活動支援などを積極的に実施していくことが求められる。

2. 対策

1) 自主防災組織等の整備

(1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位・編成

①組織単位

組織の単位は町会や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

①平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検

- エ 防災資機材の備蓄
- オ 災害時要配慮者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- カ 災害時要配慮者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

②災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出、救護
- オ 救助・救護者リストの作成
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- キ 災害時要配慮者の安全確保

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市、及び県は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

防災ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療・防疫、語学、アマチュア無線)とに区分し、次の表に示す市、県、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

また、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県(保健福祉部) 市	県社会福祉協議会 市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師・看護師、臨床検査技師、医療放射線技師、理学療法士、作業療法士)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師、助産師、栄養士) 歯科診療(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士) メンタルケア(精神保健福祉士、臨床心理士)、医業類似行為業務の提供(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師)	養成無し 登録無し	県(保健福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(生活環境部)	県(生活環境部)

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等、予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

① ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

② 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

3) 地区内の防災活動推進

- ・住民、事業者は防災力の向上を図るため、共同して自発的な防災活動の推進に努める。
- ・住民、事業者は必要に応じて地区防災計画を作成し、防災会議に提案することができる。
- ・必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

4) 事業所の自主防災体制の強化

(1) 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

①自衛消防隊等の設置の目的

劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

②自衛消防隊等の設置対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、防災防止にあたる効果が効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

③自衛消防隊等の設置要領

消防機関は、事業所の規模、形態により、例えば、百貨店、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りする建物は、消防法第8条の規定による防火管理者を選任することによるほか、管理権限が別れている複合用途の雑居ビル等の場合、共同防火管理協議会を中心とする防火体制の整備を指導するなど、その実態に応じた組織づくりを指導する。

また、危険物施設や高圧ガス施設等の場合、周辺に及ぼす影響が大きいことから、施設管理者に、事業所及び相互間の応援体制を整備するよう指導する。各施設の防火管理者は、消防計画や防災計画を策定する。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

①自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

②自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- ・ 防災訓練
- ・ 施設及び整備等の点検整備
- ・ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ・ 情報の収集伝達

- ・ 出火防止及び初期消火
- ・ 避難誘導・救出救護

5) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業防災分やの進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に務める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市は企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

第13節 災害時要配慮者支援計画

■基本的考え方

この計画は、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など、災害時要配慮者に対する円滑な情報伝達、避難及び救助・救急体制について定めるものである。

関係部課

社会福祉課、こども福祉課、介護福祉課、健康増進課

1. 対策

1) 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

市は、施設管理者等に対し、予防及び災害時の対応、組織体制や行動計画などを盛り込んだ防災計画の策定、入所者の身体的特性や災害時の注意事項などを記録した災害時要配慮者リストの作成に関し指導、支援を行う。

また、災害に対する安全性が十分ではない施設について、災害時に他の安全な施設へ入所者を移送する必要があることから、予め自主防災組織等地域の住民組織との協議を行い、非常時の支援体制について定めておくよう指導する。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

市は、災害情報を迅速に伝えるための通信連絡体制の整備を図るとともに、防災関係機関や医療機関との連絡体制及び他社会福祉機関との相互応援協定の締結を図るなど、施設管理者に対し、連携体制の強化について助言、指導及び支援を行うものとする。

また、施設と近隣住民、ボランティア組織の連携に向けて、必要な助言、指導及び支援を行うものとする。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

被災地域の災害時要配慮者を受け入れる施設については、応急的な措置が施せるよう、平常時から医薬品、医療機器等を備えておく必要がある。また、十分な設備が整っておらず入所者の移送が必要な施設についても、移送までの応急的な措置が施せるよう、必要な資機材を確保しておく必要がある。

市では、災害時要配慮者の避難場所ともなる重要な社会福祉施設等に対し、周辺地域の災害時要配慮者を十分受け入れることが可能な備蓄品目、及び備蓄量について調査、把握し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を行う。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間または休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する必要がある。市は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

2) 在宅災害時要配慮者救援体制の確保

(1) 災害時要配慮者避難支援プランの作成

在宅災害時要配慮者救援にあたっては、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針(平成25年8月 内閣府 防災担当)を踏まえ、災害時における情報伝達体制の整備及び災害時要配慮者情報の共有化により、避難支援プランを策定する。

①救助班の設置

福祉関係部局を中心とした横断的な組織として、災害時要配慮者の支援を行う「救助班」を設け、避難支援を的確に実施する。

②関係部課・機関等の連携強化

ア 消防団、自主防災組織等との連携強化

市は、消防団や自主防災組織等、地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者を明確にする。

また、消防団、自主防災組織等に対し連絡の不通を想定した伝達網の整備を行うよう指導する。

イ 福祉関係者との連携

市は、各種協議会等を通じ、平常時から災害時要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と「救助班」との連携を深める。また、福祉関係者に対する防災研修を定期的実施するものとする。市は、福祉関係者がケアプランの策定時を含め、平常時の福祉サービス活動や避難支援プランの策定作業を通じて、災害時要配慮者への情報伝達方法について、きめ細かく把握するよう指導する。

(2) 災害時要配慮者情報の共有

緊急時の支援プランの策定に先だって、平常時から災害時要配慮者と接している福祉関係者との連携・協力により、災害時要配慮者の情報を共有化するための取り組みを促進する。災害時要配慮者の情報共有にあたっては、「同意方式」、「手上げ方式」、「関係機関共有方式」の3つが主になっているが、最終的には社会福祉協議会等の関係者の協力のもと、本人の情報共有に関する意向を得た上で、避難支援プランに反映させるものとする。

(3) 避難準備（災害時要配慮者避難）情報の発令

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月 内閣府 防災担当）に基づき、避難準備（災害時要配慮者避難）情報等の判断基準を事前に定めた上、災害時に発令する。今後、避難行動に時間を要する者に避難を求めるものは、避難準備（災害時要配慮者避難）情報を標準化するとともに、市はその周知徹底に努める。

(4) 災害時要配慮者の特性を踏まえた情報提供

災害時要配慮者の特性を踏まえつつ、その日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとする。

<例>

- ・聴覚障がい者：携帯電話メール、テレビ放送（地上波デジタル放送も含む。）
- ・視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
- ・肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民(自主防災組織)、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織、介護保険事務所などの協力により、災害時要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、災害時要配慮者防災行動マニュアルの策定など、災害時要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

4) 福祉避難施設の指定

市は、避難生活を余儀なくされている災害時要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設の管理者に対して、災害時に災害時要配慮者を受け入れるように要請するとともに、福祉避難施設を予め指定する。

《市指定福祉避難施設》

番号	施設名称	所在地	電話
1	保健福祉センター	古川1015-1	0297-25-2100
2	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	神生530	0297-57-0123

5) 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災に関するパンフレットを外国語により作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 外国人が安心して生活できる環境の整備

①外国人にやさしいまちづくりの促進

避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

②外国人への行政情報の提供

生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

③外国人と日本人とのネットワークの形成

外国人も日本の地域社会にとけ込み、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人と

のネットワークの形成に努める。

④語学ボランティアの支援

市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、予めその担当窓口を設置する。

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) つくばみらい市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 大雨、暴風、洪水等の警報が発令された場合で、被害の発生が予想されるとき。
- (2) 局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎
	2 総合運動公園
	3 伊奈東中学校

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了した

と本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

(1) 警戒本部の編成及び各部・課の分掌事務（別表参照）

(2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防長、安心安全課長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」）は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第134号）の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね大規模な災害が広域な地域にわたって発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は

各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること
- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

4. その他

- ・各部長等は、対策部長（責任者）となり、対策部の調整にあたる。

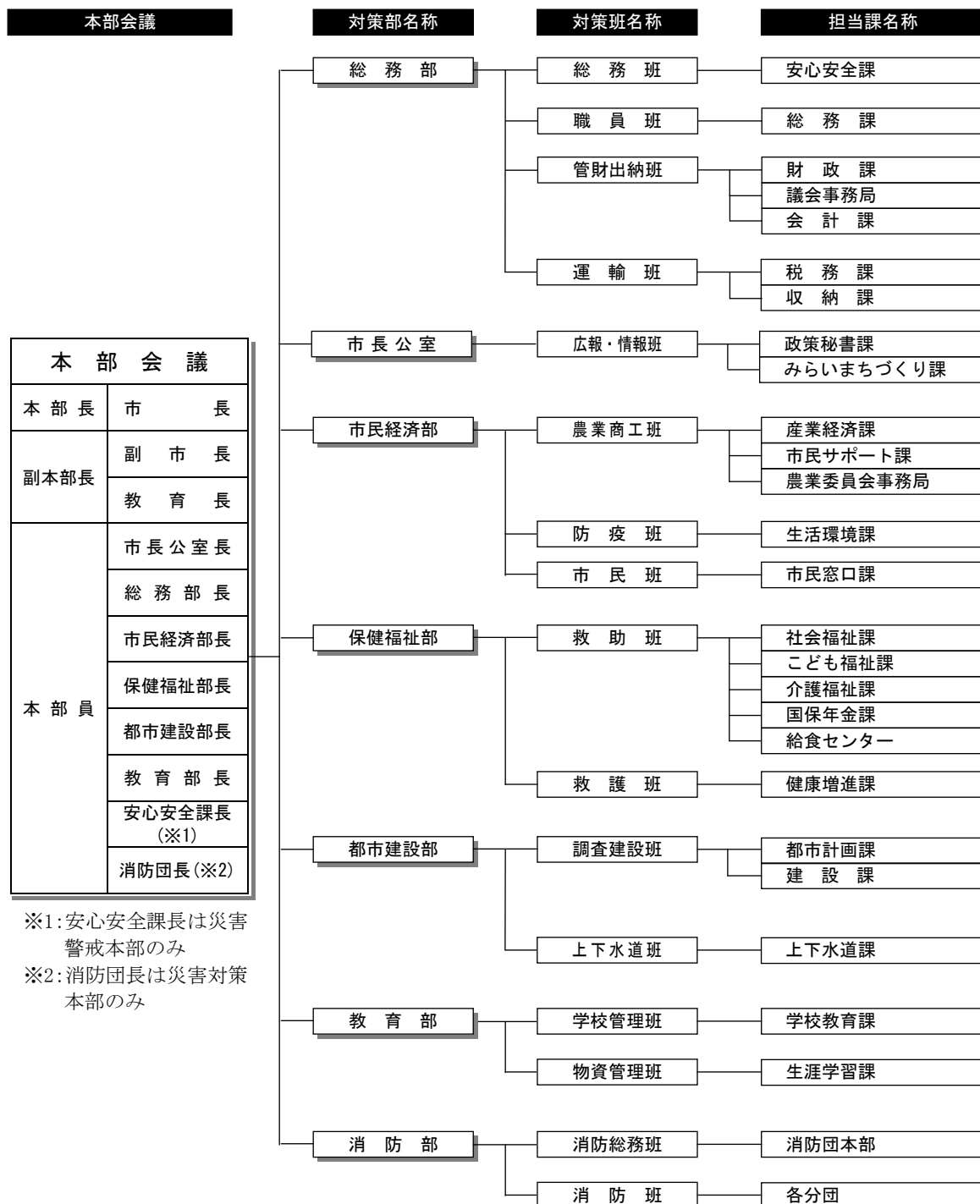
第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (安心安全課長)	総務班	安心安全課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸班	税務課長
市長公室	市長公室長 (政策秘書課長)	広報情報班	政策秘書課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (建設課長)	調査建設班	建設課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校教育課長)	学校管理班	学校教育課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防総務班	消防団副団長
		消防班	消防団副団長

- ・本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・各対策部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

【つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図】



※1:安心安全課長は災害警戒本部のみ

※2:消防団長は災害対策本部のみ

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

【別表 災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌】

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	班員等	分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	1 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 安心安全課長	1 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 2 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 消防団長	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2 災害対策本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
総務部 (総務部長)	総務班 (安心安全課長)	安心安全課員	1 本部の設置及び廃止に関する事 2 本部員の招集に関する事 3 本部会議の事務とりまとめ及び連絡に関する事 4 警報・地震情報に関する事 5 各対策班との連絡調整に関する事 6 関係機関との連絡調整に関する事 7 県、国等への被害報告に関する事 8 災害救助法の適用申請に関する事 9 自衛隊派遣要請に関する事 10 県及び他市町村への応援要請に関する事 11 防災行政無線の運用に関する事 12 交通及び防犯に関する事 13 その他本部長の特命事項に関する事
	職員班 (総務課長)	総務課員	1 職員の動員に関する事 2 職員の把握に関する事 3 職員の食糧、物資の供給及び厚生に関する事 4 職員の公務災害に関する事 5 部内・その他の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
	管財出納班 (財政課長)	財政課員 議会事務局員 会計課員	1 災害対策関係予算に関する事 2 庁舎の点検、整備及び復旧に関する事 3 災害対策に係る契約に関する事 4 車両の調達、管理に関する事 5 災害対策に必要な経費の支出に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
総 務 部 (総 務 部 長)	運 輸 班 (税 務 課 長)	税 務 課 員 収 納 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助物資、資財等の運送に関する事 2 罹災者の避難のための輸送に関する事 3 輸送関係機関との連絡調整に関する事 4 税の減免、徴収猶予等に関する事 5 部内・その他の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
市長公室 (市長公室長)	広 報 情 報 班 (政策秘書課長)	政策秘書課員 みらいまちづくり課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の対応に関する事 3 市民への災害広報に関する事 4 帰宅困難者への情報提供に関する事 5 報道機関への対応に関する事 6 災害記録の作成に関する事 7 電話の受付等災害情報の収集に関する事 8 情報の集計、整理に関する事 9 各部への収集情報の報告・伝達に関する事 10 部内・その他の応援に関する事 11 その他本部長の特命事項に関する事
市民経済部 (市民経済部長)	農 業 商 工 班 (産業経済課長)	産業経済課員 市民サポート課員 農業委員会事務局員	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料の調達・供給に関する事 2 衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事 3 農作物、農地、農業施設の被害調査に関する事 4 商業施設・工業施設の被害調査に関する事 5 家畜及び家禽の被害調査に関する事 6 家畜の飼料供給並びに草地飼料作畑の復旧に関する事 7 家畜の伝染病予防に関する事 8 労務者の確保及び供給に関する事 9 り災者の就職斡旋に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	防 疫 班 (生活環境課長)	生活環境課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみの収集、処理に関する事 2 し尿の収集、処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 防疫、衛生活動に関する事 5 災害廃棄物処理に関する事 6 災害時における公害対策に関する事 7 死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事 8 愛玩動物の保護に関する事 9 部内・その他の応援に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	市 民 班 (市民窓口課長)	市民窓口課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡その他緊急を要する窓口業務に関する事 2 り災証明書の発行に関する事 3 部内・その他の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	救 助 班 (社会福祉課長)	社会福祉課員 こども福祉課員 介護福祉課員 国保年金課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事 2 避難所の運営の総括に関する事 3 災害時要配慮者の把握・保護に関する事 4 児童及び保育園児の保護に関する事 5 り災者の救出及びその措置に関する事 6 避難所の災害時要配慮者の保護に関する事 7 仮設住宅の災害時要配慮者の保護に関する事 8 応急保育に関する事 9 避難所等における炊き出し食品の給与に関する事 10 行方不明者の把握に関する事 11 遺体の処理、安置、埋火葬に関する事 12 災害ボランティアへの対応に関する事 13 災害救助法事務に関する事 14 被災者生活再建支援法に関する事 15 義援金の受入れ、配分に関する事 16 保険料及び税の減免に関する事 17 その他本部長の特命事項に関する事
	救 護 班 (健康増進課長)	健康増進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における入所者の安全に関する事 2 所管施設の点検及び応急措置に関する事 3 病院・医院の被害把握に関する事 4 医療救護チームの編成に関する事 5 日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 7 避難所等における被災者の健康管理に関する事 8 避難所等における被災者の精神のケアに関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
都市建設部 (都市建設部長)	調査建設班 (建設課長)	都市計画課員 建 設 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 2 住宅の被害調査及び応急修理に関する事 3 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 4 被災後の都市計画及び復興計画に関する事 5 交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事 6 道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関する事 7 土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 8 災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水源の確保に関する事 2 飲料水の確保及び応急給水に関する事 3 飲料水の水質検査及び消毒に関する事 4 水道施設の被害調査及び対策に関する事 5 水道施設の保全に関する事 6 民間工事業者との連絡調整に関する事 7 下水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 8 下水道施設の応急復旧に関する事 9 部内・その他の応援に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事

第2編 風水害対策 第2章 災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
教 育 部 (教 育 部 長)	学校管理班 (学校教育課長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関する事 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関する事 3 学校関係施設の被害調査及び対策に関する事 4 教職員の動員に関する事 5 被災児童生徒の救護及び応急教育に関する事 6 学用品等の配布に関する事 7 避難所(学校施設)の開設に関する事
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の受入れ、管理に関する事 2 所管施設における入館者の安全確保に関する事 3 所管施設、文化財の被害調査に関する事 4 部内・その他の応援に関する事 5 その他本部長の特命事項に関する事
消 防 部 (消 防 団 長)	消防総務班	消防団本部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関する事 2 各分団との連絡に関する事 3 部内の連絡調整に関する事
	消防班	各消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火・水防に関する事 2 被災者の救助・救出及び捜索に関する事 3 各地区の避難・誘導に関する事

第2節 動員計画

■基本的考え方	
この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。	
関係班	職員班 ほか全班

1. 職員の参集及び動員

市域内において風水害等が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生の恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生の恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①大雨（大雪）、洪水注意報のいずれかが発表され、総務部長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制（第1）に移行できる体制とする。	
警戒体制（第1）	①大雨特別警報または、大雨（大雪）、洪水、暴風警報のいずれかが発表され、被害の発生が予想されたとき ②その他、気象状況により、市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制（第2）に直ちに切りかえ得る体制とする。	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	①局地的災害が発生し、なお被害が拡大する恐れがあるとき又は市長が必要と認めたとき ②その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課で予め定めた要員を配備）	災害警戒本部を設置
非常体制	広域な地域にわたって大規模な災害が発生したとき。又は、市長が必要と認めたとき。	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）	災害対策本部を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3) 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に一般加入電話を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、教育長、総務部長をはじめ、市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、気象状況を勘案の上、テレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、状況に

応じて最も迅速に参集することができる手段による。

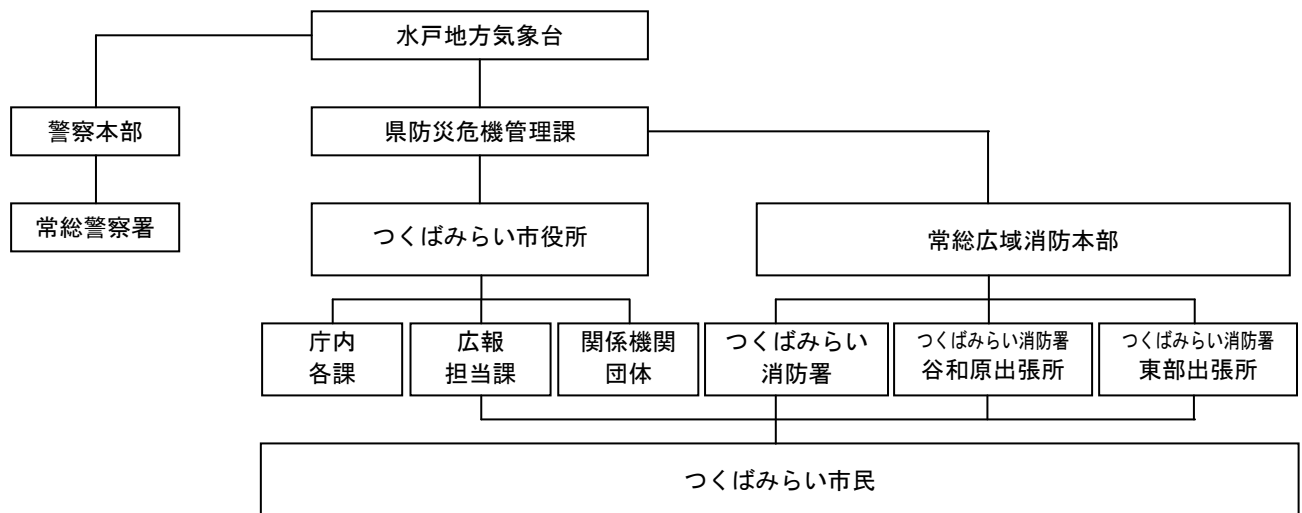
(8) 参集時の留意事項

- ① 参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ② 参集する職員は、参集途上、人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③ 参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

第3節 気象情報等計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時の気象情報の収集・伝達を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	総務班、広報・情報班

1. 気象情報等の伝達系統



2. 気象注意報及び警報の種類とその発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている注意報、及び警報とその発表基準に基づき、気象情報等の伝達を行う。

3. 洪水予報及び警報

気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する鬼怒川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）又は、小貝川洪水予報（はん濫注意情報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報・はん濫発生情報）は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木事務所を通じて関係市町村に伝達する。また、気象庁から水戸地方気象台に伝達された洪水警報は、NTT東日本に伝達され、NTTの通信系統により関係の各市町村に伝達される。この場合、洪水警報の標題のみ伝達される。

4. 異常現象発見者の通報

- ① 災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条の規定に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。
- ② 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。
- ③ 通報を受けた市長は水戸地方気象台、県（生活環境部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。
- ④ 市長は、上記3）による通報を行うと同時に、住民その他の団体等に周知する。

5. 特別警報・警報・注意報の伝達

気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページやメール、ツイッターなどを活用して、住民への情報提供に努める。

1) 注意報、警報の種類

水戸地方気象台等から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。なお、本市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、茨城県南部（県南地域一つくばみらい市）である。

■注意報・警報の種類

注意報・警報の名称		発令の基準
気象注意報	大雨注意報	1時間雨量40mm以上 土壌雨量指数基準84以上
	洪水注意報	1時間雨量40mm以上
	大雪注意報	24時間降雪の深さ10cm以上
	強風注意報	平均風速12m/s以上
	風雪注意報	平均風速12m/s以上で雪を伴う
	濃霧注意報	視程100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度40%以下で実効湿度60% ^{*1} 以下
	低温注意報	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温3℃以下
	着雪注意報	著しい着雪により被害が予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により被害が予想される場合
気象警報	大雨警報	1時間雨量70mm以上（浸水害） 土壌雨量指数基準106以上（土砂災害）
	洪水警報	1時間雨量70mm以上
	暴風警報	平均風速20m/s以上
	暴風雪警報	平均風速20m/s以上で雪を伴う
	大雪警報	24時間降雪の深さ30cm以上

※発表官署：水戸地方気象台、平成22年5月27日現在

■土砂災害に関する情報

注意報・警報の名称	発令の基準
土砂災害警戒情報 (気象庁と都道府県の共同提供)	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に発表

出典：避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）平成26年4月 内閣府 防災担当

2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

① 発表基準

本市における発表基準値は下表のとおりであるが、本市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

② 市民への周知

特別警報が発表された場合、市は、住民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

■特別警報の発表基準

現象の種類	発令の基準値	つくばみらい市の基準値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	48時間降水量：260 mm 3時間降水量：111 mm
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	中心気圧 930 hPa 以下 又は最大風速50 m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	26 cm

3) 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ① 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や市民に伝えるもの。
- ② 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
- ③ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

■気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発令の基準値
台風情報	・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じる。
大雨（雪）情報	・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報じる。
竜巻注意情報	① 発表 : 竜巻注意情報は熊谷地方気象台から発表する。 ② 内容 : 雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ③ 意義 : 本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。 ④ 伝達 : 竜巻注意情報は、「竜巻注意情報伝達様式」を用いて伝達する。
その他の気象情報	・対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ・これらの情報は、次の場合に発表する。 －注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 －長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が拡がるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

■火災気象通報の基準

- | |
|---|
| ① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
② 平均風速12m/s以上、ただし、降雨、降雪中は除く
③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合 |
|---|

第4節 災害情報の収集・伝達計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 災害情報の収集・報告

次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、「茨城県被害情報等報告要領」に基づき県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して防災情報システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。また被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

- ・災害対策本部が設置されたとき。
- ・災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展する恐れがあるとき。
- ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

<報告先>

茨城県防災危機管理課	電話 029-301-2885 (直通)	FAX 029-301-2898
消防庁応急対策室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
休日・夜間用報告先(宿直室)	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告する。

2. 報告の方法

- ・被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。

- ・有線が途絶した場合は、茨城県防災行政無線電話、関東地方非常通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し、県に対し報告又は連絡するものとする。
- ・通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し報告する等、あらゆる手段を尽くして報告するように努めるものとする。

第5節 通信計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 災害時の通信手段

1) 一般住民への伝達手段

- ・公衆通信(電話、電報)
- ・広報車
- ・サイレン、警鐘

2) 防災関係機関の通信手段

- ・市防災行政無線
- ・公衆通信
- ・県防災行政用無線
- ・他機関の通信施設

2. 災害時における通信の利用方法

1) 市防災行政無線の利用

防災関係機関は、市防災行政無線を利用し、災害時の通信を行う。

2) 非常緊急通話の利用

災害時において加入電話が混み合い、電話がかかりにくい場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報等を利用する。

【具体的な利用方法】

(1) 利用する電話機

東日本電信電話株式会社茨城支店の承認を受けたもの (TEL 0297-58-2114)

※伊奈庁舎日直室直通電話

(2) 非常、緊急通話の申し込み手順

(1) に掲げる電話機により 102 番をダイヤルし、自分の電話機の指定番号及び「非常」又は「緊急」の内容を告げ申し込む。

3) 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込みものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電

報取扱局に申込みものとする。

非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、上記非常・緊急通話の内容等による。

4) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

5) 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡にあたって、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、他の防災関連機関の通信設備の利用についても協力するものとする。

- ・ 消防庁消防防災無線設備
- ・ 漁業無線設備
- ・ 茨城県防災行政無線設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 警察電話(有線・無線)設備
- ・ 茨城交通通信設備
- ・ 各消防無線設備
- ・ 国土交通省無線設備
- ・ 東京電力通信設備
- ・ その他防災関係機関の専用通信設備
- ・ 東日本旅客鉄道(株)通信設備

6) 公衆電気通信設備が利用できない場合

市長は、災害に関する予報・警報の伝達等災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(1) 使用又は利用できる通信設備

- ・ 警察通信設備
- ・ 消防通信設備
- ・ 水防通信設備
- ・ 航空通信設備
- ・ 気象通信設備
- ・ 鉄道通信設備
- ・ 電力通信設備
- ・ 自衛隊通信設備

(2) 事前協議

知事及び市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。

(災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。)

(3) 警察通信設備の使用手続き

市長が警察電話(有線電話及び無線電話)を使用する場合は、警察本部との協定に基づき原則として次の申込書による。(別表1)但し、緊急やむを得ない場合は口頭により行う。

7) 非常通信の利用

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。

また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ行う。

別表 1

(警察電話使用申込書)	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 (住所及び電話番号)	
着信者名 (住所及び電話番号)	
処 置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受信者名並びに連絡済みの時間を記入
平成 年 月 日	
茨城県警本部長 殿 (〇〇警察署長)	
申込者 氏名 印	
(注) 本申込書は正、副の複写とし、申込者 氏名印は正のみとする。	

＜頼信の手続き＞

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報依頼紙に電文形式(片仮名)又は平文ではっきり書いて無線局に依頼する。

- ①宛先の住所、氏名(職名)及び電話番号
- ②本文はできるかぎり簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合は片仮名換算)にする。
- ③本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。従って次のますをあげない。
- ④応援要請を内容とする場合は、その具体的項目(例えば「自衛隊員100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。')のように)を記入する。
- ⑤用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、又は末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

8) 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の優先電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続きにより災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行う。

9) 相互通信無線電話の利用

災害現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互に連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

10) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能、若しくは著しく困難な場合、各防災関係機関は使送により通信を確保する。

11) 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣(通信支援)の要請を依頼するものとする。

12) アマチュア無線ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア担当窓口(防災・危機管理課)の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受け入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

災害時の情報伝達を迅速にするため、アマチュア無線ボランティアとの災害時協定の締結を進める。

第6節 広報計画

■基本的考え方

この計画は、報道機関に対する情報発表と市民に対する広報活動を行うために定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 住民等への広報の方法

1) 広報の方法

市内の資機材を活用して次の方法により、住民等への広報を行う。

- (1) 防災行政用無線
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) ハンドマイク等による呼びかけ
- (4) ビラの配布
- (5) インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (6) 立て看板、掲示板等

2) 広報の内容

(1) 災害発生前

気象情報、予報、特別警報等、発生が確実とされる災害情報

(2) 災害発生後

- ①災害発生状況
- ②気象・地震に関する情報
- ③災害応急対策の状況
- ④道路及び交通情報
- ⑤地域住民のとりべき措置
- ⑥避難準備情報、避難の指示、勧告
- ⑦その他必要事項

2. 報道機関への情報発表の方法

市は、報道関係機関に対しては、災害の状況が把握され次第発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。

報道機関への発表については、災害対策本部長である市長が行うものとする。

3. その他、他機関との連携による広報の実施

1) 報道機関との連携

市は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

2) 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、県等に対し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第7節 消防活動計画

■基本的考え方

この計画は、火災、水害、震災等に際し、消防活動を円滑に実施し、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を軽減するために定めるものである。

関係班	総務班、救助班、救護班、消防総務班、消防班
-----	-----------------------

1. 消防活動体制の整備

市は市域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

市は、その区域内におけるがけくずれ及び浸水危険区域等について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

2. 応援協力体制の確立

火災、水害、震災等の非常事態時における消防活動の万全を期するため、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を行う。

3. 火災気象通報

消防本部は消防法第22条の規定に基づき、水戸地方気象台長からの火災についての気象情報を受理した場合は市に通報する。

市長は、気象の状況が火災予防上危険であると認められるときは火災警報を発令する。

4. 救急業務

1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速、適正化を図る。

2) 医師等医療関係者の出動

市長は、事故の通報を受信したときは、規模・内容等を考慮して、直ちに市内の医師及び医療関係者等の出動を要請するとともに、災害の長期化等その他の態様に応じ、隣接市町村に対しても協力が得られるよう配慮する。

3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮を行う。

市内には救急告示医療機関や救命救急センター等が存在しないことから、隣接する守谷市、

つくば市や関係機関を交えて傷病者の搬送に関する体制について予め協議して円滑な運用を図る。

4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の可能な施設を予め明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておく。

5) 医療資機材の確保

傷病者に対しては、大量の医療用資機材を必要とするので、その確保計画、運用及び医療施設に対する供給等に関し、地区医師会等と協議して円滑な運用を図る。

6) 民間ボランティア組織の積極的な受け入れ

災害時における救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における市民の通報・連絡・傷病者の移送等の協力を待つところが少なくないので、医療活動も含め、民間ボランティア組織を予め調査し、災害時における医療活動に関する協定など、円滑で十分な協力が得られるよう配慮する。

7) 初期救急医療体制の整備

市内には救急医療施設が不足していることから、特に、休日、夜間等における応急的な処置に対応できるよう、休日夜間急患センター及び当番医制の充実を図るとともに、救急医療施設の設置について予め検討し、円滑な運用を図る。

第8節 交通計画

■基本的考え方

この計画は、災害による道路、橋梁等の道路施設の被害に伴って、応急対策に支障をきたす恐れがあるときに行う交通規制、及びこれに関連した措置を実施するために必要な事項を定めるものである。

関係班	運輸班、調査建設班
-----	-----------

1. 代替輸送

J R 常磐線及びつくばエクスプレスが被災し運行不能となった場合は、常磐自動車道及び国道6号の通行性を確保し、広域からの物資輸送を可能とする。

市有自動車不足している場合は、輸送業者に輸送委託又は自動車の調達を要請する。なお不足のときは、県有自動車を要請する。

2. 交通規制の種別

1) 道路法に基づく規制(同法第46条)

災害時において道路施設の破損等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限(重量制限を含む)するものとする。

2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)

災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

4) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条の6)

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できるとともに、運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動することができる。また、この措置のためやむを得ない必要があるとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能である。

5) 道路通行規制に関する基準及び具体的対策

豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」(茨城県)及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」(茨城県)に基づき実施

する。

3. 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。

通知を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するものとする。市長はその路線管理機関に速やかに通知するものとする。

4. 関係機関別実施者

1) 道路管理者

道路管理者は、道路法第46条により道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制を行う。

2) 市本部

市以外の機関が管理する道路施設で、管理者に通知したがその管理者が規制するいとまがないときは、市長は直ちに警察に連絡して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市長が災害対策基本法第63条の規定により警戒区域を設定し、立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる等の方法により応急的な規制を行う。

5. 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって自動車交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路・橋梁の災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

- ・迂回路を確保し、これを標示する。
- ・被害が甚大の場合、市内の建設業者から、労力の応援を得て復旧にあたる。

6. 放置車両等の移動

放置された車両により、緊急通行車両の通行妨害となる事により各種の応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ緊急の必要があると認める場合、市が管理する道路について区間を指定し、当該車両その他の物件（積載物など）の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること命じるものとする。

また、車両等の占有者が移動の措置をとらない場合や、車両の損傷等により直ちに移動することができない場合、車両等の占有者が現場にいない場合など、占有者により移動の措置をとることができない場合、運輸班、調査建設班は、自ら移動の措置を行うものとする。なお、その際、止むを得ない限度において、当該車両その他の物件を破損することができる。

さらに、車両の移動場所を確保するため、周辺に公有地などがなく、やむを得ない必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他障害物を処分することができる。

第9節 避難計画

■基本的考え方

この計画は、災害に際し、危険区域にある住民を安全に避難させ人身被害の軽減を図るため、又は、災害により現に被害をうけ、避難しなければならない者を一時的に学校、公民館等に収容し保護するために定めるものである。

関係班	総務班、救助班、救護班、学校管理班
-----	-------------------

1. 避難準備情報・避難勧告・避難指示

1) 避難の勧告・指示・準備（災害時要配慮者の避難）情報

避難の勧告又は指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示を行う者

- ①市長（災害対策基本法第60条）
- ②警察官（災害対策基本法第61条，警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市長，市水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災害対策基本法第60条，水防法第29条，地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官「その場に警察官のいない場合に限る。」（自衛隊法第94条）

(2) 市長の役割

市長が大規模な災害に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、市長は、避難準備情報（災害時要配慮者の避難）情報を適切に出すよう努める。

(3) 警察の役割

警察官は生命・身体に危険を及ぼす恐れがある場合、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

警察署長は、市長が行う避難の準備、勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

(4) 自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

2) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象者

避難準備情報・避難勧告・避難指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

2. 避難を要する事態

市長は次に掲げるような事態になり、洪水等により著しい危険が切迫しているとき、又はその恐れがあると認められる場合には、危険区域の居住者に対し「立ち退き避難」又は「屋内安全確保」指示（指示のための準備）をする。

1) 河川等の洪水により避難を要する場合

- ・水戸地方気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発表され、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、かつ堤防その他の状況により避難を要すると判断されるとき。
- ・河川の上流区域が地震又はその他による被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき。
- ・河川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高いとき
- ・その他水防管理者が必要と認めたとき。

2) 土砂災害その他により避難を要する場合

- ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- ・大雨等によりがけくずれ、地すべり等の発生する恐れがあり、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと判断されるとき。
- ・火災が拡散し、又は拡大する恐れがある場合
- ・ガスの流出拡散により周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予想されるとき。
- ・その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

3. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令基準

市において、避難の準備、勧告又は指示を発令する場合は、水戸地方気象台からの注意報・警報及び気象情報、国土交通省からの河川情報などの情報から判断するものとし、その基準は次のとおりとする。

1) 避難準備情報

避難準備情報の 発令基準 (要配慮者の避難)	<p>【水害の場合】</p> <p>①鬼怒川、又は小貝川の水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>②異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合</p> <p>④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>※④の場合は避難対象エリアを限定すること。</p> <p>【土砂災害の場合】</p> <p>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>②数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
------------------------------	---

2) 避難勧告

避難勧告の 発令基準	<p>【水害の場合】</p> <p>①鬼怒川、又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合</p> <p>②鬼怒川、又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、水位観測所の地点上流域でさらに降雨が予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>③異常な漏水等が発見された場合</p> <p>【土砂災害の場合】</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
---------------	--

3) 避難指示

避難指示の 発令基準	<p>【水害の場合】</p> <p>①鬼怒川、又は小貝川の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>②異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③決壊や越流が発生した場合</p> <p>④樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合</p> <p>※④の場合は避難対象エリアを限定すること。</p> <p>【土砂災害の場合】</p> <p>①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</p> <p>②土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>③土砂災害が発生した場合</p> <p>④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>⑤避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>
---------------	---

【竜巻に対する発令基準について】

竜巻、雷、急な大雨といった積乱雲がもたらす激しい現象は、短時間で局所的に発生することが特徴であり、最新の観測・予測技術をもってしても、発生する場所や時刻を予測することが困難である。竜巻、雷が発生する可能性に応じて、気象庁から「気象情報」「雷注意報」「竜巻注意情報」の順に段階的に防災気象情報が発表されるが、竜巻注意情報は、府県予報区単位で発表され、市町村単位では発表されていない。このため「竜巻注意情報」が発表されたとき、竜巻、雷等が必ず発生するわけではないものの、これらの現象が発生した場合に迅速な対応が取れるような体制を構築しておくことが望ましい。

4. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の内容

避難準備情報、避難勧告、避難指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ・避難対象地域(地区名、施設名等)
- ・避難先(避難所の名称)
- ・避難経路(避難経路の名称)
- ・避難の準備、勧告又は指示の理由(避難要因となった危険要素の所在地)
- ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

5. 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達

1) 関係地域住民等への周知

避難の準備、勧告又は指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

(1) 住民への周知・伝達の手段

- ①防災無線、警鐘等の利用。
- ②ラジオ・テレビ等メディアの活用。
- ③広報車の利用。
- ④周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達。
- ⑤文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用。
- ⑥その他あらゆるメディアを使った呼びかけ。

(2) 県知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに県知事に報告するものとする。

- ①避難のため立ち退き勧告又は指示したとき。
- ②避難準備情報をだしたとき。
- ③避難の必要がなくなったとき。
- ④避難のため立ち退き先を指示したとき。
- ⑤警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨、市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- ①発令者
- ②発令の理由及び発令の日時
- ③避難の対象区域
- ④避難先
- ⑤その他

(3) 放送事業者への連絡

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行

った旨の通報を受けたときは、速やかに放送事業者に対しFAXによって連絡するものとする。

(4) 近隣市町村等関係機関への連絡

市長が避難の準備、勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から準備、勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- ① 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- ② 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- ③ 避難の為、近隣市町村への協力を求めなければならない場合に備えて、近隣市町村に対しても連絡を行う。

6. 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

7. 避難の誘導方法

1) 避難の誘導を行うもの

(1) 危険地域における誘導

避難の準備、勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。

配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたりともに警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。

各地区の誘導責任者を当該地区の分団長とし、避難誘導は当該地区の消防団員が行う。

なお、分団長及び消防団員は、浸水被害等、被害の状況に応じては、避難できない避難所・避難場所があることを勘案する。

(2) 学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部より派遣された複数の市職員と協力し、安全な地域へ誘導する。

(3) 災害時要配慮者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要配慮者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、災害時要配慮者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

(4) 交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

2) 避難の方法

(1) 避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

(2) 携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(3) 避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

3) 屋内での待避等安全確保措置

周囲の状況等により、避難所等への移動がかえって危険と判断されるときは、必要に応じて屋内での待避等の安全確保措置を講じる。

8. 避難所及び避難場所の設置及び周知

- ・避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を利用することを原則とし、これを住民に周知徹底するが、避難所及び避難場所が利用不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、または天幕を設営するなどの措置をとる。
- ・避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- ・避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- ・高齢者等、災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう務める。
- ・必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- ・避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

9. 避難者の実態把握

1) 避難者名簿の作成

避難所及び避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿

(カード)を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらおう。記入されたカードより避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

2) 災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防機関や自主防災組織などに提供できる避難行動要支援者名簿を作成する(名簿情報漏えい止等の措置が必要)。

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	茨城県立伊奈高等学校	福田711	0297-58-6175
2	茨城県立伊奈特別支援学校	青古新田300	0297-58-8727
3	伊奈中学校	市野深600	0297-58-0201
4	伊奈東中学校	南太田254	0297-58-4631
5	谷和原中学校	古川950	0297-52-2038
6	小絹中学校	絹の台1-14-2	0297-52-0505
7	小張小学校	小張1661	0297-58-0003
8	豊小学校	豊体1692	0297-58-1008
9	谷井田小学校	谷井田2047	0297-58-1143
10	三島小学校	下島422	0297-58-2505
11	東小学校	足高1313	0297-58-6529
12	板橋小学校	板橋2379	0297-58-0002
13	谷原小学校	加藤241	0297-52-2009
14	十和小学校	上長沼1250	0297-52-4332
15	小絹小学校	小絹858	0297-52-3008
16	福岡小学校	福岡971	0297-52-5004
17	陽光台小学校	陽光台3-1	—
18	わかくさ幼稚園	板橋3023-1	0297-58-0014
19	すみれ幼稚園	下島592	0297-58-3425
20	谷和原幼稚園	上小目600	0297-52-2330
21	伊奈第1保育所	山王新田1253	0297-58-2422
22	伊奈第2保育所	小張4705	0297-58-1025
23	伊奈第3保育所	長渡呂新田715	0297-58-1597
24	伊奈第4保育所	狸穴1072-14	0297-58-6002
25	谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	0297-52-2100
26	谷和原第2保育所	上小目600	0297-52-4217
27	総合運動公園	小張1770	0297-58-4005
28	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	神生530	0297-57-0123
29	谷井田コミュニティセンター	谷井田1960	0297-57-8551
30	小絹コミュニティセンター	小絹848	0297-52-0789
31	板橋コミュニティセンター	板橋2675-1	0297-58-9797
32	みらい平コミュニティセンター	紫峰ヶ丘4-4-1	0297-38-7240
33	伊奈公民館	福田195	0297-58-5081
34	谷和原公民館	古川1025	0297-52-2141
計		34 施設	

※水害の程度によっては使用できない施設もある。

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話／公園種別
1	茨城県みなみ農業共済組合旧茨城南支所	中平柳336-1	—
2	みらいの森公園	富士見ヶ丘1丁目	地区公園
3	絹の台桜公園	絹の台3丁目2他	近隣公園
4	福岡堰さくら公園	北山2633-7他	近隣公園
5	みらい平さくら公園（1号近隣公園）	陽光台3丁目	近隣公園
6	みらい平どんぐり公園（2号近隣公園）	紫峰ヶ丘4丁目	近隣公園
7	鈴の丘公園	絹の台1丁目13	街区公園
8	鐘の丘公園	絹の台5丁目14	街区公園
9	笛の丘公園	絹の台3丁目28	街区公園
10	勘兵衛新田児童公園	伊奈東33-100 他	街区公園
11	石の公園（1号街区公園）	陽光台3丁目	街区公園
12	すこやか公園（2号街区公園）	陽光台4丁目	街区公園
13	なかよし公園（3号街区公園）	陽光台2丁目	街区公園
14	くわがた公園（4号街区公園）	富士見ヶ丘2丁目	街区公園
15	かえる公園（5号街区公園）	富士見ヶ丘3丁目	街区公園
16	ほたる公園（6号街区公園）	富士見ヶ丘4丁目	街区公園
17	てんとうむし公園（7号街区公園）	富士見ヶ丘1丁目	街区公園
18	かたつむり公園（8号街区公園）	紫峰ヶ丘3丁目	街区公園
19	とんぼ公園（9号街区公園）	紫峰ヶ丘2丁目	街区公園
20	ちょうちょう公園（10号街区公園）	紫峰ヶ丘5丁目	街区公園
21	きょうりゅう公園（11号街区公園）	紫峰ヶ丘1丁目	街区公園
計		21 施設	

※水害の程度によっては使用できない施設もある。

10. 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- ・避難所等開設の日時、場所及び施設名
- ・収容状況及び収容人員

11. 避難所及び避難場所の開設及び運営

- 1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難所等の開設は原則として、市長が行う。避難所等は、地域の避難場所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要配慮者を優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

<居住区域の代表者(班長)の役割>

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルール of 徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要配慮者への配慮徹底
- ⑦その他避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

(3) マニュアルに基づいた運営

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月:内閣府)」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、避難所の運営を行う。

2) 避難所等の開設

被害状況により避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により避難所等を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

②設置場所

- ア 避難所等として予め指定している施設
- イ 避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合

には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所等の開設の要請

避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所等の開設の報告

避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み

3) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、職員をはじめ、自主防災組織やボランティアなどを各避難所に配置し、避難所の運営を行う。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

<避難所開設・運営の手順>

- 手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する
- 手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する
- 手順③：災害時要配慮者の優先スペースを確保する
- 手順④：避難者の受け入れスペース確保する
- 手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する
- 手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する
- 手順⑦：避難所内に事務室を開設する
- 手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する
- 手順⑨：災害時要配慮者、病人等を移送する
(本部との連絡による受け入れ先の確認)
- 手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する
- 手順⑪：避難所指定地区住民名簿を使用し、安否を確認する
特に災害時要配慮者の所在を確認する
- 手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする
- 手順⑬：住民班長を決定する
- 手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする
- 手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する
- 手順⑯：避難所の運営に伴う記録を作成する

4) 福祉避難所の開設

市は、予め指定された福祉避難所を開設し、災害時要配慮者を収容する。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・指定福祉避難所：保健福祉センター、総合福祉施設さらくやまふれあいの丘
- ・その他施設：福祉施設、保育所 等

5) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 避難所等における生活環境の維持

避難所の生活環境が良好に保たれるよう、暑さ寒さ対策などの必要な措置を講じることや、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の確保にも努める。

(3) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

6) 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

① 要医療者への医療の確保

高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援する。

② 保健指導の実施

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気の遂行及びエコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

③ 内服薬の提供

継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

④ 栄養指導の実施

避難所の食事における炭水化物の過多、野菜やたんぱく質の不足、アレルギー対策及び要医療者への栄養指導を実施する。

⑤ レクリエーション等の実施

市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

⑥遊び場の確保

市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 災害時要配慮者の把握

避難者の中から災害時要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

7) 精神保健、心のケア対策

(1) 市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。

① 第1段階

・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第3段階

・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

8) 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

災害時要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、災害時要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、災害時要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、

災害時要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・指定福祉避難所：保健福祉センター、総合福祉施設きらくやまふれあいの丘
- ・その他施設：福祉施設、保育所 等

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- ④開設期間の見込み

12. 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

13. 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

14. 広域避難（広域一時滞在）

市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第10節 食糧供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害時に住家の被害等により自宅で炊飯ができず、又、食糧の販売機構が麻痺し、食糧の購入が困難な被災者に対し、応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時縁故等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護するために定めるものである。

関係班	運輸班、農業商工班、救助班
-----	---------------

1. 実施責任者

食糧の供給は市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2. 対象者

- ・避難所等に収容された者
- ・住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は、床上浸水等のため、炊事ができない者
- ・住家に被害を受け、一時縁故先等へ避難する者
- ・旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- ・災害復旧作業に従事する者

3. 食糧の供給

- ・炊き出しその他による食糧の供給は、次項以降に定める主要食糧の応急供給による米穀、乾パン又は食糧品店等から購入した弁当、パン等により行い、供給にあたっては、被災者が直ちに食することができる現物を支給する。また、必要に応じて漬け物及び野菜等の副食、みそ、醤油及び食塩等の調味料についても供給する。なお、乳児に対する供給は原則として粉ミルクとする。
- ・米穀による炊き出し供給は、避難計画に基づく避難所に設置された炊き出し設備等により炊飯して行う。
- ・炊き出し供給のための調味料、副食等は関係業者から調達し被災者に支給する。

4. 費用の範囲

「食糧供給」のため支出する費用は、季別（災害の発生をもって決定する。）及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

5. 実施期間

炊き出しその他による食糧供給の期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が一時縁故先等へ避難する場合、3日分以内を現物により支給することができる。

6. 主要食糧の応急供給

1) 応急供給は、次に掲げる事項で、市長が供給の必要を認めたとときに行う。

- (1) り災者に対し、炊き出し等による食糧の供給を行う場合。
- (2) り災により販売業者が通常の供給を行うことができないため、販売業者を通じないで供給を行う必要がある場合。
- (3) 災害地における救助作業、緊迫した災害防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

2) 供給食糧

供給食糧は原則として米穀とするが、消費の実情等に応じ乾パンとする。

3) 供給数量

供給数量は、次に掲げる一人あたりの基本数量に市長が必要と認める供給者数及び供給の日数を乗じて得た数量とする。

区 分	数 量		備 考
	米穀	乾パン	
1) の (1) の場合	一食あたり200精米グラム	一食あたり1包 (115g入り) 以内	乾パンは、市長が必要と認めた場合、先の数量の外に供給することができる。
1) の (2) の場合	一日あたり400精米グラム		
1) の (3) の場合	一食あたり300精米グラム		

4) 調達方法

(1) 市内業者等からの調達

市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、り災者に供給する。

(2) 県からの調達

市長は、市内の販売業者等から調達しても、さらに不足が生じたときは、知事に対して県で備蓄している食糧、又は県が予め協力を依頼している業者等に主要食糧の引渡しを要請し調達する。

(3) 政府所有食糧の調達

市長は、市内業者等や県からの調達を行っても応急食糧が必要と認める場合は、知事を通じて「政府指定倉庫の責任者」又は「茨城農政事務所」に応急用米穀の引き渡しを要請し調達する。

5) 供給必要人員の報告

市長は、応急食糧の供給を必要とする人員を県南農林事務所長を通じ知事に報告する。

第11節 衣料・生活必需品等供給計画

■基本的考え方

この計画は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失、又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の衣服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するために定めるものである。

関係班	運輸班、農業商工班、救助班、物資管理班
-----	---------------------

1. 実施者

生活必需品の供与又は貸与は、市長が行う。

市限りでは困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

- ・災害により住家に被害(床上浸水以上)を受けた者
- ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- ・被服、寝具その他生活必需物資がないため直ちに日常生活を営むことが困難である者

3. 衣料・生活必需品等の供与又は貸与

1) 供与又は貸与の方法

物資の配分については、全壊(焼)、流出世帯と半壊(焼)、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて配分する。

また、供給・貸与にあたっては、被災の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女の違いに配慮する。

2) 供与又は貸与の品目

- (1) 寝具 … 毛布等
- (2) 日用品雑貨 … 石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティシュ、紙おむつ等
- (3) 衣料品 … 作業服、婦人服、子供服、下着、靴下、運動靴等
- (4) 炊事用具 … 鍋、釜、やかん、包丁、缶切等
- (5) 食器 … 箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
- (6) 光熱材料 … ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
- (7) その他 … ビニールシート等

4. 調達方法

衣料・生活必需品等の物資の調達については、応急救助用として必要な数量を市内関係業者との密接な連携により行う。

5. 費用の範囲

「被服・寝具その他生活必需品の供与又は貸与」のため支出する費用は季別(災害発生の日をもって決定する)及び世帯区分により1世帯あたりの範囲内とする。

6. 実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

7. 義援物資対策

- ・各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- ・各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

第12節 給水計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため飲料水が枯水又は汚染し、飲料に適する水を得ることができない者に対し飲料水を供給するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保するために定めるものである。

関係班	総務班、上下水道班
-----	-----------

1. 実施機関

- 1) 飲料水の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- 2) 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- 3) 水道施設の応急復旧は、水道事業者が行う。

2. 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者を対象に行うものとする。この場合、医療施設、避難場所、福祉施設等の施設については他に優先して供給する。

3. 給水方法等

1) 住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

【水道用水供給事業者】

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

2) 給水方法

取水地点で確保した飲料水を給水用具及び車両等を活用して、給水拠点まで運搬し給水する。なお、給水方法としては、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等により行う。

4. 確保方法

応急飲料水については、被災後、使用可能な水道施設(消火栓等)により、仮設配水管を敷設し飲料水を確保するものとする。

5. 給水量

被災者に対する最低給水量は、1人1日3リットルとするが、給水能力増強見込み及び水道施設の復旧状況に応じ、飲料水以外の生活用水についても漸次、給水量を増加する。

6. 費用の範囲

費用の範囲は、給水に必要な機械、器具の借り上げ賃、修理費及び燃料費。また、浄水用薬品及び資材費も含む。

7. 応急復旧

1) 応急復旧方針

水源(取水)施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設(送配水管、配水本管、配水小管)給水装置の順に復旧する。

2) 応援・協力

市は、市内の水道工事業者と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業者、水道工事者等の応援又は協力を求める。

また、被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために、技術者、資機材、用水等について応援又は協力を求められたときは、可能な限りこれに応ずるものとする。

水道工事業者、水道資機材の取り扱い業者及び防災関係機関は、水道事業者の行う応急給水復旧活動に協力するものとする。

第13節 災害時要配慮者安全確保対策計画

■基本的考え方

この計画は、発災時に、自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障がい者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人などの災害時要配慮者、及び災害時要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する安全確保及び必要な救助に関する措置について定めるものである。

関係班	救助班、救護班
-----	---------

1. 計画方針

災害時に自力で避難が困難な高齢者、乳幼児、肢体不自由者、及び視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる災害時要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2. 実施機関

- ・市は、災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策を図るため、施設管理者に対し、予防を含め安全確保対策について指導するとともに、災害時の応急対策の実施について要請する。
- ・在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策は、市が実施する。
- ・本市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3. 災害時要配慮者関連施設の入所者等に対する安全確保対策

1) 救助及び避難誘導

施設管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助及び避難等のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

さらに、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、入所者及び利用者の洪水時等の避難確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の災害時要配慮者関連施設に受入先を確保する。

3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

4) 介護職員等の確保

施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の災害時要配慮者関連施設やボランティア等へ協力を要請する。

5) 巡回相談の実施

被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織)、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、災害時要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、災害時要配慮者関連施設の機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4. 在宅の災害時要配慮者に対する安全確保対策

市は、市内に居住する災害時要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成する。

1) 避難支援等関係者

災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)を次に掲げる。

■ 避難支援等関係者

- | |
|-----------------------|
| ① 消防署・消防団 |
| ② 警察署 |
| ③ 民生委員・児童委員 |
| ④ 社会福祉協議会 |
| ⑤ 自主防災組織 |
| ⑥ その他の避難支援等の実施に携わる関係者 |

2) 避難行動要支援者の範囲

この計画において、避難支援等の対象となる避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者で、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は行動(以下「避難対応等」という。)を自ら行うことが困難な者(家族等の介助により避難対応等が可能な者を除く。)とする。

■避難行動要支援者の範囲

- ① 身体障がい者のうち、肢体不自由の障がいの程度が1級又は2級の方
- ② 視覚障がいの程度が1級又は2級の方
- ③ 聴覚障がいの程度が2級の方
- ④ 知的障がい者のうち、その障がいの程度が㉠、又はA判定の方
- ⑤ 精神障がい者のうち、その障がいの程度が1級の方
- ⑥ 65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯
- ⑦ 寝たきり高齢者
- ⑧ 認知症高齢者
- ⑨ 前各号に掲げる者に準ずる状態にある難病患者その他の方

3) 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の把握

避難行動要支援者名簿を作成するため、保有する福祉情報等の整理、関係機関等からの情報の入手等により、避難行動要支援者の把握に努め、避難支援等の基礎となる避難行動要支援者の情報を整理する。

■避難行動要支援者の要件に合う者の情報を収集する資料例

- (ア) 住民基本台帳
- (イ) 身体障害者手帳交付台帳
- (ウ) 療育手帳交付台帳
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳 等

(2) 名簿の作成及び情報の提供

本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する次の各号の事項を記載した「避難行動要支援者名簿」(以下「名簿」という。)を作成する。

名簿の提供にあたっては、個人情報の管理方法等について明確にするとともに、市は名簿を取り扱う支援者に対する個人情報保護の啓発、指導を行うものとする。

■名簿に記載する情報の項目

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日・年齢
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号等の連絡方法・連絡先
- (カ) 同居家族の有無
- (キ) 避難支援等を必要とする事由(障害の種類・程度、福祉サービスの利用状況、要介護状況)
- (ク) 緊急連絡先及び避難支援等関係者の情報
- (ケ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新

- ① 名簿に登録されている避難行動要支援者及びその家族は、登録されている情報に変更（登録そのものの消去を含む。以下、同じ。）がある場合は、速やかに地域の支援者にその旨を申し出るものとする。避難行動要支援者及びその家族が申し出ることができない場合において、支援者が必要と認めるときも同様とする。
- ② 地域の支援者は、前号の申し出により、名簿（個別計画を含む。）を変更等した場合は、市にその内容を連絡するものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

① 名簿情報の利用及び提供

- (ア) 市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報を内部で目的外利用できるものとする。
- (イ) 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
- (ウ) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく避難支援等関係者その他のものに対し、名簿情報を提供できるものとする。

② 名簿情報を提供する場合における配慮等

- (ア) 市長は、名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受けるものに対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めること、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (イ) 名簿情報の提供を受けた者、その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる又は携わった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 警報の伝達及び警告

- ① 市長は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市長は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- ② 市長は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮しなければならない。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難場所までの距離、避難行動に要する時間、傷害程度区分や行動能力に対応した避難方法を事前に確認し、安全確保を図る。

(7) 個別計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、個別に避難行動要支援者と打合せを行いながら、避難支援等関係者と連携した個別計画の策定を進める。

① 具体的な支援方法に関する調整

民生委員、自主防災組織を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるように、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、以下の情報等を記録する。

(ア) 発災時に避難支援を行う者

(イ) 避難支援を行うに当たっての留意点

(ウ) 避難支援の方法や避難場所

② 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

市は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように配慮する。

4) 搬送体制の確保

災害時要配慮者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や災害時要配慮者関連施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、災害時要配慮者の搬送活動を行う。

5) 災害時要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する災害時要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

6) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。

なお、福祉避難所の食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

また、配布場所や配布時間を別に設けるなど災害時要配慮者に配慮した配布を行う。

7) 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員、ボランティア等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する災害時要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

8) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

5. 外国人に対する安全確保対策

1) 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

2) 安否確認、救助活動

警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

3) 情報の提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するためテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

また、相談窓口のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第14節 帰宅困難者対策

■基本的考え方

この計画は、災害時の帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の元、安否確認や平時からの広報、企業等に対する従業員等の事業所内留めおきなどの必要事項を定めるものである。

関係班	総務班、広報・情報班
-----	------------

1. 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

2. 備蓄の確保

帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

3. 情報提供

交通事業者との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

4. 交通事業者との連携体制の整備

帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制の構築に努めるものとする。

5. 企業の取り組み

1) 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

2) 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食糧、毛布などの物資の備蓄に努めるものとする。

3) 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

4) 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機

及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

5) 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル 171 及び災害用伝言板 web171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

6) 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

6. 大規模集客施設の取り組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

7. 各学校の取り組み

1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者提供できるよう努める。

2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

4) 飲料水等の備蓄

第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、住家が全焼、全壊又は流失し、自らの資力では住家を確保できない者に対し、応急仮設住宅を建設し、被災者の居住の安定を図るために定めるものである。

関係班	総務班、調査建設班
-----	-----------

1. 実施機関

応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

1) 住家が全焼、全壊、または流失した者

2) 居住する住家がない者

3) 自らの資力で住家を確保することができない者

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者

(2) 特定の資産のない失業者

(3) 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、身体障がい者世帯、病弱者等

(4) 特定の資産のない勤労者及び中小企業者

(5) 上記に準ずる経済的弱者

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、災害時要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、災害時要配慮者の優先入居に努めるものとする。

3. 応急仮設住宅の建設

1) 設置場所

下記の場所に設置するものとするが、災害規模、災害種別に応じ、用地が不足する場合は、適宜、小中学校グラウンド等の市の公有地を設置場所として指定する。

名称	所在地
総合運動公園 多目的広場	小張1770

2) 規模及び構造

応急仮設住宅1戸当りの規模は、「茨城県災害救助法施行細則」に定める規模を基準とする。また、建物の構造は、軽量鉄骨組立方式とする。

3) 設置戸数

住家の全焼、全壊又は流失世帯の3割以内とする。

4) 着工及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに工事を完成させるものとする。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

設置にあたってはリース方式や民間賃貸住宅などの借り上げによる方法も検討し、設置方法を決定する。

5) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

6) 応急仮設住宅の借り上げ等

市は、県が提供する、借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報などもとに必要な住宅の借り上げを行う。

4. 住宅の応急修理

1) 実施者

住宅の応急修理は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得るものとする。

2) 対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない世帯に対して行う。

3) 実施方法

被災世帯個々の修理計画を作成し、実施する。

修理戸数は住家の半焼、半壊世帯の3割以内とする。

4) 費用の範囲

費用の範囲は、材料費、労務費、輸送費、工事事務費とする。

5) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヶ月以内に完成するものとする。

5. 災害用復旧用材（国有林材）の備蓄・供給

- ・農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の早期復旧及び木材価格の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。
- ・災害復旧用材の供給は、知事、市長が要請する。

第16節 医療・助産計画

■基本的考え方

この計画は、災害のため、医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療又は助産を施し、被災者の保護を図るために定めるものである。

関係班	救護班
-----	-----

1. 実施機関

医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者

- ・災害のため、医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- ・災害のため、助産の途を失った者で、現に助産を要する状態の者

3. 医療及び助産の実施体制の確立

1) 情報の収集伝達

市は、災害時医療体制を早期に確立するために、県及び災害医療拠点有する周辺市、消防機関、周辺市医師会(きぬ医師会、つくば市医師会)との連携のもと、次の内容について情報収集を行う。そのため、平常時から、関係機関との連携を緊密に保つとともに市内病院、診療所及び災害医療拠点病院等との通信体制を整備するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 (2) 避難場所、医療救護所の設置状況 (3) 重傷者の収容状況 (4) 医薬品等医療資機材の受給状況 (5) 医療施設、医療救護所等までの交通状況 (6) その他医療体制確立に向けて参考となる情報 |
|--|

2) 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣要請

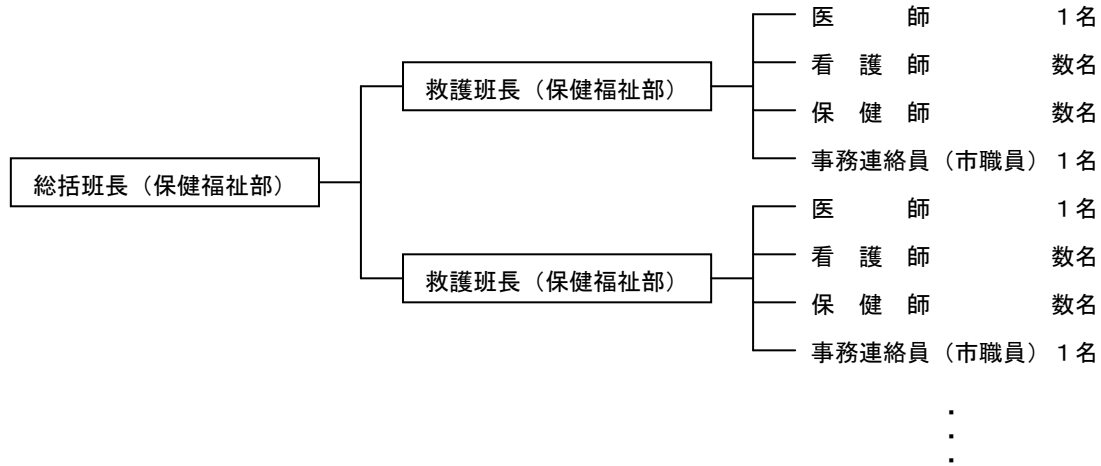
必要に応じて、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する。なお、DMATの派遣要請に当っては、茨城県内または周辺都県からのDMAT派遣に係る調整を行うとともに、DMATの活動場所(医療機関、救護所、広域医療搬送拠点等)の確保を図る。

3) 現地対策本部の設置

必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないと思われるときに、県及びその他関係機関に協力を要請する。

4) 医療救護班の編制

医療救護の実施は、医療機関等と締結した各種協定等に基づき、必要に応じて複数班を編成する。また、市で編成する救護班のみで対応が困難と判断される場合は、市長を通じて知事へ協力要請を行う。



(1) 医療救護班の業務

医療救護班の業務は以下に示すとおりである。

- ①被災者のスクリーニング（症状判別）
- ②傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ③医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- ④死亡の確認
- ⑤遺体の検案
- ⑥その他状況に応じた処置

(2) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護班は、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

5) 医療救護所の設置

(1) 設置基準

市長は、以下の基準を目安として、医療救護所の設置を決定する。

- ①医療施設の収容能力を越えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ②医療施設が多数被災し、十分機能しないと判断したとき。
- ③時間の経過とともに、負傷者が増加する恐れがあると見込まれるとき。
- ④災害救助法が適用される恐れがある災害が発生したとき。

(2) 設置場所

市長は、以下の手順に基づき、医療救護所を設置する。

- ① 災状況や負傷者の状況等を勘案し、保健福祉センターに医療救護所を設置する。
- ② 地区別の被災状況や負傷者の状況等を勘案し、小中学校をはじめとする市の公共施設に

適時、医療救護所を設置する。

- ③ 設置後は、速やかに設置内容(以下の事項)について管轄保健所に報告する。
 - ア 設置場所(医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等)
 - イ 医療救護班の必要性の有無(医師、看護師等具体的な内容)
 - ウ ライフラインの確保状況(電気、ガス、水道等)
 - エ 医療品等の必要性の有無
- ④ 速やかに広報車や無線等を使用して、医療救護所の開設状況等を住民に広報する。
- ⑤ 災害現場により自らの判断で設置することが困難と判断した場合には、保健所等と連絡を取り合って協議の上設置する。

(3) 開設及び運営

①設置統括と資機材の調達及び輸送

医療救護所が設置された後、派遣された救護班との連絡により、救護医療に必要な資機材の確認を行った上で、資機材の調達及び輸送を行う。

また、医療救護所の開設及び運営実務統括は医師及び保健福祉部が行い、市職員、消防署がそれを支援する。

②救助業務協力者の支援体制の確立

救助活動に協力させることのできる下記の者について、関係機関・団体等を通じてあらかじめ必要事項を調査するとともに、救助活動に対する協力を要請しておくものとする。

- ア 医師・歯科医師及び薬剤師
- イ 保健師・助産師及び看護師
- ウ その他、医療・助産計画に必要な事業者及びその従事者

③周辺医療機関への協力要請

市内医療機関による救護活動だけでは困難な場合、周辺市町村の医療機関の協力を要請する。

4. 医療及び助産の実施

災害により傷病を受け、医療の途を失った者及び災害発生の日前後7日以内の分娩者で助産の途を失った者に対して、医師等の指示に基づき応急処置を行うとともに、必要に応じて医療機関への搬送を行う。

1) 医療の範囲

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

2) 助産の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生資材の支給

5. 広域医療拠点との連携

1) 収容可能医療機関の確保

市内に確保された医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設(被災を免れた全医療施設)に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。また、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、病院等の要請に基づき県と協議し、後方医療施設(精神病院を含む)を確保する。

2) 重傷者等の搬送

病院等から患者搬送の要請を受けたとき、市及び消防本部は、自己所有又は応援関係消防機関の救急自動車により搬送を実施する。消防本部で救急自動車を確保できない場合は、市が輸送車両の確保に努める。また、必要に応じて県に対して救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

被災現場から救護所までは、警察署、自衛隊、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両もしくは担架等により搬送する。

6. 人工透析の供給等

1) 透析療法

保健所と協力して被災地内の透析患者の受療状況、及び透析医療機関の稼働状況等の情報を把握し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

2) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

被災地内の在宅療患者等の被災状況を確認し、県災害対策本部保健福祉部に報告する。

3) 周産期医療

被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施し、必要に応じて消防機関又は県災害対策本部保健福祉部に緊急輸送を要請する。

7. 医薬品・資機材等の確保

災害時の医薬品等は、可能な限り保健所、医療機関、医薬品販売店等で確保するものとし、不足する場合は茨城県災害対策本部に供給を要請し、確保する。

第17節 防疫計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図るために定めるものである。

関係班	防疫班、救護班
-----	---------

1. 実施者

被災地における防疫は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

本市限りで実施が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2. 実施基準及び実施方法

- ・ 検病調査
- ・ 患者の早期発見と早期治療
- ・ 保菌者検索
- ・ 患者の収容と治療
- ・ 患者への消毒と清潔方法

3. 検病調査

1) 検病調査は、県及び救護班が行う。

- (1) 班の編制は、県の指示に基づき、医師、保健師、看護師をもって編成する。
- (2) 災害地域を各班に分け、毎戸に個別訪問調査をする。

2) 検病調査の結果健康診断を実施する必要がある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条の規定により健康診断を実施する。

4. 防疫の種別及び方法

1) 検病調査及び健康診断は、知事が実施責任者として行うので、救護班は県の防疫班に協力し、避難所、冠水地域の住民及び地域検病の検水を行うものとする。

2) 消毒活動は、知事の指導に基づき次の要領により行う。

- (1) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (2) 避難所の便所その他不潔な場所の消毒は、状況により随時行う。
- (3) 汚染の恐れ、あるいは疑いのある井戸の消毒を行う。
- (4) 状況により、昆虫等の駆除を行う。

3) 各世帯における家屋等の消毒

床上浸水家屋に対しては、被災直後各戸にクレゾール及びクロール石灰等消毒剤を配布し、床、壁、手洗い設備等の消毒について、衛生上の指導を行う。

5. 患者等に対する措置

被災地において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

6. 避難所の防疫措置

1) 検病調査

避難者に対しては、発病を防ぐため、1日1回の検病調査を実施する。

2) 衛生消毒剤の配置及び指導

(1) 避難場所及び被災地について衣服の日光浴、クレゾールによる消毒、クレゾール石鹼液の配置、手洗いの励行について、個別指導する。

(2) 避難所の給食作業に従事する職員については、事前に健康診断を行う。

3) 仮設トイレの管理

仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

第18節 清掃計画

■基本的考え方

この計画は、被災地における廃棄物(粗大ごみ、可燃性ごみ、不燃性ごみ、災害ごみ、し尿等)の清掃、処理を適切に行い、地域住民の保健衛生の確保、及び環境の保全を図るために定めるものである。

関係班

防疫班

1. 実施者

被災地域における清掃は、市長が実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他防災関係機関の応援を得て実施する。

2. ごみの収集処理

1) 一般ごみの収集処理

災害時には、平常どおりの集積所にごみが集積されていない場合が多いと想定されることから、地域住民の協力を促し、ごみの散乱防止に努めた上で、集積所での収集を行う。

また、状況に応じて、市内清掃業者及び運搬業者の協力を要請する。

(1) 一般ごみの優先的収集

収集は車両をもって実施し、重点的に被災地域の収集を行う。

(2) 収集したごみの処分は、指定した処理施設により行う。

(3) 市は、収集計画等を広報するとともに、ごみ捨てのルールを守るように協力を呼びかける。

2) 災害ごみの収集処理

災害時には、家屋解体により発生するがれき、廃材などが大量に発生することが想定されることから、大規模な廃棄物の仮置き場が必要となる。

災害時におけるごみの収集については、あらかじめ選定された候補地の内、災害の状況を考慮して、仮置き場を適切な場所に設置する。

3. し尿の収集処理

1) 収集不能の地域に対する容器の配布

し尿汲み取り車又は運搬車によることが不可能な地域については、状況により容器を配布、又は仮設トイレを配置するものとする。

2) し尿の処理

し尿の処理は、指定した処理施設にて処理する。

第19節 遺体の捜索及び処理埋葬計画

■基本的考え方

この計画は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するために定めるものである。

関係班	総務班、市民班、救助班
-----	-------------

1. 実施者

1) 行方不明者の捜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防関係団体等と協力して捜索する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

3) 市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2. 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの捜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ捜索の応援を要請するものとする。

- ・遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- ・遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- ・応援を要請する人員又は舟艇・器具等

3. 遺体の収容(安置)、一時保存

1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被災地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

4) 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

4. 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第20節 障害物の除去計画

■基本的考え方

この計画は、被災地の交通に支障をきたす障害物等を除去するために定めるものである。

関係班

調査建設班

1. 実施者

- ・障害物の除去は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。
- ・道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行う。
- ・市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。
- ・公共施設以外の障害物の除去は、原則としてその施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

2. 対象者等

- ・障害物の除去が交通の安全及び輸送の確保に必要な場合
- ・当面の日常生活が営み得ない状態にある者
- ・住家が半壊又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住できない状態を含む)した者で、自らの資力では障害物の除去ができない者
- ・その他公共的立場から除去を必要とする場合

3. 障害物の除去方法

市長の指示に基づき、都市建設部は資機材を用い又は建設業者の協力を得て実施するものとする。又、道路に障害を及ぼしているものの除去については、それぞれの管理者において、所有する機械器具をもって速やかに除去するものとする。

4. 障害物の集積場所

集積場所は、災害の状況に応じ公園、広場等、日常生活及び道路交通確保のため支障とならない場所を利用し、また環境衛生に注意して指定する。

5. 災害救助法による障害物の除去

本市に災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、同法及びその運用方針による。

第21節 輸送計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図るために定めるものである。

関係班	総務班、管財出納班、運輸班
-----	---------------

1. 実施者

避難、救助物資等の輸送は市長が行う。ただし、災害救助法適用時には知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援を得て実施する。

2. 対象者等

- ・被災者
- ・重傷患者、妊産婦その他災害時要配慮者
- ・飲料水、食糧及び救助用物資
- ・遺体の捜索又はその処理のための人員、資機材
- ・その他、災害応急対策の実施に必要な物資、資機材及び人員

3. 輸送力の確保

災害応急対策を実施するため、市保有車両の配車計画を定めるとともに、被害の状況により車両等が不足した場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を講ずる。

1) 市有車両の確保

- (1) 車両等の掌握、配車については管財班が行う。
- (2) 各部において車両を必要とするときは、管財班に要請する。
- (3) 管財班は、車両の要請があった場合は、使用車両を決定し、速やかに配車する。

2) 市有以外の車両の確保

市有車両が不足する場合は、営業用、自家用車を借り上げるほか、必要に応じ関係機関に応援、協力を依頼する。

4. 緊急輸送車両証明書及び標章の交付

- ・災害対策基本法第76条の規定により交通の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送に従事する車両に対しては、同法施行令第33条の規定により、知事又は公安委員会が緊急輸送車両証明書及び標章を交付する。
- ・緊急輸送に従事する車両を使用する場合は、常総警察署又は知事（防災・危機管理課）に申請して証明書及び標章の交付を受ける。

第22節 労務計画

■基本的考え方

この計画は、災害時における応急対策を実施するにあたり、供給可能な労務の確保に努め、市職員の労力不足を補い災害応急対策活動の円滑な推進を図るために定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. 実施者

災害応急対策に必要な労務の確保は市長が行う。

市長は、労務を確保することが困難又は不足する場合、知事に調達又は斡旋を要請する。

2. 労務の供給方法

1) 市職員及び知事要請による労務供給

市職員については、本計画の第2章第1節「組織計画」及び第2章第2節「動員計画」によるものとし、知事要請によるものは、第2章第23節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」による。

2) 住民からの労務供給

自主防災組織及び各自治組織等の民間団体に要請し供給する。

3) その他事業者からの労務供給

救出、救護活動及び輸送活動を実施する上で必要な労務に対し、市内各業者に要請し、供給する。

ア 医師・歯科医師及び薬剤師

イ 保健師・助産師及び看護師

ウ 土木技術者及び建築技術者

エ 大工・左官及びとび職

オ 土木業者・建築業者及びその従業者

カ 鉄道・バス経営者及びその従業者

キ 貨物自動車等の運送業者及びその従業者

ク ライフライン（電気、ガス、電話等）事業者及びその従業者

ケ その他、災害応急対策に必要な事業者及びその従業者

3. 労務作業の内容

災害応急対策における市職員以外の者の労務作業の範囲は、概ね次のとおりとする。

1) 被災者の救出・救護

救出・救護行為及び救出に要する機械器具の操作

2) 医療及び助産における移送

医師等が到着しなければ医療措置を講じられない重傷患者、又は医療措置を必要とする患者を病院等に運ぶために、他に方法がない場合

3) 飲料水等の供給

飲料水の供給行為及び浄水するための医薬品等の配布

4) 救助用物資の整理、輸送及び配布

(1) 被服、寝具その他の生活必需品

(2) 学用品

(3) 食糧品及び燃料

(4) 医薬品及び衛生材料

5) 緊急輸送道路の確保に必要な作業

6) その他災害応急対策に必要な作業

第23節 文教対策計画

■基本的考え方

この計画は、災害により平常の学校教育の実施が困難となった場合、市は、県その他関係機関と連絡を緊密に取り、又は協力を得て児童・生徒等の安全及び教育を確保するとともに、本市の社会教育施設及び文化的資源の被害を最小限にとどめるために定めるものである。

関係班	救助班、学校管理班
-----	-----------

1. 実施者

市立小・中学校の応急対策は、市長及び市教育委員会が実施し、担当は教育長及び各学校長等があたる。

2. 情報等の収集・伝達

- ・市は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- ・校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、速やかに予め定めるところにより教職員に伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。なお、児童生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。
- ・校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、その怒れがある場合は、直ちにその状況を、市その他関係機関に報告する。
- ・市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

3. 児童・生徒等の避難等

1) 避難の指示

校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に教職員等に指示する。なお、状況によって教職員は、児童・生徒等に対し個々に適切な指示を行うものとする。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するため予め定める計画に基づき誘導を行う。なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市及びその他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率及び保護者等への引渡し措置

を講ずるものとする。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 帰宅困難者対策

(1) 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者を提供できるよう努める。

(2) 児童・生徒等への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

(3) 代替バスの運行等、搬送体制の構築

(4) 料水等の備蓄

5) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、極力保護者への連絡に努めるものとする。なお、この場合、速やかに市に対し、児童生徒数等その他必要な事項を報告する。

6) 保健衛生及び健康管理

市は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食糧、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

7) 休校措置

校長等は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休校措置をとる。

8) 登校前の措置

校長等は、登校前に休校の措置をした場合は、直ちに保護者、児童・生徒等に連絡するものとする。

4. 応急教育

1) 授業の確保

市長及び校長等は、速やかに被害状況等を把握するとともに、相互に協力し教育施設等を確保すると同時に、下記の措置を講じ、授業の確保に努める。

また、校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

[応急教育の考え方]

災害の程度	施設の被害及び修復の度合	施設授業の再開	授業確保の措置
校舎の被害が軽少な場合	すみやかに応急修理をして授業を再開する。		教職員の被災等によって児童・生徒の授業に支障をきたし、校内操作の限度を越す場合には、その程度により隣接校の応援あるいは全県的な非常措置等による確保を図る。
校舎の一部が被害を受けた場合	すみやかに応急修理を行い、早期に通常授業を再開する。	①残存教室等の施設を利用する。 ②合併及び二部授業等を実施する。	
校舎の全部が被害を受けた場合	短期間に修復できる場合	臨時休校とし、家庭学習等を実施する。	
	復旧に長期間を要する場合	①公民館等の公共施設を利用する。 ②寺院等の民間施設を利用する。 ③隣接学校の校舎を利用する。 ④必要な場合は応急仮設校舎を建設する。	
特定の地域全体が被害を受けた場合	被害を受けなかった他の学校、公民館及び寺院等の施設を利用する。		

2) 教職員の確保

教育施設の被害及び教職員の事故等により、変則的学級編成による授業を実施するときは、県教育長と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずる。

5. 学用品の調達・供与

1) 対象者

災害によって住家に被害を受けた児童・生徒であることとする。

2) 調達及び供与方法

学用品等は供与対象人員、学校別、学年別等による必要数量を正確に把握し、一括購入し、児童・生徒に配分する。

3) 学用品等の品目

学用品等としては、教科書、教材、文房具及びその他授業を受ける最小限の必要な用品とする。

4) 県への要請

市限りでは学用品等の供与の実施が困難な場合は、県に対し学用品等の供与の実施及び調達について応援を要請する。

6. 避難所との機能の共有

学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有することから、災害応急対策を行う教育委員会学校教育課、学校等は事前に次の措置を講ずるものとする。

- ・学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- ・避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。

- ・避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ・学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ・避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

7. 社会教育施設・文化財の応急措置

- ・公民館・運動公園等の社会教育施設の被災状況を速やかに把握し、関係機関に連絡又は報告するとともに、その災害の程度に応じ適切な措置を講ずるものとする。
- ・文化財の被災状況を調査し、破損を最小限度にとどめるよう応急の措置をするとともに、その状況を関係機関に報告するものとする。

第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画

■基本的考え方

この計画は、災害時において、人命、財産等を保護するため必要があると認められた場合に自衛隊の災害派遣を要請するために定めるものである。

関係部課	総務班
------	-----

1. 自衛隊の派遣要請範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命財産を保護するため必要であり、かつやむを得ない事態であると認められ、ほかに実施する機関がない場合で概ね次によるものとする。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の欠壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(平成19年1月4日内閣府令2)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

2. 災害派遣要請

1) 災害派遣要請者

自衛隊の災害派遣要請は、原則として知事が文書をもって自衛隊に要請する。

2) 災害派遣要請の手続き

市長は、自衛隊の災害派遣を必要と認めたときは、知事に対し自衛隊の災害派遣要請依頼文書をもって行うものとする。

ただし、事態が急迫し所定の手続きによりがたい場合は、電話等により依頼する。なお、市長は知事に災害派遣要請の要求の申し出をできない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知する。

3) 災害派遣要請依頼書の提出先

提出先は以下のいずれかとする。

<茨城県防災・危機管理課>

電話 029-301-2885 (直通)

FAX 029-301-2898

<茨城県防災行政用無線>

電話 8-600-2885

FAX 8-600-2898

4) 記載事項は次のとおりとする。

- (1) 派遣を必要とする理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 作業の内容
- (4) 派遣を希望する人員、車両等の数
- (5) その他参考事項

5) 緊急の連絡先は次のとおりとする。

自衛隊名	部隊等の長	連絡責任者		電話番号	内線番号	
		時間内	時間外		時間内	時間外
陸上自衛隊 施設学校	施設学校長	警備課長 又は防衛班長	駐屯地当直司令	029-274-3211	234	302
陸上自衛隊 第一施設団 (古河駐屯地)	第1施設団長	第3科長	団当直長	0280-32-4141	236・237	203
航空自衛隊 第7航空団	第7航空団司令	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331	2231	2215

3. 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の災害派遣要請を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、自衛隊に通報するほか、必要な情報の交換を行う。

4. 災害派遣部隊の受け入れ体制

災害派遣部隊の受け入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分達成できるよう努めなければならない。

1) 災害派遣部隊到着前

- ・応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

- ・連絡職員を指名する。
- ・派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

2) 派遣部隊到着後

- ・派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- ・派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

5. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊がその目的を達成したときは、文書をもって知事に対し災害派遣部隊撤収要請を行うものとする。

6. 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおり。

- ・派遣活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- ・派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- ・派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害(自衛隊装備に係るものを除く)の補償。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議する。

7. ヘリコプターの受け入れ

1) 発着場の選定基準

- (1) 別表の地積基準を満たす無障害地帯であること
- (2) 地盤堅固な平坦地(コンクリート・芝生が望ましい)
- (3) 地面斜度は6度以内であること
- (4) 車両等の進入路があること
- (5) 斜線上に障害物がないこと

2) 発着場の準備

- (1) 砂塵の舞い上がる恐れのある場合は十分散水する。
- (2) 積雪時は、除雪又は圧雪を行う。
- (3) 風圧のため、飛散する恐れのあるものは、撤去する。
- (4) 発着所が校庭等の場合は障害の恐れのあるサッカーのゴール等を撤去する。
- (5) 上空から風向、風速が判定できるよう着陸点近くに紅白(又は赤)の吹流し(地上 4.5～5.0m)、又は発炎筒を設置する。
- (6) 離着陸時は、危険防止のため、関係者以外の者を近づけない。
- (7) 粉末消火器(20型 20本以上)を準備する。
- (8) 着陸点には石灰等を用いてⓍの表示をする。
- (9) 夜間にあたっては、災害用ヘリコプター発着所の無障害地帯において、進入、離陸の方向を示す表示灯を設置する。なお、表示灯は進入方向に対し直角に向ける。ただし、へ

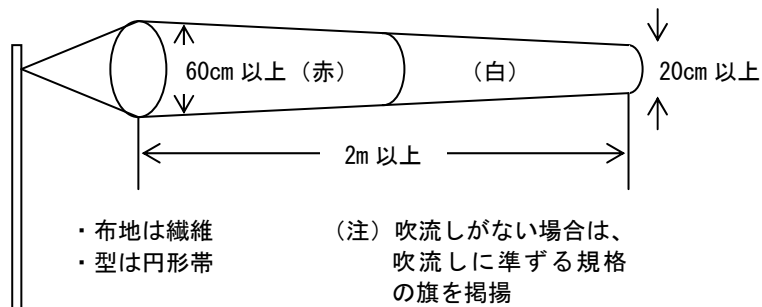
リコプターに直接向けないように注意する。

[ヘリコプター離着陸時必要面積]

機種	必要面積
OH-6×1	約 30m× 30m
UH-1×1	約 40m× 40m
CH-47×1	約100m×100m

注) 四方向に障害のない広場のとき

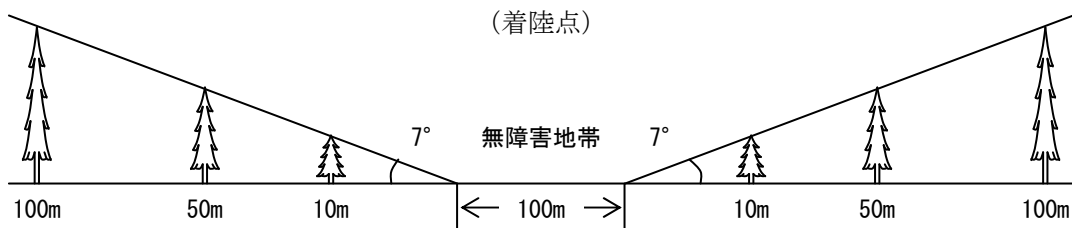
[吹流しの基準]



[災害用ヘリコプター発着場]

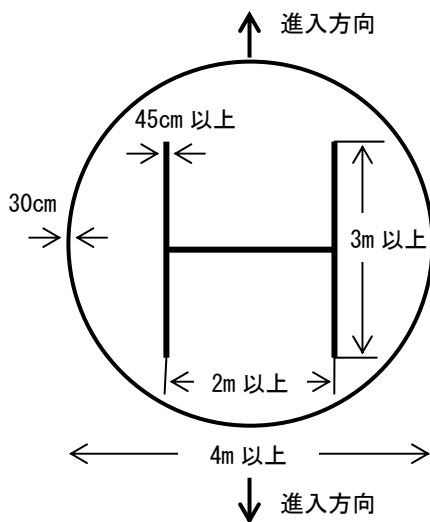
場所名	所在地	電話番号
伊奈中学校	市野深 6 0 0	0297-58-0201
伊奈東中学校	南太田 2 5 4	0297-58-4631
谷和原中学校	古川 9 5 0	0297-52-2038
総合運動公園	小張 1 7 7 0	0297-58-4005

[発着場における無障害地帯]



※基点から500mまで

[H記号の基準]



(注) 石灰で標示、
積雪時は墨汁
絵具等で明瞭
に標示

第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画

■基本的考え方

この計画は、災害が発生した場合、その応急措置を実施するため、他市町村に応援を求め
るために定めるものである。

関係班

総務班

1. 他市町村への応援要請

市長は、市域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、予め締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

2. 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は、知事に応援又は職員派遣のあつせんに求める場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 応援要請時に記載する事項

- (1) 災害の状況
- (2) 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量
- (4) 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- (6) その他必要な事項

2) 職員派遣のあつせん時に記載する事項

- (1) 派遣のあつせんに求める理由
- (2) 派遣のあつせんに求める職員の職種別人員
- (3) 派遣のあつせんに必要とする期間
- (4) その他派遣のあつせんの要請について必要な事項

3. 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもって要請することができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

1) 職員派遣要請時に記載する事項

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

4. 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

5. 応援受入体制の確保

1) 連絡窓口

市の応援受入の連絡窓口は、総務部安心安全課とする。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、応援受入連絡窓口は、災害対策本部とする。

2) 受入施設

受入施設はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

6. 経費の負担

1) 交通費、食糧費等

応援に要した負担は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

- (1) 職員等の応援に要した交通費、食糧費
- (2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

2) 災害派遣手当

法第32条の規定に基づき、市は他の地方公共団体等から災害応急対策、又は災害復旧のため派遣された職員に対して、災害派遣手当(所得税の課税対象外)を支給する。

7. 消防機関の応援要請・受入体制の確保

1) 応援要請

市内の消防機関の消防力では、十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

2) 応援受入体制の確保

(1) 受入窓口

市の応援受入窓口は、総務部安心安全課とする。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部とする。

(2) 受入施設

受入施設はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- (1) 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- (2) 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- (3) 補給・休憩宿泊施設の整備、提供(公園等)
- (4) 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として、応援を受けた市の負担とする。

第26節 農地農業計画

■基本的考え方	
この計画は、災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を定めるものである。	
関係班	農業商工班

1. 農地

1) 河川等の氾濫により農地に冠水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により冠水排水を図る。(なお、ポンプ排水または、堤防切開工事を行うにあたっては、河川管理者、海岸管理者などと事前協議を行う。)

2) 農業用施設

(1) 排水機

排水機場に浸水の恐れがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ(移動用ポンプ)により、冠水の排除に努める。

(2) 堤防

湖岸堤防、溜め池堤防用の法面崩れの場合は、腹付け工事及び杭棚工事を行う。

(3) 溜め池

溜め池が増水し、漏水、溢水の恐れがある場合、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認められるときは取水樋管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

(4) 水路

水路は、取水樋門、立切等操作あるいは仮水路、土管敷設工事など応急工事の実施により水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

頭首工の保全について、必要な措置をとるとともに、決壊する恐れがある場合は応急工事を行う。

2. 農作物

1) 農作物の応急措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に則し、必要な技術対策を立案し、農業協同組合等農業団体と一体となって、技術指導を行う。

(2) 種苗の確保

災害により農作物に被害を受け、種苗の供給の必要がある場合は、県に対して種苗の確保措置を要請するとともに、農業協同組合等を通じて拠出計画をたて供給措置を行う。

2) 家畜の応急措置

(1) 風害

- ①被害畜舎の早期修理、復旧に努める。
- ②外傷家畜の治療と看護に努める。
- ③事故畜等の早期処理に努める。

(2) 水害

- ①畜舎内浸水汚染の排水清掃を図る。
- ②清掃後畜舎内外の消毒を励行する。
- ③家畜防疫員による被災地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当をする。
- ④栄養回復のための飼料調達ならびに給与に努める。
- ⑤必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施する。

第27節 災害救助法の適用

■基本的考え方

この計画は、市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合において、災害救助法の適用による救助を適用し、もって被災者の保護と社会の秩序の保全を図るために定めるものである。

関係班	総務班
-----	-----

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の規定による。つくばみらい市に適用される具体的な基準は次の場合となる。

H26. 4. 1 現在		施行令第1条第1項(各別表による)		
人口	世帯	1号適用	2号適用	3号適用及び4号適用
48,216人	18,153世帯	市内住家滅失世帯 60世帯以上	県内住家滅失世帯数 2,000 世帯以上の場合市内住家滅 失世帯 30世帯以上	※厚生労働省との事前協議

注) 茨城県人口：平成26年4月1日現在 2,921,823人

2. 被災状況の把握及び認定

1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は次の基準による。

住家の全壊、全焼、流失世帯	= 滅失1世帯
住家の半壊、半焼、半壊等著しく損傷した世帯	= 滅失1/2世帯
住家の床上浸水、土砂堆積等により一時的に居住不能となった世帯	= 滅失1/3世帯

2) 住家の滅失等の判断基準

(1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の全壊、全焼、流失の判断基準は次によるものとする。

- | |
|--|
| ①住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの |
| ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの |

(2) 住家の半壊、半焼

- | |
|---|
| ①住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの |
| ②住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの |

(3) 住家の床上浸水、土砂堆積等

(1) 及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3) 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

3. 災害救助法の適用手続き

市長は、自地域内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、茨城県防災・危機管理課を経由し、知事に対して報告する。

4. 災害救助法による救助

1) 救助の実施

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実態に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。この場合、事務の内容及び期間を市長に通知する。なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等

救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等について、「茨城県災害救助法施行細則」に定めるところによるものとする。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設の災害復旧計画

■基本的考え方

この計画は、被災した施設の災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を図るために定めるものである。

関係部課

全課

1. 災害復旧事業の種類

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・農林水産施設災害復旧事業計画
- ・都市施設災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- ・学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- ・その他災害復旧事業計画

2. 復旧事業実施体制の確立

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行なうため、市は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

3. 災害復旧事業計画の作成

災害応急対策を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、市施設に関する災害復旧事業計画を速やかに策定する。

1) 災害の再発防止

復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関とも十分連絡調整を図り、計画を策定する。

2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及びすみやかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

3) 復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、すみやかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果が上がるよう努める。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

■基本的考え方

この計画は、被災施設の復旧事業計画を速やかに実施するために、国又は県の財政援助及び助成を得るための諸手続について定めるものである。

関係部課	財政課、会計課、税務課、収納課
------	-----------------

1. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

市長は、被災施設の復旧事業計画を速やかに策定するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行われるよう努める。このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針による。

災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業費並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1) 法律に基づき一部負担又は補助されるもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
- (10) その他

2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法第97条に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という)が発生した場合には、市長は災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

■基本的考え方

この計画は、被災した農林漁業、中小企業及び一般市民に対し災害復旧に必要な資金を迅速かつ円滑に融資又は補填、あるいは支援するために実施する諸手続について定めるものである。

関係部課	財政課、会計課、市民窓口課、社会福祉課、国保年金課、産業経済課
------	---------------------------------

1. 農林漁業復旧資金

市長は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種復旧資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

- ・天災融資法(昭和30年法律第136号)による融資
- ・茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資
- ・株式会社日本政策金融公庫(農林漁業施設資金)による融資
- ・農業災害補償法(昭和22年法律第185号)による融資

2. 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

3. 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府関係機関(株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫)の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県、国等に要望する。

4. 住宅復興資金

1) 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借り入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借り入れの促進を図るよう努める。

なお、被災者が災害復興資金の借り入れを行う際は「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」に従い、被災者の金利負担を軽減するための策を講ずる。

2) 災害特別貸付金

災害により滅失家屋が概ね 10 戸以上となった場合は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行う。

5. 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、つくばみらい市民生委員児童委員及びつくばみらい市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸し付けを行う。

また、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が、生活福祉資金の特例措置として講じられた。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

『生活福祉資金貸付条件一覧』（平成24年10月1日現在）

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯 ●			貸付上限額	据置期間（以内） 据置期間中 無利子	償還期限	利率		
	低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯						
総合支援資金	生活支援費	●		貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	6月以内	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%		
	住宅入居費	●		400,000円					
	一時生活再建費	●		600,000円					
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	●	4,600,000円	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6月程度 1,200,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	8年		
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000円	7年		
		福祉用具等の購入に必要な経費		●	●	1,700,000円	8年		
		障がい者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000円	8年		
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000円	10年		
		負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	6月以内		5年
		介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	5年		
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000円	7年		
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000円	3年		
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000円	3年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000円	3年				

第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯 ●			貸付上限額	据置期間 (以内) 据置期間中 無利子	償還期限	利率 低所得世帯	
		低所得世帯	障がい者世帯	高齢者世帯					
福祉資金	福祉費 (特例) 生活復興支援資金	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000円	6月以内	3年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		一時生活再建費	●			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内	20年	
	生活再建費	●			800,000円				
	住宅補修費	●			2,500,000円				
	緊急小口資金		●	●	●	100,000円	2月以内	8月	無利子
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	卒業後 6月以内	20年	無利子	
	就学支度費	●	-	-	500,000円				
型不 生動 活産 資担 金保	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額／300,000円	契約終了後 3月	据置 期間 終了時	年3%又は長期ブ ライムレートのい ずれか低い方	
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金		○		1,700,000円 ※2				

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。
- ※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。
- ※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

6. 母子寡婦福祉資金

「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。

7. 義援金品の受付及び配分

1) 義援金品の受付

市は、県内及び他県市町村等からの義援金品を適正に受付ける。

- (1) 義援金品は、保健福祉部において受付ける。
- (2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書を発行する。

2) 委員会の設置

市は、被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

なお、委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- (1) つくばみらい市
- (2) つくばみらい市議会

3) 義援金品の保管

市は、義援金品を適正に保管する。

- (1) 義援金は、保健福祉部救助班が保管する。
- (2) 義援品の保管場所は、市公共施設とする。

4) 義援金品の配分

(1) 配分方法の決定

義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）については、市が組織する委員会において、協議のうえ決定する。

また、義援品については、被災地区の需給状況を勘案し、配分計画を策定し効果的に配分するものとする。なお、応急対策上、不足している物質で、義援品のうち直ちに利用できる物質は、市長の指示において有効に活用する。

(2) 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法に基づき、被災者に対し、迅速かつ適正に配分する。

また、配分の際は、茨城県、日本赤十字社茨城県支部等関係機関と連携し行うものとする。

(3) 義援金品の配分に関する事務

保健福祉部救助班が担当する。

(4) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、つくばみらい市防災会議に報告するとともに、市民に対して義援金の配分結果等を公表する。

8. 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神または身体に著しい障害を受け、または住居や家財を失った被災者を救済するため、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づく「つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第61号）」に定めるところにより、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や災害見舞金を支給する。

また、県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）」に基づき、見舞金を支給する。

各種支援措置の実施に資するため、災害時早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。

1) 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3箇所以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1箇所以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2箇所以上ある場合の自然災害
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

2) 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3箇所以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1箇所以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2箇所以上ある場合の自然災害
障害の程度	<p>上記の災害により、精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるものn
支給限度額	<ul style="list-style-type: none"> ① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内における災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害		
貸付限度額	上記の災害により、負傷又は住居、家財に損傷を受けた者		
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷	150万円	
	② 家財の1/3以上の損害	150万円	
	③ 住居の半壊	170(250)万円	
	④ 住居の全壊	250(350)万円	
	⑤ 住居の全体が滅失	350万円	
	⑥ ①と②が重複	250万円	
	⑦ ①と③が重複	270(350)万円	
	⑧ ①と④が重複	350万円	
	() 特別の事情がある場合		
貸付条件	所得制限	世帯人員	市民税における前年の総所得金額
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。	
	貸付利率	年3%(措置期間中は無利子)	
	措置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)	
	償還期間	10年(措置期間を含む)	
償還方法	年賦又は半年賦		
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)		

4) 災害見舞金の支給

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者		
支給額	・死亡	1人当たり	10万円
	・重度障害	1人当たり	5万円
	・住家全壊	1世帯当たり	5万円
	・住家半壊	1世帯当たり	3万円
費用負担割合	県(10/10)		

9. 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、住家が全壊した世帯及び全壊と同等の被害を受けたと認められる世帯である（支援法第2条）。全壊には、全焼及び全流出者が含まれる。全壊と同等の被害を受けたと認められるものとしては次の世帯がある。

- ①その住家が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない理由により当該住宅を解体し、又は解体されるにいたった世帯（支援法施行令第2条第1号）。
- ②火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その住家が居住不能のものとなり、かつ、その状況が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（支援法施行令第2条第2号）。

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照。

2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1第1項条第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書により知事に対して報告し、支援法の適用を申請する。

4) 支援金支給の基準

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃貸	100	50	150
大規模 半壊世帯	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃貸	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	受託の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃貸	75	37.5	112.5
大規模 半壊世帯	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃貸	37.5	37.5	75

5) 支援金支給申請手続き

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、住家が全壊したと認定した世帯に対して、支給対象世帯、支給対象経費、支給限度額、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

①住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

②り災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめのうえ、速やかに県に送付する。

6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第4節 その他の保護計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活保護を図るため、租税及び公共料金の免除及び、郵便事業に関する特別措置、その他必要な生活保護施策を実施していくために定めるものである。

関係部課

税務課、収納課、社会福祉課、介護福祉課、国保年金課

1. 租税及び公共料金等の特例措置

市長は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を、被災住民等に周知していく。

1) 市税等の徴収猶予及び減免の措置

市は、災害により被災者の納付すべき市税等について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、市税（市民税・固定資産税・国保税・軽自動車税等）等の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法律及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等も含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2. その他公共料金の特例措置

1) 郵政事業

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

① 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を無ীয়とするゆうパック及び救助用又は見舞いの現金書留郵便の料金免除を実施する。

なお、受取場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

②被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

なお、交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

③被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

④利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

2) 東日本電信電話株式会社茨城支店の災害復旧計画

(1) 通信そ通の応急措置

災害のため通信が途絶又は著しく輻輳したときは、次の方法により速やかに通信のそ通を図る。

- ①可搬型無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- ②孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）の運用
- ③臨時回線の作成
- ④回線の分断、延長若しくは中継経路の変更
- ⑤特設公衆電話の設置

(2) ケーブルルートの復旧順位

各市町村（各支店、電話交換センター）間を結ぶケーブルルートの復旧については、被災地間の復旧を第一義として実施する。

(3) 回線の応急復旧措置

災害の状況、電気通信設備の状況に応じ、次の順位で復旧する。

「電気通信サービスの復旧順位」

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線の1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	

第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線・パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 ・第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(注) その他新規サービスについては、別途定めるものとする。

- ①この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線の復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の庁が判断する。
- ②お客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、ISDN、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- ③公共の利益のために特に必要があると認めるときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。
- ④対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- ⑤端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、そ通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

「契約約款に基づき重要通信を確保する機関」

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(4) 機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器を使用するが、各種復旧機器、資材等が不足するおそれがある場合は、各県支店の支援で対応する。

3) 株式会社エヌ・ティ・ティドコモの災害復旧計画

(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び海鮮の復旧に関し応急の措置を行う。

4) 警察通信の災害復旧計画

(1) 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話および極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これ等が復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局および有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

(2) 通信施設の復旧

通信の復旧にあたっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

①有線電話の復旧順位

ア 専用回線

(ア) 県警察本部～関東管区警察局線

(イ) 県警察本部～各警察署線

(ウ) 警察署～交番、駐在所線

(エ) 加入電話

(オ) 官公舎電話

イ 構内施設

(ア) 県警察本部施設

(イ) 警察署施設

(ウ) 県警察学校、その他の施設

②無線施設の復旧順位

ア 極超短波通信施設

イ 県警察本部超短波施設

ウ 警察署超短波施設

3. 生活保護

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第5節 災害復旧・復興計画

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るために実施する復旧・復興計画及び事業について定めるものである。

関係部課

全課

1. 復興計画の策定

災害が発生した場合、被災者の生活再建や二次災害の防止、社会経済活動の平常化等を図るため、迅速かつ円滑に復旧・復興を進める必要がある。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改編する事業と位置付けられる。

復興事業を効果的に実施するために、市長は、被災後速やかに復興計画を策定し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

1) 災害復興対策本部の設置

市長は、災害発生後、被災状況を的確に把握し、現状復旧とするか、復興とするかを迅速に意思決定し、復興の必要性を認めた場合、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。災害復興対策本部の構成員は災害対策本部を基本とするが、被災地の規模及び内容等に応じて適宜定めるものとする。

2) 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の策定

市長は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員等より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

市長は、災害復興方針に基づき、災害復興計画の策定を行う。災害復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

2. 災害復興事業の実施

1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理事業の必要性が認められる場合には、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定を行い、その旨告示する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指

定し、建築行為等の制限等を実施する。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の
手続と同様の手順で行う。

2) 災害復興事業の実施

総務部を中心として災害の状況に応じた関係部課からなる専管部署を設置し、災害復興計画
に基づく災害復興事業を推進する。

第3編 地震災害対策

第1章 地震災害予防計画

第1節 地震災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

■基本的考え方

この計画は、災害時における通信・連絡が迅速、的確に行えるよう、通信体制の明確化、情報通信設備の整備を行うとともに、適切な運用を図るために定めるものである。

関係部課	安心安全課、産業経済課、社会福祉課
------	-------------------

1. 組織体制の整備

1) 地震災害に強いまちづくりの推進に向けた体制整備概況

市は、市域に起こりうる最大の地震被害想定結果を踏まえて、地震災害に強いまちづくりの実現を図るため、関係各課が連携して対策の推進を行う。

2) 市の活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、日頃から職員に対し災害時の役割の周知徹底を図るとともに、本計画に基づき地震災害応急対策に関する活動要領(マニュアル)等を作成、配布し、災害時の初動体制・応急復旧の迅速化に努めるものとする。この際、業務継続計画(BCP)を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要なとなる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。また、関係各課では、災害時に円滑に相互連携が図れるよう、日頃からの情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行う等部局間の連携体制を整備する。

2. 相互応援体制の整備

1) 市町村間及び民間団体との相互応援

(1) 市町村間協定の見直し及び締結

現在締結されている協定について、関係市町村との協議により、必要に応じて協定内容等の見直しを行う。

また、市域に係る災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請を想定し、法第67条の規定等に基づき、他の市町村との応援協定の締結を推進する。

(2) 民間団体・事業所等との応援協定の締結

周辺市医師会、商工会、農協等をはじめとする関係団体、その他市内民間事業者との応援協定の締結を推進する。

(3) 応援要請及び受入れ

市は災害時(その後の復旧・復興対策を含む)の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続き、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、応援要請後、応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、平常時から協定を締結した市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

災害時、国等の機関に対する職員派遣要請及び斡旋が、迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

3. 自主防災組織等の育成・連携

1) 自主防災組織等の整備

(1) 自主防災組織づくりの支援

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じて、市民に自主防災組織づくりの必要性を啓発していくとともに、活動支援をPRし、自主的な組織設立に取り組む。

(2) 自主防災組織の単位・編成

①組織単位

組織の単位は町会や自治会等を基本として、必要に応じて、ブロック分けをする。

②編成

自主防災組織には組織をとりまとめる会長をおき、その下に、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食・給水班等を設置し、各班毎に班長を決める。

(3) 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は次のとおりである。

①平常時の活動

- ア 防災に関する知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 災害時要配慮者リストの作成(氏名、住所、年齢、世帯構成、身体状況など)
- カ 災害時要配慮者避難協力体制の計画
- キ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

②災害時の活動

- ア 情報の収集、伝達
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難誘導
- エ 救出、救護
- オ 救助・救護者リストの作成
- カ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- キ 災害時要配慮者の安全確保

(4) 相互協力体制の整備

市内自主防災組織間の協力体制の整備として、自主防災組織間の情報交換を促進する等連

携体制を強化する。

(5) 自主防災組織への活動支援

市は、自主防災組織に対し、その結成及び機材の整備等について支援を行う。

2) ボランティア組織の育成・連携

(1) 災害時ボランティアとの調整

災害時ボランティアは、一般ボランティアと専門ボランティア(医療、語学、アマチュア無線)とに区分し、関係団体等がそれぞれ受入れ、派遣等に係る調整を行う。

(2) 災害時ボランティア担当窓口の設置

市は災害時ボランティアの担当窓口を社会福祉協議会に設置する。

市社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等予め、その機能を整備する。

市及び市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く市民に周知する。

(3) 災害時ボランティアの活動環境の整備

市及び市社会福祉協議会は、次の活動環境の整備を実施する。

① ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

② 一般ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点や宿泊施設の指定・整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

③ ボランティア保険への加入促進

市は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、ボランティア保険の助成に努める。

3) 地区内の防災活動推進

- ・住民、事業者は防災力の向上を図るため、共同して自発的な防災活動の推進に努める。
- ・住民、事業者は必要に応じて地区防災計画を作成し、防災会議に提案することができる。
- ・必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付ける。

4) 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校、病院、工場、大規模店舗等多数の人が出入りする施設に対しては、消防法8条の規定により、防火管理者を定め、当該対象物について消防計画を作成させる。防火管理者の作成する消防計画の主眼点は、次のとおりとする。

① 当該対象物の規模、業態、階層、消防設備等を考慮した消火・通報・避難誘導・救助・警

戒等の訓練の実施。

②消防用設備の点検・整備。

③火気の使用、又は取り扱いに関する監督。

(2) 危険物施設及び高圧ガス関連事業者等の防災組織

消防本部は、危険物施設の管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

危険物施設は、爆発性、毒性等の性質のものがあり、周囲に及ぼす影響も大きいことから自主防災体制の強化、事業所相互間の応援体制等を確立する。

5) 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

市は、こうした取組みに資する情報提供を進めるとともに、企業防災分やの進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援等の高度なニーズにも応じられる市場の健全な発展に向けた条件整備に務める。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進に努める。

また、企業等においては、災害発生時に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

さらに、市は企業を地域コミュニティーの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

4. 情報通信ネットワークの整備

災害時の情報通信ネットワークは、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に定める。

第2節 地震に強いまちづくり

■基本的考え方

この計画は、都市計画マスタープラン等市のまちづくりに関する関連計画との整合を図り、地震に強いまちづくりを実現するために必要な都市施設及び建築物の耐震化等に関する対策について定めるものである。

関係部課	安心安全課、都市計画課、建設課、上下水道課
------	-----------------------

1. 防災まちづくりの推進

1) 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりを総合的に推進するため、以下の点について、防災まちづくりの方針を策定するとともに、都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画に位置づけることで、防災まちづくりを推進する。

- (1) 市の災害危険度の把握と防災に配慮した土地利用計画
- (2) 市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

2) 防災機能の集約化と防災拠点の効果的な配置

災害時においては、伊奈庁舎及び谷和原庁舎を防災拠点とし、その機能を十分に発揮するため、様々な防災機能の集約化を図るため、以下の観点から適切な配置・整備を行うものとする。

- (1) あらゆる災害の危険性が最も低い地域を重視する。
- (2) 緊急時の交通ネットワーク上最も利便性が高い地域を重視する。
- (3) 広域避難場所等防災機能等の周辺地域であることを重視する。
- (4) 防災通信連絡上最も利便性が高い地域を重視する。
- (5) 消防署等各防災関係機関からの到達時間が最も短く、効率的な地域を重視する。
- (6) その他防災上必要な観点。

3) 地域地区制度の効果的活用

既成市街地内の建物密度を土地利用に応じ適正に保つ等、都市計画法を活用した災害に強いまちづくりを推進する。

4) 都市施設の整備促進

(1) 都市計画道路

都市計画道路は、火災の延焼防止や避難路としての機能を有していることから、適宜、その整備を促進する。

(2) 都市公園

都市公園は、市内の防災拠点としての機能を有していることから、その拡充を図る。

5) 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備なまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、道路等都市基盤と一体となった整備を推進することによって災害に強い市街地づくりを進める。

6) 避難施設の整備計画の作成及び施設の追加・変更

大規模災害に備えて既に指定されている避難所及び避難場所について災害の発生時には速やかに、開設、運用ができるように、設備の拡充などに関する計画を作成する。なお、今後、施設の老朽化や市街地の動向に応じて、より安全な避難所及び避難場所の追加・変更を検討する。また、必要に応じ、近隣市町村と協議の上、広域避難場所の指定を検討する。

2. 建築物の耐震化・不燃化等の推進

1) 建築物の耐震化

(1) 公共公益施設の耐震化対策

庁舎、学校及び社会福祉施設等の公共公益施設は、災害時における避難、医療救護活動等の応急、復旧対策活動の拠点となるため、市及び施設の管理者は耐震診断及び耐震補強等の対策を推進する。また、新築・改築の際には、耐震性等の一層の確保に努める。

(2) 住宅の耐震化

一般の住宅については、耐震診断の促進を図るとともに、家屋の耐震補強の実施を促進する。

(3) 医療救護施設の耐震化

災害時において、医療救護の活動上重要な拠点となる施設について、計画的に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行う。

(4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化

特に、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(5) 一般建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため次の対策を講ずる。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 調査の結果、落下の恐れのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者または管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者または管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

(6) ブロック塀の倒壊防止対策

- ① 安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図る。
- ② 実態調査などにより、避難路及び避難場所等を重点にブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

③日頃から点検に努めるよう指導するとともに、生垣等を奨励する。

④新設または改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準を遵守する旨指導する。

2) 建築物の不燃化

建築物の不燃化の推進にあたって、経年的な市街地の動向(建築物の構造、棟数変化や密集状況など)を調査、把握した上で、必要に応じて防火、準防火地域の指定について検討し、住民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

3) 建築物の液状化被害予防対策

木造建築物については、建築基準法施行令第42条に基づき、地盤が軟弱な区域を指定する。また、指定した区域において、地盤改良等の液状化対策を指導する。

4) 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備(収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等)の整備促進を図る。併せて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

3. 土木施設の耐震化

1) 道路及び橋梁

(1) 道路の耐震化

災害時における円滑な交通を確保するため、道路管理者は危険頻度及び区間重要度等を総合的に判断し、特に緊急度の高いものから耐震化等に努める。

(2) 道路災害の防除

法面の崩壊や土砂災害の影響を受けやすい箇所について、その対策を進める。

(3) 橋梁の耐震化

老朽化など耐震性の低い橋梁については、橋脚補強等を実施するなどその対策を進める。

2) 河川及び湖岸

河川施設の維持管理体制を強化するとともに、耐震性向上の観点からの適切な対応策を講じる。

4. ライフライン施設の耐震化

1) 上水道施設の耐震化

水道事業管理者は、水道施設の耐震化について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池等の耐震補強または更新

配水池等の重要施設のうち、耐震性が不足するものについては二次災害を回避するため早急に耐震補強または更新を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性が不足する管路について速やかに更新を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど施設整備を図る。

(5) 重要給水施設への配水管の耐震化

災害時に避難者の生活の場となる避難所及び災害対策本部となる市役所については、災害時に給水を優先すべき防災拠点と位置付け、その機能に障害が生じないように、浄水場から各拠点までの配水管の布設替えを進め、耐震化を図る。

2) 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施し、耐震性が不足するものについては、可撓性・伸縮性を有する継手の採用、地盤改良等による液状化対策の実施等、耐震補強工事を実施する。

(2) 新設施設の耐震化

施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

5. 地盤災害対策

1) 地盤災害危険度の把握と周知公表

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、地下水位等に関する情報を収集し、GIS(地理情報システム)を活用して、データベース化を推進する。

(2) データベースの活用

①地盤災害対策工事への活用

整備されたデータベースを、インターネットなどを活用して広く公開することによって、公共工事、民間工事における地盤災害対策工法の必要性の判定などに活用していく。

②土砂災害ハザードマップの作成と公表

整備されたデータベースを活用して、土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などを地区単位で詳細に示した土砂災害ハザードマップを作成するとともに、それぞれの対象地区の住民に対して説明会を開催し、住民の災害に関する知識の啓発を図る。

(3) 土砂災害危険区域の周知徹底と土砂災害防止法等の適切な運用

上記個別地区以外に、市域全域の危険区域分布マップの作成及び配布により土砂災害危険区域について市民に広く周知を図るとともに、危険区域内に居住している住民等について安全対策など土砂災害防止法等の適切な運用を図る。

2) 斜面崩壊防災対策

土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域に

ついて現況調査を実施したうえで、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

3) 造成地災害防止対策

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。また、造成後は、巡視等により違法な開発等の取り締まりを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

①災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為計画を認めない。

②人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

③軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良等対策を講ずる。

4) 地盤沈下対策

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は災害による被害を増大させる可能性があるとともに、建築物、土木建造物等の耐震性劣化の可能性が指摘されている。

このため、地盤沈下が進行しないよう監視に努めるとともに、地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水等については適切な指導を行う。

5) 液状化対策

液状化による被害を軽減するため、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

6. 危険物施設等の安全確保

1) 石油類等危険物施設の予防対策

(1) 指導及び防災意識の啓発

危険物施設は、消防法及び関係法令によって、細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアルの作成を指導し、マニュアルに基づく訓練による防災意識の啓発を図る。

(2) 施設の保全及び耐震化

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努め

るよう、危険物施設の管理所等に対し指導を行う。

(3) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏洩に備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(4) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(5) 自主防災体制の確立

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるよう、危険物施設の管理者に対し指導を行う。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

(6) 防災用資機材の整備

消防本部、消防署及び市は、複雑多様化する危険物の備えとして、化学消防力の強化に努める。

(7) 市民(一般取扱者)への啓発

平成10年4月1日から可能となったガソリンスタンドにおけるセルフ給油や、各家庭における少量危険物施設からの火災等を考慮し、市民への啓発を行う。

2) 高圧ガス及び火薬類取り扱い施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

①防災マニュアルの整備及び関係者への周知

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備を所有する住民に対し、地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

②高圧ガス設備等の耐震化

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

③事業所間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生し、またはその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

④地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

①製造所への対策

従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の啓発と技術指導を行う。また、定期自主検査の実施を指導する。

②火薬庫への対策

火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の啓発を図る。また、定期自主検査の実施を指導する。

③点検及び通報

火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は、速やかにその施設の点検を行い、被害の有無等を県及び市へ通報するよう指導する。

第3節 地震被害軽減への備え

■基本的考え方

この計画は、地震被害の軽減を図る上で重要となる災害時輸送の確保、消火活動、救助・救急活動、医療救助活動、被災者支援及び災害時要配慮者の安全確保について、事前に講ずるべき対策について定めるものである。

関係部課	安心安全課、社会福祉課、こども福祉課、介護福祉課、健康増進課、上下水道課
------	--------------------------------------

1. 緊急輸送への備え

1) 緊急輸送道路の指定及び安全性の確保

本市内の緊急輸送道路は、広域輸送道路として位置づけられる常磐自動車道と、南北に隣接する守谷市及び常総市と連絡する国道294号、東西に隣接するつくば市と常総市を連絡する国道354号が指定されている。

近隣市町村では守谷市及びつくば市の救急医療体制は比較的整っており、災害時における避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬等の連絡・連携をさらに強化するため、国道294号及び国道354号の安全性確保に向けた整備を要請する。

2) 緊急輸送道路ネットワークの構築

県から指定されている緊急輸送道路と併せて、災害活動拠点との関連を考慮して、市道において緊急輸送時に重要となる道路を選定し、有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワークの構築に努める。

3) ヘリポートの指定、整備

重傷者の高度医療機関への搬送、輸血用血液、医療用資材、その他救援物資の緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを災害活動拠点となる施設、もしくはその周辺地に確保し、その整備に努めるとともに、臨時ヘリポートの指定、拡大について、県及び関係機関との協議により検討する。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図る。

2. 消火活動、救助・救急活動への備え

1) 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

火災の発生は、発生件数からも一般住宅が大半を占め、地震による出火も同様である。市及び消防関係機関は、一般住宅所有者等に対し、地震時の出火予防対策に関する知識の普及、啓発に努める。

①コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び消防関係機関は、市民に対し地震を感じたら火を消すこと、対震自動消火装置の

設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを指導する。

②電気器具からの出火の予防

市及び消防関係機関は市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを指導する。

③ガス遮断装置の普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

市は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等において、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

2) 消防力の強化

(1) 消防体制の充実・強化

合併前の消防相互応援協定を引き継ぐとともに、大災害に備えた相互応援協定を締結し、広域消防体制の確立を図る。消防力の整備指針を充足するよう消防力の整備について年次計画を立て、その強化を図る。

(2) 消防水利の充実と耐震性防火水槽の整備

消防水利には、消火栓・防火水槽のほか、河川・池などの自然水利、プールなどの人工水利があるが、地震災害時には地盤の変動による水道管の破損などにより消火栓の使用の制限が予測されることから、次の施策を積極的に進め、必要量の確保に努める。

①上水道対策は緊急給水上も重要であり、水道施設の耐震化を図り、消火栓の機能拡大に努める。

②消防水利の基準に基づき、消火栓及び防火水槽を年間計画により、新設・増設に努める。特に重要拠点には、耐震性貯水槽の配備に努める。また、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

③消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、地震災害時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

④広域応援体制の整備

大規模災害時に相互に応援活動を行うため、茨城県広域消防応援協定等に基づき、協定を締結している複数の消防本部・消防署・消防団合同の消火、救助訓練を実施し、災害時への対応力の強化を図る。また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案する。

(3) 消防団の育成・強化

地震災害時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、地震災害時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

3) 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を実施し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 救急活動体制の強化

大規模な地震災害によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

①救急救命士の計画的な養成

②高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

③救急隊員の専任化の促進

④教育訓練の計画的な実施

⑤消防本部と市内医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

⑥住民に対する応急手当方法の指導

(4) 災害用ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(5) 集団救急事故対策

集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(6) 消防本部・警察・自衛隊等救助隊との連携強化

消防本部及び警察署、自衛隊等他機関の救助隊との連携を強化し、同時多発型救助事象への対応体制を確立する。

4) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火能力の向上

過密化する市街地においては、震災時における自主的な初期消火活動が火災の延焼防止に大きく貢献することとなる。このため、市では災害危険性の高い市街地から順次、自主防災組織の設立を支援していくとともに、初期消火活動に必要な備品の整備を支援し、初期消火能力の向上を図る。

設立された自主防災組織に対し、防火用水の確保、風呂水の貯め置きなどを地域ぐるみで推進するよう指導する。また、事業所に対して、地域の自主防災組織との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努めるよう指導する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

①救出用資機材の備蓄

自主防災組織に対し、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、の

こぎり、角材、鉄パイプなどの救出用資機材の備蓄や、地域内の建築業者等から調達できるよう支援していく。

②救助訓練

自主防災組織を中心として、家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに、訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及、啓発を図る。

3. 医療救助活動への備え

医療関係機関に対し、病院防災マニュアルの策定と職員への周知徹底を図るとともに、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努めるよう指導する。

医療関係機関の防災訓練の実施にあたっては、社会福祉施設や地域住民の参加を促し、地域社会における災害時共助の推進につなげるものとする。

4. 被災者支援のための備え

1) 避難所の指定

市は、地震被害想定の結果に基づき、避難場所に避難した被災者のち居住場所を確保出来なくなった者に対するの収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館、市民センター等の公共建築物とする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用をはかる。

2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努める。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

3) 避難所の整備

避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示すとおりである。

- (1) 食糧、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (2) 生活必需品
- (3) ラジオ、テレビ

- (4) 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む）
- (5) 放送設備
- (6) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- (7) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (8) 給水用機材
- (9) 医療資機材（常備薬含む）
- (10) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (11) 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- (12) 工具類

また、避難所の設備の整備については、避難者のプライバシーに配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障がい者等の災害時要配慮者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を行う。

4) 食糧、生活必需品等の供給体制の整備

市は、社会福祉協議会及び日本赤十字社茨城県支部と連携を図り、災害時に必要となる食糧及び毛布等生活必需品の調達・供給に関する体制を整備する。

(1) 食糧の備蓄並びに調達体制の整備

①避難所等の備蓄、調達体制

市は、避難所等において想定されるり災人口の概ね3日分を目安として食糧の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパー、その他販売業者との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障がい者等の災害時要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

②住民及び地域の備蓄の普及

市は、住民及び地域に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、前記に掲げる品目等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう、指導、啓発していく。

③事業所の備蓄の普及

事業所（企業）は、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

(2) 生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

①避難所等の備蓄、調達体制

想定されるり災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるとともに、避難所に指定されている施設及び市役所等を備蓄場所として整備する。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要配慮者の状況を考慮する。さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努める。そのほか、避難場所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、予め各事業者との協定を締結し、協力体制を構築する。

②事業所、住民等の備蓄の普及

市は、事業所及び住民に対して、日常生活に必要となる品目を備えるよう指導、啓発していく。

5) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、下記応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行うものとする。

< 品 目 >

①給水タンク車 ②給水タンク ③浄水器 ④ポリ容器 ⑤ポリ袋等

(1) 行動指針の作成

市は、応急給水・応急復旧の行動指針を予め定め、職員に周知徹底する。応急給水・応急復旧の行動指針は、水道施設の耐震化の進捗等、状況の変化に応じ見直すものとする。

(2) 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておく。

5. 災害時要配慮者の安全確保のための備え

災害時要配慮者の安全確保のための備えは「第2編 風水害対策 第1章第13節 災害時要配慮者支援計画」に定める。

6. 燃料不足への備え

1) 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

2) 災害応急対策車両等の指定

(1) 災害応急対策車両等の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカー

を作成し備えておく。

(2) 災害応急対策車両管理者等の責務

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

3) 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。なお、市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

4) 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から市民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

第4節 防災教育・訓練

■基本的考え方

この計画は、市民一人ひとりの自助防災対策の向上を目的として、防災に対する知識・行動力を高めるために必要な措置について定めるものである。

関係部課	安心安全課、こども福祉課、学校教育課、生涯学習課
------	--------------------------

1. 防災教育

1) 市民に対する防災教育

(1) 普及、啓発の内容

主として次の内容について、広く市民に対し知識の普及、啓発を図るものとする。

<知識の普及、啓発を図る主な内容>

- ①地震防災に関する一般的な知識
- ②つくばみらい市内で想定される地震災害に関する知識
- ③自らが住まう地域で想定される地震災害に関する知識(密集市街地での延焼の恐れ、地震に伴う土砂災害など)
- ④地震が起きた場合の一般的な避難行動に関する知識
- ⑤地震が起きた場合の自らの地域における避難行動に関する知識(地震時のとっさの行動、具体的な避難場所、避難経路等について)
- ⑥地震災害の情報入手に関する知識
- ⑦地域社会における地震災害予防に関する知識
(自主防災組織について、周辺地域社会での共助の考え方について)
- ⑧各家庭における地震災害予防に関する知識
(災害時の家族内での連絡方法、地震時に集合する場所、必要備蓄品、家具の固定、家屋の耐震化の必要性)
- ⑨地震災害予防に対する公的支援メニューに関する知識
- ⑩震災時に機能する公的団体の活動内容に関する知識(行政、防災関係機関、医療機関、福祉機関など)
- ⑪その他地域の実情に応じた住民の安全確保に必要な情報 等

(2) 普及・啓発の方法

①広報紙、パンフレット等による普及

上記内容の普及を図るため、広報紙やパンフレットなどを作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

②情報発信の場の一元化・集約化による普及

広く情報を発信するためには、その情報がどこに行けば入手できるのかを明確にし、周知しておくことが最も重要である。また、一つの場所で防災に関するすべての情報が手に入る仕組みをつくることが重要である。

そのため、市庁舎内に防災に関する知識・資料コーナーの設置を検討し、防災に関する

情報の一元化・集約化に努めるものとする。

③講演会等の開催による普及

市内防災関係機関と連携し、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

④個別地区単位での防災勉強会の開催による普及

危険箇所が予め明らかになっている土砂災害危険箇所などについては、より具体的な知識の普及が必要となる。そのため、地区単位で土砂災害ハザードマップなどを作成した上で、地区住民に対して、危険性や予防、避難の方法などについて勉強会を開催するなど、具体的な防災対策について知識の普及に向けた取り組みを推進する。

⑤その他のメディアの活用による普及

ア テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

イ ビデオ、フィルムの製作、貸出

ウ 文字放送の活用

エ インターネットの活用

2) 学校及び保育所(園)等における防災教育

(1) 幼児・児童・生徒等に対する防災教育

①幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)においては、各学校で策定した学校防災計画に従って、幼児、児童及び生徒(以下「児童・生徒等」という。)の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては防災指導車の活用をはじめとする体験的学習を重視することとする。また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

② 地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

③ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。実施にあたっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る。

3) 災害教訓の伝承

大規模災害の各種資料の収集・保存・公開により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

災害による被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関

する知恵や経験等を後世に伝えることが重要である。このため、過去の災害に基づく災害教訓の伝承に関する啓発に努めるものとする。

2. 防災訓練

1) 総合防災訓練(県、市及び防災関係機関、自主防災組織並びに住民等が行う訓練)

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が必要である。関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施していくものとする。また、発生可能性の高い複合災害を想定し、図上訓練・実働訓練の実施に努めるとともに、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう務める。

(1) 訓練種目

訓練種目は次のとおりとする。

- ①災害対策本部設置、運営
- ②交通規制及び交通整理
- ③避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- ④救出・救助、救護・応急医療
- ⑤ライフライン復旧
- ⑥各種火災の消火
- ⑦道路復旧、障害物除去
- ⑧緊急物資輸送
- ⑨無線による被害情報の収集・伝達
- ⑩災害時要配慮者の支援（避難所への避難等）
- ⑪応急給水活動

また、訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

(2) 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関に参加を呼びかけて実施する。その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要配慮者も含めた一般市民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施を検討する。

2) 市が実施する訓練

(1) 避難訓練

①防災関係機関、地域社会と連携した避難訓練の実施

市及び防災関係機関と地域社会等が連携して、避難の指示、誘導、伝達方法等に係る避難訓練を年次計画に従い実施する。避難訓練に参加する地域社会の単位は、行政区、自主防災組織等、複数の組織の連合若しくは学校区、避難所を中心とする避難範囲等とし、地域と市及び防災関係機関等との連携により避難訓練を実施する。

②幼稚園、保育園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童・生徒等、傷病者、身体障がい者及び高齢者等の災害対応力

の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

③学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 消防訓練

市の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、大火災を想定して実施する。なお、学校にあたっては、収容者数等人命保護のため、特に避難について施設を整備し、訓練を実施するものとする。

(3) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(4) 通信訓練

地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう、定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

3) 事業所、自主防災組織及び住民等が実施する訓練

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

市は、学校、病院、工場、事業所、大規模店舗等で消防法により定められた防火管理者に対し、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するよう指導する。また、地域の一員として、市、消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加するよう指導する。

(2) 自主防災組織等における訓練

市は、自主防災組織等に対し、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、市及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練等を主として行う。また、自主防災組織等からの指導、協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び防災関係機関は、防災訓練に際して広く災害時要配慮者も含めた市民の参加を求め、市民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第2章 地震災害応急対策計画

第1節 組織計画

■基本的考え方

この計画は、地震災害が発生した時に、迅速に対策本部を設置し、災害への対応を図るための対策について定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. つくばみらい市防災会議

つくばみらい市防災会議は、法第16条第1項に基づき設置された機関で、市における防災に関する計画を作成し、その実施を推進するもので、市長を会長とし、つくばみらい市防災会議条例（条例第133号）第3条に規定する委員をもって組織し、同条例第2条に規定する事務をつかさどる。

2. 災害警戒本部

1) つくばみらい市災害警戒本部

市災害警戒本部（以下「警戒本部」）は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

2) 設置基準

警戒本部は、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたときに設置する。

- (1) 震度5強の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

警戒本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、警戒本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	<ol style="list-style-type: none"> 1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了した

と本部長（市長）が認めるときに警戒本部を廃止する。

4) 組織・編成等

- (1) 警戒本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）
- (2) 警戒本部会議の招集

①出席者

警戒本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の関係部課長の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防長、安心安全課長

②協議事項

- ア 被害状況に関する情報の収集・伝達に関すること
- イ 災害への警戒に関すること
- ウ 初期応急対策の検討・実施に関すること
- エ 救急・救助活動等、応急対策活動に関すること
- オ 避難対策に関すること
- カ 広報活動に関すること
- キ 各前号にあげるもののほか必要な災害対策に関すること

3. 災害対策本部

1) つくばみらい市災害対策本部

災害対策本部（以下「対策本部」）は、市域に災害が発生し又は発生する恐れのある場合において、防災の推進を図るため法第23条の2の規定に基づき、市長が設置する特別の組織であり、その大綱はつくばみらい市災害対策本部条例（条例第134号）の定めるところによる。

2) 設置基準

対策本部は法第23条の2第1項の規定に基づき、概ね災害が次の基準に達し、市長が必要と認めたとときに設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 東海地震の警戒宣言が発表されたとき。

3) 設置及び廃止決定

(1) 設置の決定

対策本部設置の決定は、市長が行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。また、設置が決定され次第、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡を行う。

(2) 設置場所

本部はつくばみらい市役所（伊奈庁舎内）に設置する。また、伊奈庁舎及び谷和原庁舎は各地区の防災活動拠点として、対策本部との連絡体制を整える。ただし、被災により伊奈庁舎が本部として機能を全うできない場合は、下記の代替場所に本部を設置する。

本部設置の代替場所	1 つくばみらい市役所谷和原庁舎 2 総合運動公園 3 伊奈東中学校
-----------	--

(3) 廃止の決定

市域内において災害が発生または拡大する恐れがなくなり、災害応急対策が概ね完了したと本部長（市長）が認めるときに対策本部を廃止する。

4) 本部の設置及び廃止の通知等

市長は、本部の設置及び配置を行ったことについて、茨城県防災危機管理課、その他関係機関に連絡、周知するものとする。

5) 組織・編成等

(1) 対策本部の編成及び各部・係の分掌事務（別表参照）

(2) 対策本部会議の招集

①出席者

対策本部会議の出席者は次のとおりとし、必要に応じ他の機関の出席を要請するものとする。

本部長	副本部長	本部員
市長	副市長、教育長	市長公室長、総務部長、市民経済部長、保健福祉部長、都市建設部長、教育部長、消防長、消防団長

②協議事項

- ア 災害対策活動の総合調整に関すること
- イ 避難の勧告又は指示に関すること
- ウ 指定地方行政機関、その他の地方公共団体及び公共機関に対する応援の要請に関すること
- エ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- オ 公費負担等に関すること

- カ 災害応急対策に要する経費の処理に関すること
- キ 本部の廃止に関すること
- ク 各前号にあげるもののほか重要な災害対策に関すること

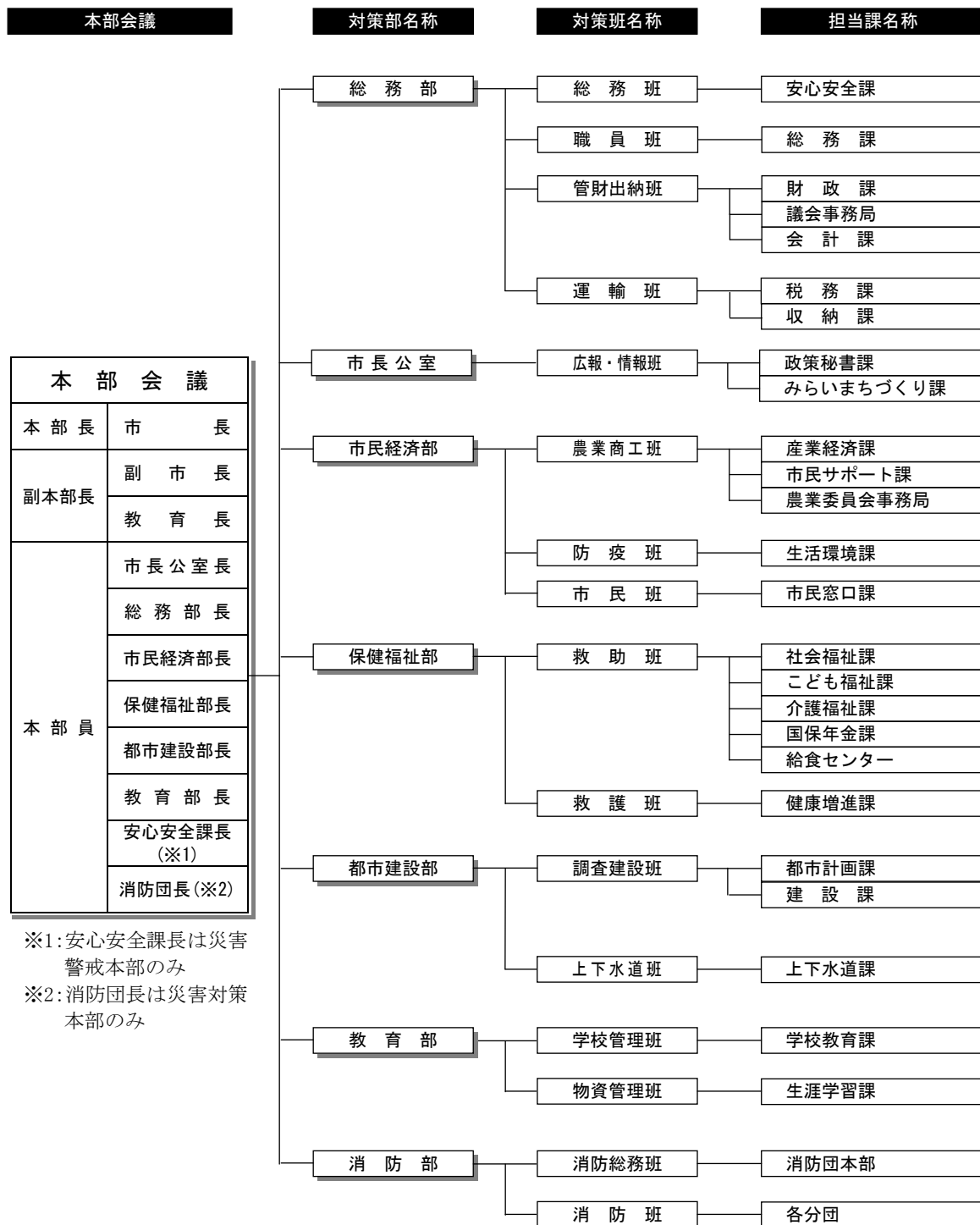
4. その他

- ・各部長等は、対策部長(責任者)となり、対策部の調整にあたる。
- ・対策部の対策部長(責任者)は、次のとおりとし、災害時にその職にあたることができない場合は、下表に掲げる次責任者、若しくは本部委員が任命する職員がこれにあたる。

対策部	対策部長 (次責任者)	対策班	対策班長
総務部	総務部長 (安心安全課長)	総務班	安心安全課長
		職員班	総務課長
		管財出納班	財政課長
		運輸班	税務課長
市長公室	市長公室長 (政策秘書課長)	広報情報班	政策秘書課長
市民経済部	市民経済部長 (産業経済課長)	農業商工班	産業経済課長
		防疫班	生活環境課長
		市民班	市民窓口課長
保健福祉部	保健福祉部長 (社会福祉課長)	救助班	社会福祉課長
		救護班	健康増進課長
都市建設部	都市建設部長 (建設課長)	調査建設班	建設課長
		上下水道班	上下水道課長
教育部	教育部長 (学校教育課長)	学校管理班	学校教育課長
		物資管理班	生涯学習課長
消防部	消防団長 (消防団副団長)	消防総務班	消防団副団長
		消防班	消防団副団長

- ・本部長は、配備の特例として、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備体制を指示し、又は特定の者のみを配備することができる。
- ・各対策部長は、本部を設置する必要があると認めるときは、本部長に対し設置を要請することができる。
- ・本部長は、設置要請があったときは、本部員を招集し対策を協議する。

【つくばみらい市災害対策本部（災害警戒本部）組織図】



※1:安心安全課長は災害警戒本部のみ

※2:消防団長は災害対策本部のみ

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画

【別表 災害対策本部（災害警戒本部）各対策部及び対策班の事務分掌】

対策部名称 (担当部長)	対策班等 (担当班長)	班員等	分掌事務
災害警戒本部	本部長	市長	1 災害警戒活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 安心安全課長	1 収集された災害情報に基づき災害警戒活動方針を検討する 2 災害警戒本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
災害対策本部	本部長	市長	1 災害対策活動に係る重要事項の決定を行う 2 本部の事務を統括し、職員の指揮監督を行う
	副本部長	副市長 教育長	1 本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する
	本部員	市長公室長 総務部長 市民経済部長 保健福祉部長 都市建設部長 教育部長 消防団長	1 収集された災害情報に基づき災害対策活動方針を検討する 2 災害対策本部決定事項を命令指揮する 3 本部長の命を受け本部の事務に従事する他、必要に応じて現地に赴き指揮監督を行う
総務部 (総務部長)	総務班 (安心安全課長)	安心安全課員	1 本部の設置及び廃止に関すること 2 本部員の招集に関すること 3 本部会議の事務とりまとめ及び連絡に関すること 4 警報・地震情報に関すること 5 各対策班との連絡調整に関すること 6 関係機関との連絡調整に関すること 7 県、国等への被害報告に関すること 8 災害救助法の適用申請に関すること 9 自衛隊派遣要請に関すること 10 県及び他市町村への応援要請に関すること 11 防災行政無線の運用に関すること 12 交通及び防犯に関すること 13 その他本部長の特命事項に関すること
	職員班 (総務課長)	総務課員	1 職員の動員に関すること 2 職員の把握に関すること 3 職員の食糧、物資の供給及び厚生に関すること 4 職員の公務災害に関すること 5 部内・その他の応援に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること
	管財出納班 (財政課長)	財政課員 議会事務局員 会計課員	1 災害対策関係予算に関すること 2 庁舎の点検、整備及び復旧に関すること 3 災害対策に係る契約に関すること 4 車両の調達、管理に関すること 5 災害対策に必要な経費の支出に関すること 6 その他本部長の特命事項に関すること

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
総 務 部 (総 務 部 長)	運 輸 班 (税 務 課 長)	税 務 課 員 収 納 課 員	1 救助物資、資財等の運送に関する事 2 罹災者の避難のための輸送に関する事 3 輸送関係機関との連絡調整に関する事 4 税の減免、徴収猶予等に関する事 5 部内・その他の応援に関する事 6 その他本部長の特命事項に関する事
市長公室 (市長公室長)	広 報 情 報 班 (政策秘書課長)	政策秘書課員 みらいまちづくり課員	1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の対応に関する事 3 市民への災害広報に関する事 4 帰宅困難者への情報提供に関する事 5 報道機関への対応に関する事 6 災害記録の作成に関する事 7 電話の受付等災害情報の収集に関する事 8 情報の集計、整理に関する事 9 各部への収集情報の報告・伝達に関する事 10 部内・その他の応援に関する事 11 その他本部長の特命事項に関する事
市民経済部 (市民経済部長)	農 業 商 工 班 (産業経済課長)	産業経済課員 市民サポート課員 農業委員会事務局員	1 食料の調達・供給に関する事 2 衣料・生活必需品等の調達・供給に関する事 3 農作物、農地、農業施設の被害調査に関する事 4 商業施設・工業施設の被害調査に関する事 5 家畜及び家禽の被害調査に関する事 6 家畜の飼料供給並びに草地飼料作畑の復旧に関する事 7 家畜の伝染病予防に関する事 8 労務者の確保及び供給に関する事 9 り災者の就職斡旋に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	防 疫 班 (生活環境課長)	生活環境課員	1 ごみの収集、処理に関する事 2 し尿の収集、処理に関する事 3 仮設トイレの設置に関する事 4 防疫、衛生活動に関する事 5 災害廃棄物処理に関する事 6 災害時における公害対策に関する事 7 死亡動物の処理、放浪動物の保護に関する事 8 愛玩動物の保護に関する事 9 部内・その他の応援に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事
	市 民 班 (市民窓口課長)	市民窓口課員	1 死亡その他緊急を要する窓口業務に関する事 2 り災証明書の発行に関する事 3 部内・その他の応援に関する事 4 その他本部長の特命事項に関する事

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
保健福祉部 (保健福祉部長)	救 助 班 (社会福祉課長)	社会福祉課員 こども福祉課員 介護福祉課員 国保年金課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設に関する事 2 避難所の運営の総括に関する事 3 災害時要配慮者の把握・保護に関する事 4 児童及び保育園児の保護に関する事 5 り災者の救出及びその措置に関する事 6 避難所の災害時要配慮者の保護に関する事 7 仮設住宅の災害時要配慮者の保護に関する事 8 応急保育に関する事 9 避難所等における炊き出し食品の給与に関する事 10 行方不明者の把握に関する事 11 遺体の処理、安置、埋火葬に関する事 12 災害ボランティアへの対応に関する事 13 災害救助法事務に関する事 14 被災者生活再建支援法に関する事 15 義援金の受入れ、配分に関する事 16 保険料及び税の減免に関する事 17 その他本部長の特命事項に関する事
	救 護 班 (健康増進課長)	健康増進課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における入所者の安全に関する事 2 所管施設の点検及び応急措置に関する事 3 病院・医院の被害把握に関する事 4 医療救護チームの編成に関する事 5 日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関する事 6 医薬品、医療用資器材等の確保に関する事 7 避難所等における被災者の健康管理に関する事 8 避難所等における被災者の精神のケアに関する事 9 その他本部長の特命事項に関する事
都市建設部 (都市建設部長)	調査建設班 (建設課長)	都市計画課員 建 設 課 員	<ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅の被害調査及び応急修理に関する事 2 住宅の被害調査及び応急修理に関する事 3 応急仮設住宅の設置及び管理に関する事 4 被災後の都市計画及び復興計画に関する事 5 交通支障箇所の情報収集、交通の確保に関する事 6 道路、河川、橋梁等の公共土木施設の被害状況調査及び対策に関する事 7 土木業者、建設業者との連絡調整に関する事 8 災害対策に必要な建設機械の供給に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 給水源の確保に関する事 2 飲料水の確保及び応急給水に関する事 3 飲料水の水質検査及び消毒に関する事 4 水道施設の被害調査及び対策に関する事 5 水道施設の保全に関する事 6 民間工事業者との連絡調整に関する事 7 下水道施設の点検及び被害状況把握に関する事 8 下水道施設の応急復旧に関する事 9 部内・その他の応援に関する事 10 その他本部長の特命事項に関する事

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 組織計画

対策部名称 (担当部長)	対策班 (担当班長)	班 員	分掌事務
教 育 部 (教 育 部 長)	学校管理班 (学校教育課長)	学校教育課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童及び生徒の避難に関すること 2 児童及び生徒の被災状況の調査に関すること 3 学校関係施設の被害調査及び対策に関すること 4 教職員の動員に関すること 5 被災児童生徒の救護及び応急教育に関すること 6 学用品等の配布に関すること 7 避難所(学校施設)の開設に関すること
	物資管理班 (生涯学習課長)	生涯学習課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の受入れ、管理に関すること 2 所管施設における入館者の安全確保に関すること 3 所管施設、文化財の被害調査に関すること 4 部内・その他の応援に関すること 5 その他本部長の特命事項に関すること
消 防 部 (消 防 団 長)	消防総務班	消防団本部員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部との連絡調整に関すること 2 各分団との連絡に関すること 3 部内の連絡調整に関すること
	消防班	各消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 防火・水防に関すること 2 被災者の救助・救出及び捜索に関すること 3 各地区の避難・誘導に関すること

第2節 動員計画

■基本的考え方

この計画は、災害応急対策に必要な人員を動員し、災害応急対策を確実に実施するために定めるものである。

関係班	職員班 ほか全班
-----	----------

1. 職員の参集及び動員

市域内において地震災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に進める体制を直ちに整える必要がある。そのため災害発生への恐れがある場合、予め定められた職員は勤務時間内、時間外を問わず、速やかに参集し、所定の業務にあたる。

1) 職員動員体制の基準

職員動員の決定基準は、災害発生への恐れのある気象情報、又は異常現象の予報等を収受した場合、あるいは発生した災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	①市域で震度4を記録したとき ②東海地震の観測情報が発表されたとき ③その他、市長が必要と認めたとき	特に関係ある部の少数人員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制とする。 警戒体制（第1）に移行できる体制とする。	
警戒体制（第1）	①市域で震度5弱を記録したとき ②その他、市長が必要と認めたとき	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 警戒体制（第2）に直ちに切りかえ得る体制とする。	必要に応じて災害警戒本部を設置
警戒体制（第2）	①市域で震度5強を記録したとき ②東海地震注意情報が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害警戒本部を構成する対策部及び対策班（各部及び各課で予め定めた要員を配備）	災害警戒本部を設置
非常体制	①震度6弱以上の地震が発生したとき、または大規模な被害が発生し、総合的な対策を必要とするとき ②東海地震の警戒宣言が発表されたとき ③その他、災害の規模等の状況により、市長が必要と認めたとき	災害対策本部体制を構成する対策班（全職員を配備）	災害対策本部を設置

2) 配備体制の決定

総務部長が状況を報告し、市長が決定する。市長が不在又は連絡不能の場合、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

3) 職員の動員

(1) 勤務時間中の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき、本部設置場所に各課で定めた本部連絡員を派遣する。
- ③各課長は部長の命に従い動員体制を整える。
- ④動員された職員は、各本部員の指示に従い、直ちに災害対策活動を実施する。
- ⑤動員の周知については、庁内放送、庁内電話、防災行政用無線又は使送等の方法により行う。

(2) 勤務時間外の動員の伝達

- ①市長が動員を決定したときは速やかに総務部長に連絡し、各部長に動員伝達を実施させる。
- ②各部長は、各課長に動員体制を整えるよう命ずるとともに、各課長は所属職員に一般加入電話を用いて、動員の伝達を行う。なお、各課には市長、副市長、総務部長をはじめ市の幹部並びに課内職員の連絡先一覧を備えておくものとする。
- ③一般加入電話が使用不能の場合は、防災行政用無線を使用して動員の伝達を行う。又は、放送機関に職員の登庁を呼びかけるよう要請を行う。
- ④動員指示を受けた職員は、あらゆる手段を使い所属勤務課所へ登庁する。

(3) 動員状況の報告

本部員は、職員の動員状況を速やかに把握し、本部連絡員をとおして総務部長に報告する。総務部長は提出された報告書を取りまとめ本部長に報告する。

(4) 自主参集

全ての職員は、勤務時間外において、強い地震を感じたときはテレビ、ラジオ等による災害情報を視聴し災害の状況を把握するとともに、動員の決定基準に該当する場合は、動員命令を待たず自主的に参集するよう努める。

(5) 非常参集

職員は、動員命令による登庁又は自主参集にあたって、災害その他の事情により所属勤務課所に登庁できないときは、市の避難場所に指定されている最寄りの公民館、学校に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(6) 動員除外

次に掲げる職員で所属長が認めたものは、動員対象から除外する。

- ①病弱者等で災害応急活動を実施することが困難である者。
- ②災害による被害を受けた者。
- ③その他特段の事情のある者。

(7) 参集手段

交通機関が運行しているときはこれを利用し、交通機関が途絶しているときは、バイク、自転車又は徒歩により参集する。自家用車は、災害応急対策活動の妨げとなるので原則として使用しない。

(8) 参集時の留意事項

- ①参集する職員は、災害応急対策活動に便利で安全な服装を着用し、帽子、手袋、タオル、水筒、食糧、懐中電灯等必要と思われる物をできるだけ携行する。
- ②参集する職員は、参集途上、火災あるいは人身事故等に遭遇したときは、付近住民の協力を求め、適切な応急措置をとった後に、所定の場所へ参集する。
- ③参集する職員は、参集途上に知り得た被害状況又は災害状況等をできる限り把握し、参集後、所属長等に報告する。

第3節 災害情報の収集・伝達

■基本的考え方	
この計画は、災害時における災害情報等の通信連絡を迅速かつ確実に実施するために定めるものである。	
関係班	総務班、広報・情報班

1. 通信手段の確保

市長は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。詳細は「第2編 風水害対策 第2章第5節 通信計画」に定める。

2. 地震情報の収集・伝達計画

気象庁から発せられた地震情報を市及び防災関係機関は収集・伝達し、最終的に市民に伝える。

1) 地震情報の収集

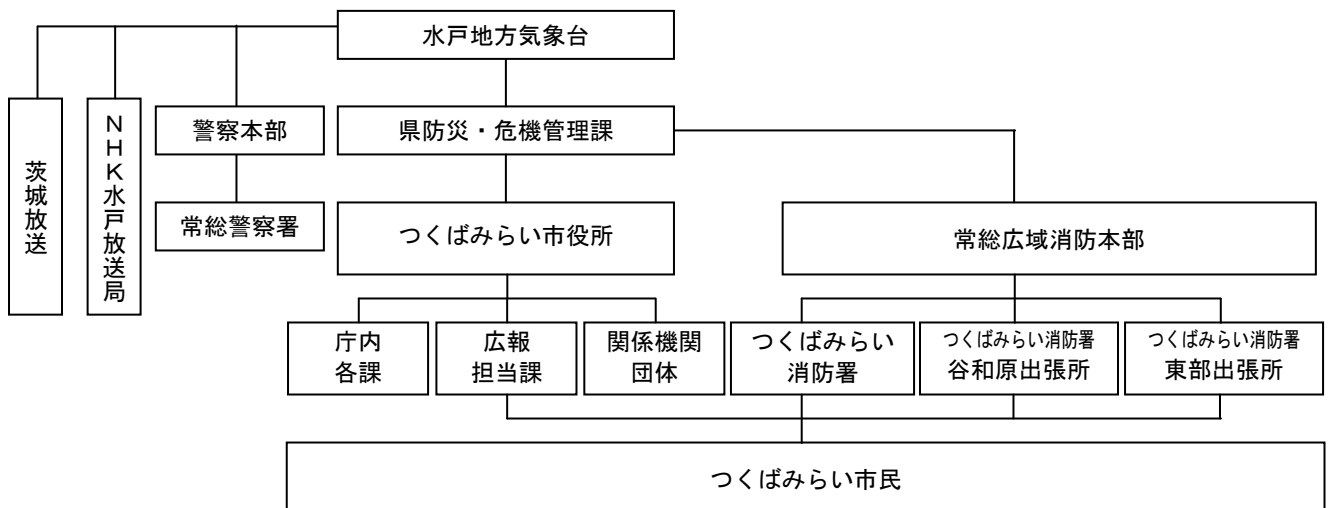
茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期に確立するとともに、必要な機関に対し、情報を迅速に伝達する。

地震情報の種類	内容
震源に関する情報	震源要素及び規模並びに「若干の海面変動あり」、「津波心配なし」の付加文
震源・震度に関する情報	震源要素及び規模並びに地域震度、市町村震度、上記の付加文
各地の震度に関する情報	震源要素及び規模並びに観測点ごとの震度
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震及び無感地震の回数

なお、気象庁は、震度3以上の地震が発生した場合、地震発生後約2分間で震度速報（震度3以上を観測した地域名と震度）を発表している。

2) 地震情報の伝達

(1) 水戸地方気象台からの伝達系統



(2) 市民への情報伝達

つくばみらい市役所、防災センターで収集した地震情報は庁内各課へ速やかに伝達し、初動体制について判断するとともに、広報担当を通じて、防災行政用無線、同報系無線、地域防災無線によりつくばみらい市民へ情報伝達を行う。

3) 地震解説資料の収集

地震発生後、約2時間から半日経過した後に、水戸地方気象台から地震解説資料が発表される。市は、地震発生の状況を考慮し、必要と認められる場合は地震解説資料を入手し、関係機関及び市民への情報伝達を行う。

4) 異常現象発見者の通報

地割れ、山鳴り等災害が発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。また、この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報しなければならない。通報を受けた市長は、水戸地方気象台、県(生活環境部防災・危機管理課)、その他の防災関係機関に通報を行うと同時に住民その他の団体等に周知しなければならない。

5) 災害情報の報告

(1) 消防庁(直接即報基準)への報告

「火災・災害等即報要領」に基づき、震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない)は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告する。なお、消防庁長官から要請があった場合は第一報後も引き続き報告する。

(2) 県(災害対策本部)への報告

被害情報、措置情報は、「茨城県被害情報等報告要領」により報告するとともに、「火災・災害等即報要領」に基づき、震度4以上を記録した場合は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く県へ報告する。ただし、県に報告できない場合にあっては国(消防庁)へ報告し、事後速やかに県へ報告する。

<報告先>

茨城県防災・危機管理課	電話 029-301-2885 (直通)	FAX 029-301-2898
消防庁応急対策室	電話 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
(平日夜間及び土日祝祭日)		
宿直室	電話 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

①報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 発生日時
- ウ 発生場所又は地域
- エ 被害の状況

オ 災害に対して既にとられた措置及び今後の措置

カ その他必要な事項

②報告の区分

ア 災害緊急報告

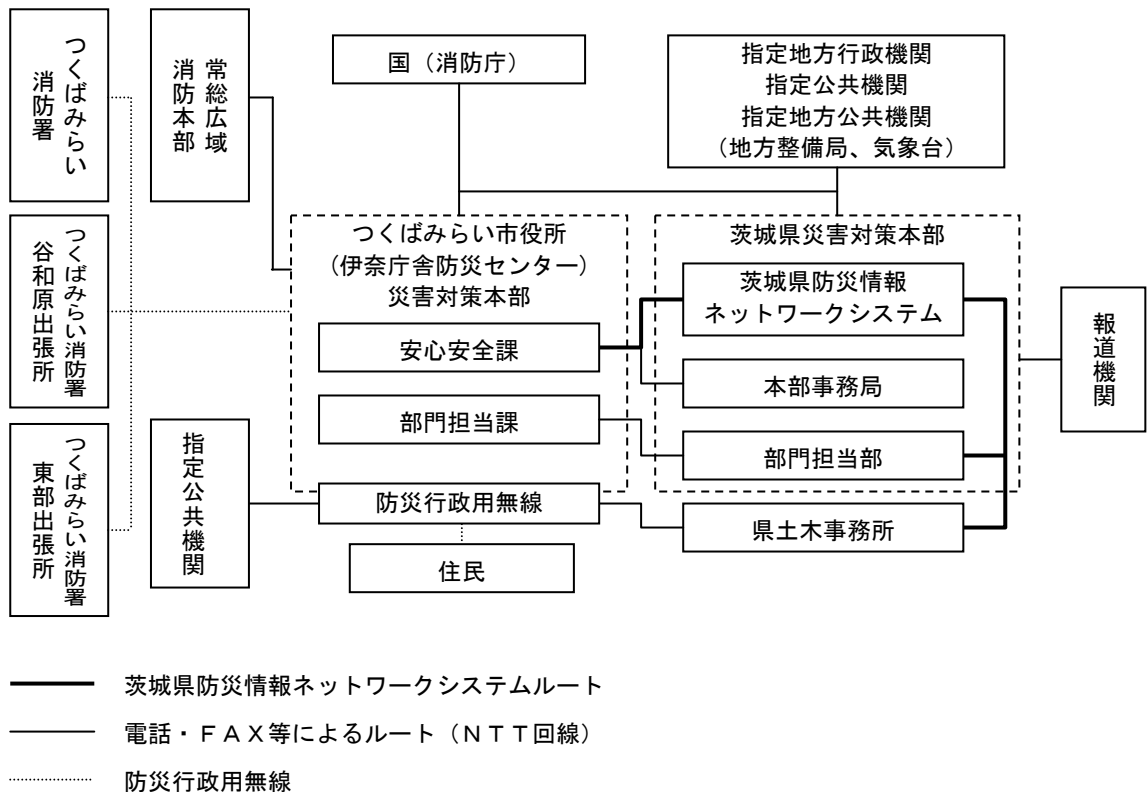
災害発生覚知後、県等が広域的に応急対策を行うために必要な重要かつ緊急性のある情報を直ちに報告する。また、第一報の後、詳細判明の都度直ちに電話・ファクシミリ等で報告する。

イ 即報

把握している被害及び措置情報を県の指定時刻までに茨城県防災情報ネットワーク等を利用して報告する。

ウ 確定報

災害に対する応急対策が終了した後、被害状況、措置情報及び被害総額情報等を10日以内に文書及び茨城県防災情報ネットワーク等により報告する。



3. 災害情報の広報

1) 広報内容

(1) 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、広報においては、聴覚障がい者や視覚障がい者に配慮するものとする。

- ①火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、等）
- ②避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容

- ③流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥公的な避難場所、医療救護所の開設状況
- ⑦電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫遺体の安置場所、死亡手続き等の情報
- ⑬臨時休校等の情報
- ⑭ボランティア組織からの連絡
- ⑮全般的な被害状況
- ⑯防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ①避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- ②流言・飛語の防止の呼びかけ
- ③治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ボランティア活動への参加の呼びかけ
- ⑥全般的な被害状況
- ⑦防災関係機関が実施している対策の状況

(3) 広報手段

市内の資器材を活用して次の方法により、住民等への広報を行う。

- ①防災行政用無線
- ②広報車による呼びかけ
- ③ハンドマイク等による呼びかけ
- ④ビラの配布
- ⑤インターネット（メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑥立て看板、掲示板等

2) 報道機関への情報発表の方法

市は、災害の状況が把握され次第、報道関係機関に対し発表するとともに、引き続き災害に関する各種情報を定期的または必要に応じて発表する。報道機関への発表については、災害対

策本部長である市長が行うものとする。

(1) 報道機関との連携

市は、災害の広報活動を行うにあたり必要と認める場合は、報道関係機関に対し協力を要請する。

(2) 自衛隊等への広報活動の要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を要請する。

第4節 応援・派遣

■基本的考え方

この計画は、大規模な災害が発生し、市単独での対応が困難と判断された場合に、自衛隊及び周辺市町村の応援、派遣を要請するために必要な措置について定めるものである。

関係班

総務班

1. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

自衛隊派遣要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に定める。

2. 応援要請・受入体制の確保

応援要請・受入体制の確保は「第2編 風水害対策 第2章第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に定める。

第5節 被害軽減対策

■基本的考え方

この計画は、地震被害を最小限に抑えることを目的とし、災害発生時の迅速な避難行動、消火活動及び応急医療を行うために必要な措置について定めるものである。

関係班	全班
-----	----

1. 避難行動

1) 避難勧告・避難指示

(1) 避難勧告・避難指示を行う者

避難の勧告又は指示を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として相互に、連携をとりながら実施するものとする。また、法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止命令、退去命令等についても適切に運用する。

①避難勧告・避難指示を行う者

ア 市長(災害対策基本法第60条)

イ 警察官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)

ウ 水防管理者(市長、市水防事務管理者)(水防法第29条)

エ 知事又はその命を受けた県職員(災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

オ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る(自衛隊法第94条))

②市長の役割

市長は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。ただし、市長が不在、連絡不能等の場合は、副市長、教育長、総務部長の順でその権限を代行する。

③警察の役割

警察官は、大規模な災害に起因して住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、又は市長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。警察官は、市長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。

④自衛隊の役割

災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

(2) 避難勧告・避難指示の対象者

避難の勧告・指示の対象者は、居住者、滞在者、通過者等を含め、避難のために立ち退きを要すると認められる区域内にいるすべての人を対象とする。

(3) 避難勧告・避難指示の発令基準

地震災害により広域的に人命の危険が大きいと予測される場合、また、住民の生命及び身体を災害から保護するために必要と認められるときは、当該地域住民に対し「避難勧告」、又は「避難指示」を行う。

○避難勧告

発令基準	①地震災害が発生した後に、土砂災害の予兆が確認されたとき ②土砂災害警戒情報が発令されたとき ③その他人命上、避難の勧告を要すると認められるとき
------	--

○避難指示

発令基準	①余震等により状況が悪化し、避難すべき時期が切迫したとき ②地震災害が発生した後、二次災害の恐れが迫っていると認められるとき ③その他緊急に避難する必要があると認められるとき
------	---

(4) 避難勧告・避難指示の内容

避難の勧告、指示をする場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域(地区名、施設名等) ・避難先(避難場所の名称) ・避難経路(避難経路の名称) ・避難の勧告又は指示の理由 (避難要因となった危険要素の所在地) ・その他必要な事項(避難行動時の最小限の携帯品、警察官等誘導員の指示に従う旨、災害時要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等)

(5) 避難勧告・避難指示の伝達

①関係地域住民等への周知

避難の勧告・指示をした場合は速やかに関係地域住民に対して、あらゆる手段を用いて周知・伝達する。なお、指示・勧告の伝達にあたっては、文書(点字版を含む)や掲示板等を使用し、視聴覚障がい者への周知徹底を期すとともに、情報の混乱を防止する。

ア 住民への周知・伝達の手段

- a) 防災行政用無線、警鐘等の利用
- b) ラジオ・テレビ等メディアの活用
- c) 広報車の利用
- d) 周知徹底が困難な場合は消防団等による拡声器などを用いた個別伝達
- e) 文書(点字版を含む)の配布、掲示板の利用
- f) その他あらゆるメディアを使った呼びかけ

イ 知事への報告

次に掲げる処理をしたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- a) 避難のため立ち退き勧告、又は指示したとき。
- b) 避難の必要がなくなったとき。
- c) 避難のため立ち退き先を指示したとき。

d) 警察官等が避難のため立ち退きを指示し、若しくは立ち退き先を指示した旨市長に通知があったとき。

なお、避難に関する報告については次の事項を記録するとともに、その旨を知事に報告するものとする。

- a) 発令者
- b) 発令の理由及び発令の日時
- c) 避難の対象区域
- d) 避難先
- e) その他

ウ 近隣市町村等関係機関への通報

市長が避難の勧告又は指示をしたとき、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けたときは、必要に応じて関係各機関に連絡するものとする。

- a) 県の関係機関(つくば保健所、常総警察署等)に連絡し協力を要請する。
- b) 避難所として利用する学校施設等の管理者に対し、速やかに連絡し、協力を要請する。
- c) 避難のため、近隣市町村への協力を求めなければならない場合を想定して、近隣市町村に対しても連絡を行う。

2) 警戒区域の設定

市長は災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、当該危険区域に対して、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。市長又はその職権を行う者が現場にいない場合、または、これらの者からの要請があった場合、警察官はその権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して、通知する。災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防または水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる。(消防法第28条、水防法第21条)

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告または指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3) 避難の誘導方法

(1) 避難の誘導を行う者

①危険地域における誘導

避難の勧告及び指示が発令された場合、災害対策本部からの指示により、予め指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点にそれぞれ複数の市職員及び消防署員、消防団員を配置する。配置された職員等は本部からの指示・情報等の収受にあたり、警察官、自主防災組織等の協力により、市民を安全な地域へ誘導する。地区ごとの避難誘導は当該地区の消防団員が行い、誘導責任者は当該地区の分団長とする。

②学校、事業所等の場合

学校、幼稚園、保育所、事業所、スーパー等その他多数の人が集まる場所における避難

の誘導は、その施設の責任者と災害対策本部から派遣された複数の市職員とで協力し、安全な地域へ誘導する。

③災害時要配慮者施設の場合

高齢者福祉施設、授産施設、グループホーム、障がい者福祉施設など災害時要配慮者施設における避難誘導は、入所者の身体状況から避難場所まで介助が必要な場面が多いことから、必要に応じて災害対策本部からの多くの市職員、消防団員を派遣し、当該施設管理者と協力の上、安全な場所へ誘導・移送する。なお、災害時要配慮者施設については、予め防災関係機関と避難誘導の方法について協議し、防災計画、避難誘導計画を定めておくものとする。

④交通機関の場合

交通機関等における避難誘導は、その交通機関が予め定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 避難の方法

①避難の手段

徒歩による避難を原則とする。身体的事情がある場合はこの限りではない。

②携帯品の制限

緊急を要する場合は、貴重品(現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭い、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食糧、日用身の回り品等とする。

③避難順位

災害時要配慮者の状況を考慮して適切に避難順位を定める。

4) 避難所及び避難場所の設置及び周知

- (1) 避難所及び避難場所は別表に示す学校、公民館等既存建物を整備、利用することを原則とし、これを住民に周知徹底するが、避難場所が不能になった場合、あるいは避難所に収容しきれなくなった場合には、野外に仮設物等を設置し、又は天幕を設営するなどの措置をとる。
- (2) 避難所を設置することができない場合、又は適当な建物が無いときは知事及び関係市町村と協議し、関係の隣接市町村に収容を委託し、あるいは隣接市町村の建物又は土地を借り上げて設置する。
- (3) 避難所及び避難場所には地区名を明記した標識を掲げ、炊事用具、寝具、その他便所等の給貸与、衛生、火気取り締まり及び経理を行う。
- (4) 高齢者等災害時要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
- (5) 必要に応じ、県の災害時支援協力に関する協定に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。
- (6) 避難者に対する通信連絡手段を確保するため、東日本電信電話株式会社茨城支店に対し、災害特設公衆電話の設置を要請する。

5) 避難者の実態把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所及び避難場所を開設し、避難した市民等の受け入れを行った際には、まず避難者名簿(カード)を配り、避難した市民等に対して各世帯単位に記入してもらおう。記入されたカードから避難者名簿を作成する。(氏名、住所、年齢、性別、健康状態など)

(2) 災害時要配慮者状況の把握

上記名簿と併せて、災害時要配慮者に同行している施設責任者に対し、ヒアリングを行い、身体状況や必要な医薬品等の情報を把握し、記録しておく。また、本人の同意の上で、消防機関や自主防災組織などに提供できる避難行動要支援者名簿を作成する(名簿情報漏えい止等の措置が必要)。

第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第5節 被害軽減対策

[避難所及び避難場所一覧]

避難所	被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるもの
避難場所	災害が発生したときに、生命の安全を確保するために、一時的に避難する場所となるもの

《避難所兼避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話
1	茨城県立伊奈高等学校	福田 7 1 1	0297-58-6175
2	茨城県立伊奈特別支援学校	青古新田 3 0 0	0297-58-8727
3	伊奈中学校	市野深 6 0 0	0297-58-0201
4	伊奈東中学校	南太田 2 5 4	0297-58-4631
5	谷和原中学校	古川 9 5 0	0297-52-2038
6	小絹中学校	絹の台 1 - 1 4 - 2	0297-52-0505
7	小張小学校	小張 1 6 6 1	0297-58-0003
8	豊小学校	豊体 1 6 9 2	0297-58-1008
9	谷井田小学校	谷井田 2 0 4 7	0297-58-1143
10	三島小学校	下島 4 2 2	0297-58-2505
11	東小学校	足高 1 3 1 3	0297-58-6529
12	板橋小学校	板橋 2 3 7 9	0297-58-0002
13	谷原小学校	加藤 2 4 1	0297-52-2009
14	十和小学校	上長沼 1 2 5 0	0297-52-4332
15	小絹小学校	小絹 8 5 8	0297-52-3008
16	福岡小学校	福岡 9 7 1	0297-52-5004
17	わかくさ幼稚園	板橋 3 0 2 3 - 1	0297-58-0014
18	すみれ幼稚園	下島 5 9 2	0297-58-3425
19	谷和原幼稚園	上小目 6 0 0	0297-52-2330
20	伊奈第1保育所	山王新田 1 2 5 3	0297-58-2422
21	伊奈第2保育所	小張 4 7 0 5	0297-58-1025
22	伊奈第3保育所	長渡呂新田 7 1 5	0297-58-1597
23	伊奈第4保育所	狸穴 1 0 7 2 - 1 4	0297-58-6002
24	谷和原第1保育所	仁左衛門新田 6 4 1	0297-52-2100
25	谷和原第2保育所	上小目 6 0 0	0297-52-4217
26	総合運動公園	小張 1 7 7 0	0297-58-4005
27	総合福祉施設きらくやまふれあいの丘	神生 5 3 0	0297-57-0123
28	谷井田コミュニティセンター	谷井田 1 9 6 0	0297-57-8551
29	小絹コミュニティセンター	小絹 8 4 8	0297-52-0789
30	板橋コミュニティセンター	板橋 2 6 7 5 - 1	0297-58-9797
31	みらい平コミュニティセンター	紫峰ヶ丘 4 - 4 - 1	0297-38-7240
32	伊奈公民館	福田 1 9 5	0297-58-5081
33	谷和原公民館	古川 1 0 2 5	0297-52-2141
計		33 施設	

※水害の程度によっては使用できない施設もある。

《避難場所》

番号	施設名称	所在地	電話／公園種別
1	茨城県みなみ農業共済組合旧茨城南支所	中平柳336-1	—
2	みらいの森公園	富士見ヶ丘1丁目	地区公園
3	絹の台桜公園	絹の台3丁目2他	近隣公園
4	福岡堰さくら公園	北山2633-7他	近隣公園
5	みらい平さくら公園（1号近隣公園）	陽光台3丁目	近隣公園
6	みらい平どんぐり公園（2号近隣公園）	紫峰ヶ丘4丁目	近隣公園
7	鈴の丘公園	絹の台1丁目13	街区公園
8	鐘の丘公園	絹の台5丁目14	街区公園
9	笛の丘公園	絹の台3丁目28	街区公園
10	勘兵衛新田児童公園	伊奈東33-100 他	街区公園
11	石の公園（1号街区公園）	陽光台3丁目	街区公園
12	すこやか公園（2号街区公園）	陽光台4丁目	街区公園
13	なかよし公園（3号街区公園）	陽光台2丁目	街区公園
14	くわがた公園（4号街区公園）	富士見ヶ丘2丁目	街区公園
15	かえる公園（5号街区公園）	富士見ヶ丘3丁目	街区公園
16	ほたる公園（6号街区公園）	富士見ヶ丘4丁目	街区公園
17	てんとうむし公園（7号街区公園）	富士見ヶ丘1丁目	街区公園
18	かたつむり公園（8号街区公園）	紫峰ヶ丘3丁目	街区公園
19	とんぼ公園（9号街区公園）	紫峰ヶ丘2丁目	街区公園
20	ちょうちょう公園（10号街区公園）	紫峰ヶ丘5丁目	街区公園
21	きょうりゅう公園（11号街区公園）	紫峰ヶ丘1丁目	街区公園
計		21 施設	

6) 避難所及び避難場所に関する報告

避難所及び避難場所を開設し、実態を把握した上で、災害対策本部及び知事に対して下記の報告を行う。

- (1) 避難場所等開設の日時、場所及び施設名
- (2) 収容状況及び収容人員

7) 災害救助法による避難所の設置

本市に災害救助法が適用された場合の避難所の設置等については、同法及びその運用方針による。

2. 緊急輸送

1) 緊急輸送の実施

震災による被災者の救護活動並びに応急対策に必要な人員、物資及び資材等を迅速かつ円滑に輸送するため、関係機関の協力を得て緊急輸送体制を整備する。

(1) 総括的に優先されるもの

- ①人命の救助、安全の確保
- ②被害の拡大防止
- ③災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

①第1段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- エ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

②第2段階（応急対策活動期）

- ア 前記①の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

③第3段階（復旧活動期）

- ア 前記②の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

2) 緊急輸送道路の確保

(1) 被害状況の把握

市は、予め県から指定されている緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握するため、速やかに調査を実施し、応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路の応急復旧

市は、緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに土浦土木事務所長に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施する。

3. 消火活動

1) 消防機関による消火活動

(1) 消防活動体制の整備

市は、消防機関とともに、市域における地震による災害を防御し、これらの被害を軽減するための消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について計画を立案しておく。また、その区域内における地震に伴うがけくずれ等の被害想定について予め調査し、必要に応じ具体的な被害想定図及び被害想定リスト等を作成し、消防活動の円滑な実施を図るものとする。

(2) 被害情報の収集・伝達

①被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等により、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

市及び消防本部は、災害の状況を市長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないように努める。

(3) 同時多発火災への対応

市及び消防本部では、震災時における同時多発火災への迅速な対応を図るため、予め震災を想定した防御計画の策定を進める。

防御計画の策定にあたっては、市街地の状況、地震による被害想定状況(建物倒壊、火災延焼想定)等を考慮して作成するとともに、実際の消火活動にあたっては、防御計画とともに次の原則に基づき鎮圧にあたるものとする。

①避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

具体的には、避難場所までの避難路を確保するための沿道火災地域を優先する。

②重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動にあたる。

具体的には、市域中心部の木造家屋が多数集積している地域で、延焼による多数の被害が想定される。

④重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

具体的には、特殊建築物及びその他危険物・高圧ガス等の貯蔵施設が多数立地する地域が対象となる。

⑤火災現場活動の原則

- ア 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 応援派遣要請

市は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(5) 応援隊の派遣

市は被災を受けていない状況にあり、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として要請があった場合は、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対しては予め定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

2) 市民、自主防災組織、企業による消火活動

(1) 出火防止

地震発生後、市民は、直ちに火気の停止、ガス・電気の使用中止、近隣への声かけ等を呼びかけ、火災が発見された場合は消防機関に通報し、近隣の住民とともに初期消火にあたる。

(2) 消防活動

消防活動の実施にあたって、市民及び自主防災組織等は、消防機関の消防隊に協力し、又は単独で、地域での消火活動を実施し、消火後は残り火の処理を行う。また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 企業の消火活動への協力

企業の自衛消防隊は、消防機関と連携して消火にあたる。

3) 救助・救急要請への対応

(1) 消防機関による救急・救助活動

①救助・救急活動の原則

震災時の救助・救急活動は、特別救助隊、救助隊、救急隊及び徒歩隊により、人命の救助並びに救命活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

ア 重傷者優先の原則

救助・救急措置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携の上、救助・救急活動を実施する。

イ 災害時要配慮者優先の原則

負傷者多数の場合の救助・救急活動は、幼児・高齢者・障がい者等の災害時要配慮者を

優先して実施する。

ウ 火災現場付近優先の原則

延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

エ 効率重視の原則

同時に小規模救助・救急事象が併発したときは、救命率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

オ 大量人命危険対象物優先の原則

延焼火災が少なく、同時に多数の救急事象が併発しているときは、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助・救急活動を行う。

②救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

③医療救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、消防団、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)を行う。

④後方医療機関への搬送

ア 医療救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の程度に応じ必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 消防本部は、搬送先の医療機関が、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の受入可能状況等を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して、情報伝達する。

⑤応援派遣要請

市長は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、茨城県広域消防相互応援協定に基づき他の消防本部に応援を要請する。協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対して、電話等により他の都道府県への応援要請を依頼する。

⑥応援隊の派遣

市が被災していない場合、市長は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行う。特に、近隣都県での被害に対しては、予め定めた救助・救急計画等により、直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 市民及び自主防災組織等による救助・救急活動

地震発生後、消防機関による早急な救助・救急活動が困難な場合も想定されるため、市民及び自主防災組織等は、協力して、自主的な救助・救急活動を実施する。

4) 水害防止活動

震災時における水防活動は、「第2編 風水害対策 第1章第1節 水政計画」、及び水防管

理者が定める水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 市の措置

地震が発生した場合、溜め池、河川等の堤防、護岸の決壊、又は放流による洪水による浸水の発生が予想されるので、市長は、地震(震度4以上)が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察等の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) 施設管理者の措置

溜め池、堤防、水閘門等の管理者は、地震(震度4以上)が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、水門等の操作体制を整え、状況により、適切な開閉等の措置を講じる。

4. 応急医療体制

応急医療体制は「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に定める。

5. 危険物等災害対策

地震により危険物等施設が損傷し、河川、湖沼等に大量の危険物等が流出または漏洩した場合は、市及び危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

1) 危険物流出対策

(1) 連絡体制の確保

①危険物取扱事業所の対応

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、予め定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

②市の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

(2) 地域住民に対する広報

防災行政用無線、広報車等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て地域住民への周知を図る。

2) 石油類等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処理の実施

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルな

どに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。

また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3) 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに措置を講ずるとともに、保健所、警察署または消防機関に連絡するとともに、併せて、市に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び住民の誘導

市は、毒物または劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、市は、警察署、消防機関と協力のうえで市民への広報活動及び避難誘導を行う。

第6節 被災者生活支援

■基本的考え方

この計画は、被災者の生活を支援していくために必要な、避難生活の確保や健康管理、ボランティア活動の支援、各種生活情報、相談窓口業務、応急教育などを効果的かつ円滑に実施していくため定めるものである。

関係班	総務班、救助班、運輸班、救護班、防疫班、農業商工班、上下水道班
-----	---------------------------------

1. 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事や物資のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

1) 登録窓口の設置

発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。

2) 避難者等の調査の実施

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部課の職員やボランティア等から成る調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

(1) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についても定めておく。

(2) 調査結果の報告

調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食糧・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅入居者選定について、県に対し調査結果を報告する。

3) 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援の措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

2. 避難所及び避難場所の開設及び運営

1) 開設時、運用の留意事項

(1) 災害時要配慮者優先スペース及びその他区画の指定

避難所等の開設は原則として、市長が行う。避難所等は、地域の避難所として指定されていることから、既に避難住民が集まっていることが想定され、開設とともに、速やかに収容施設内の所定の位置に住民を誘導する。

避難住民の誘導にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者等の災害時要配慮者を

優先し、暖かいところやトイレに近いスペースを確保する。

(2) 地域コミュニティ維持への配慮

自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを確保することで、避難住民の安心感を保つよう配慮する。部屋の割り振りは可能な限り行政区毎にまとまりをもてるように行う。各居住区域は、適当な人員で編成し、居住区域毎に代表者(班長)を選定するよう指示して、以下の情報連絡等についての窓口役となるよう要請する。

<居住区域の代表者(班長)の役割>

- ①市からの指示、伝達事項の周知
- ②避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と連絡
- ③物資の配布活動等の補助
- ④ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールの徹底
- ⑤居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑥災害時要配慮者への配慮徹底
- ⑦その他避難所等の秩序維持に必要と思われる事項

(3) マニュアルに基づいた運営

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月:内閣府)」等によりあらかじめ策定したマニュアルに基づいて、避難所の運営を行う。

2) 避難所等の開設

被害状況により避難所等を設置する必要があると認められる時は、次により避難所等を開設する。

(1) 基本事項

①対象者

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者
- ウ 災害によって、現に被害を受ける恐れのある者

②設置場所

- ア 避難所等として予め指定している施設
- イ 避難所等に設置する小屋、テント等の野外収容施設

③設置期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

(2) 避難所等の開設の要請

避難所等が不足する場合は、県に対し、避難所等の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

(3) 避難所等の開設の報告

避難所等を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難所等の開設の目的
- ②箇所数及び収容人員
- ③開設期間の見込み

3) 避難所の運営

避難所の運営にあたっては、職員をはじめ、自主防災組織やボランティアなどを各避難所に配置し、避難所の運営を行う。必要に応じて、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても適宜、配慮する。

<避難所開設・運営の手順>

- 手順①：本部から要請を受けた市職員は指定された施設に参集する
- 手順②：配属された職員がはじめに入所し、収容スペース内の安全確認を行うとともに、受け入れに際して障害となる物を移動、除去する
- 手順③：災害時要配慮者の優先スペースを確保する
- 手順④：避難者の受け入れスペース確保する
- 手順⑤：避難者を受け入れスペースに誘導する
- 手順⑥：けが人、病弱者等治療を要する避難者を確認する
- 手順⑦：避難所内に事務室を開設する
- 手順⑧：電話、FAX等により避難所開設の旨を本部に報告する
- 手順⑨：災害時要配慮者、病人等を移送する
(本部との連絡による受け入れ先の確認)
- 手順⑩：避難者名簿(カード)を配布・作成する
- 手順⑪：避難所指定地区住民名簿を使用し、安否を確認する
特に災害時要配慮者の所在を確認する
- 手順⑫：行政区画の割り振り、誘導をする
- 手順⑬：住民班長を決定する
- 手順⑭：食糧、生活必需品の請求、受取、配給をする
- 手順⑮：避難所の運営状況を報告(毎朝10時、その他適宜)する
- 手順⑯：避難所運営に伴う記録を作成する

4) 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図る。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (3) 災害時要配慮者への配慮
- (4) プライバシーの保護
- (5) その他避難所の秩序維持に必要なと思われる事項

5) 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・消毒薬・うがい薬等を提供するとともに、移動入浴車等の活用により入浴の提供を行う。また、仮設トイレの管理を行い、必要な消毒及びし尿処理を行う。

(2) 避難所等における生活環境の維持

避難所の生活環境が良好に保たれるよう、暑さ寒さ対策などの必要な措置を講じることや、避難所以外の場所に滞在する被災者の生活環境の確保にも努める。

(3) 対象者に合わせた場所の確保

市は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

6) 健康管理

(1) 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康状態や精神状態の把握及び健康相談を行い、把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、医療関係者の連絡会議等により効果的な処遇検討ができるように努める。

① 要医療者への医療の確保

高血圧や糖尿病等慢性疾患患者の医療の確保や治療の継続を支援する。

② 保健指導の実施

インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気の遂行及びエコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等二次的健康障害防止のため水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

③ 内服薬の提供

継続的内服が必要な者で内服薬を被災により紛失した者等に対し、適切に対応する。

④ 栄養指導の実施

避難所の食事における炭水化物の過多、野菜やたんぱく質の不足、アレルギー対策及び要医療者への栄養指導を実施する。

⑤ レクリエーション等の実施

市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

⑥ 遊び場の確保

市は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(2) 災害時要配慮者の把握

避難者の中から災害時要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 関係機関との連携強化

支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

7) 精神保健、心のケア対策

(1) 市は、保健所及び精神保健福祉センター、地区医師会等と連携して次のことを実施する。

① 第1段階

・心の健康相談、巡回相談チームによる避難所への巡回診療及び訪問活動

※必要に応じ心のケアチームによる巡回診療

② 第2段階（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応

③ 第3段階

・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動

・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

(2) 市は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

(3) 市は、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、精神保健福祉センターが作成する災害時の心のケアやPTSDに関するパンフレット等を被災者に配付するとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

8) 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

災害時要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、災害時要配慮者に配慮した福祉避難所を事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する必要がある。

(2) 福祉避難所の整備

避難生活が長期にわたることも想定し、災害時要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

(3) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、災害時要配慮者やその家族、避難支援者に対しては直接配布するなどして、周知を徹底する。

(4) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(5) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。ただし、不足する場合は適宜以下のような施設を福祉避難所として活用する。

- ・指定福祉避難所：保健福祉センター、総合福祉施設きらくやまふれあいの丘
- ・その他施設：福祉施設、保育所 等

(6) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ①避難者名簿（名簿は随時更新する。）
- ②福祉避難所開設の目的
- ③箇所名、各対象収容人員（高齢者、障がい者等）
- ④開設期間の見込み

9) 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

(1) 愛玩動物受け入れのための配慮

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。

3. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、「第2編 風水害対策 第2章第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に定める。

4. ボランティア活動の支援

1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

(1) 受入体制の確保

災害発生後直ちに、市社会福祉協議会にボランティア現地本部を設置して、ボランティアの受入体制を確保する。

(2) ボランティア現地本部における活動内容

市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ①市及び関係機関からの情報収集
- ②被災者からのボランティアニーズの把握
- ③ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- ④ボランティアの受付
- ⑤ボランティアの調整及び割り振り
- ⑥関係機関へのボランティア活動の情報提供
- ⑦必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請

- ⑧ ボランティア保険加入事務
- ⑨ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- ⑩ その他被災者の生活支援に必要な活動

2) ボランティア現地本部及びボランティア支援本部との連携

災害発生後、ボランティア担当窓口の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

3) ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (3) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (4) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (5) その他被災者の生活支援に必要な活動

4) 活動拠点の提供

ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

5) ボランティア保険の加入促進

ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入を推進するとともに、ボランティア保険の広報、助成に努める。

5. ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

地震後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細やかで適切な情報提供を行うとともに、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置する。

1) ニーズの把握

(1) 被災者ニーズの把握

被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに住民代表、民生児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数カ所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
- ④ メンタルケア

- ⑤介護サービス
- ⑥家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

(2) 災害時要配慮者ニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員、及びボランティア等による巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、コミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ①介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- ②病院通院介助
- ③話相手
- ④応急仮設住宅への入居募集
- ⑤縁故者への連絡

2) 相談窓口の設置

総合窓口を速やかに設置し、県、他市町村、防災関係機関、その他の団体が設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。この総合窓口は、地震災害時の被害の程度及び原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(1) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて下記の相談窓口を設置する。これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を行う。また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

- ①生命保険、損害保険(支払い条件等)
- ②家電製品(感電、発火等の二次災害)
- ③法律相談(借地借家契約、マンション修復、損害補償等)
- ④心の悩み(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係、PTSD（心的外傷後ストレス障害）)
- ⑤外国人(安否確認、震災関連情報等)
- ⑥住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事)
- ⑦雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- ⑧消費(物価、必需品の入手)
- ⑨教育(学校)
- ⑩福祉(障がい者、高齢者、児童等)
- ⑪医療・衛生(医療、薬、風呂)
- ⑫廃棄物(ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体)
- ⑬金融(融資、税の減免)
- ⑭ライフライン(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通)
- ⑮手続き(り災証明、死亡認定等)

⑩複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

6. 生活救援物資の供給

1) 食糧の供給

食糧の供給は、「第2編 風水害対策 第2章第10節 食糧供給計画」に定める。

2) 生活必需品の供給

生活必需品の供給は、「第2編 風水害対策 第2章第11節 衣料・生活必需品等供給計画」に定める。

3) 応急給水の実施

応急給水の実施は、「第2編 風水害対策 第2章第12節 給水計画」に定める。

7. 応急教育

応急教育は、「第2編 風水害対策 第2章第23節 文教対策計画」に定める。

第7節 災害時要配慮者の安全確保対策

要配慮者の安全確保対策は、「第2編 風水害対策 第2章第13節 災害時要配慮者安全確保対策計画」に定める。

第8節 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は「第2編 風水害対策 第2章 第14節 帰宅困難者対策」に定める。

第9節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、「第2編 風水害対策 第2章第27節 災害救助法の適用」に定める。

第10節 応急復旧・事後処理

■基本的考え方	
この計画は、被災後における二次災害の発生を防ぎ、被災した地域の速やかな復旧を図るため、被災した建築物及び公共施設、ライフラインの安全性に関する確認を行うとともに、被災地の清掃、防疫活動を行うために必要な措置について定めるものである。	
関係班	全班

1. 建築物の震後対策

大規模な地震が発生した場合、関係各部署及び県、その他関係団体等と連携し、被災した建築物の震後対策を行う。

なお、対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、県・国その他協力団体等と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後7日目まで	①公共施設・主要施設の安全点検の実施 ②建築物の応急危険度判定の実施 ③応急危険度判定に関する情報の市民への提供
住宅供給・帰宅促進実施体制への移行	災害発生後8日目以降14日目まで	①「危険」及び「要注意」判定建築物所有者に対する被災区分判定に基づく補強計画提出の勧告 ②「安全」判定建物を対象とした被災区分判定実施の促進 ③余震その他の発生に伴う再度判定調査の実施

2. 応急危険度判定

上記の震後対策を実施するために、以下の方法により応急危険度判定を行う。

1) 判定士派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

2) 被災建築物応急危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の応急危険度判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、市が負うものとする。

(2) 判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる応急危険度判定士の指揮、監督を行う。

(3) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災建築物応急危険度の判定は、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」(財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③判定は、原則として「目視」により行う。
- ④判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- ⑤判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ、判定を行う。
- ⑥判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。

3) 被災宅地危険度判定活動

(1) 判定の基本的事項

①判定の基本的事項

- ア 被災宅地危険度判定は、市が実施する。
- イ 判定結果の責任については、市が負うものとする。

②判定の指揮、監督

市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地危険度判定士の指揮、監督を行う。

(2) 判定作業概要

- ①判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ②被災宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」により行う。
- ③判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、外部の見やすい部分に表示する。
- ④判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上、判定を行う。

4) 住宅の応急修理

詳細については、「第2編 風水害対策 第2章第15節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に定める。

3. 土木施設の応急復旧

1) 道路の応急復旧

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

①道路被害情報の収集・伝達と応急措置

市域内の道路の亀裂、陥没等の道路被害、道路上の障害物の状況及び落橋の有無等について、災害対策本部災害復旧事業対策部による調査活動、パトロール、県土木事務所、警察署等への照会、参集職員からの情報収集、その他により被害情報を収集する。この場合、収集した情報を本部長及び県に報告するとともに、被害状況に応じた応急措置(迂回路の選定、誘導員による通行等)を実施し、交通の確保に努める。

②道路占用施設被害情報の収集・伝達と応急措置

上下水道、電気、電話等の道路占用施設の被害を発見した場合は、当該施設管理及び当

該道路管理者にその旨通報する。緊急のためその時間が無い場合は、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知措置等、住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡をする。

(2) 応急復旧対策

地震により被害を受けた道路については、原則として緊急輸送道路を優先し、次のような実施手順にしたがって、応急復旧を行う。

① 応急復旧目標

応急復旧は、原則として2車線の通行が確保できるように行う。

② 応急復旧方法

応急復旧の方法は概ね次の内容とし、現地の災害状況に応じて具体的に適宜判断するものとする。

- | | |
|---|---|
| ア | 倒壊した電柱、街路樹、落下物等については、人力・フォークリフト等により道路端等に移動し、堆積する。 |
| イ | 鉄骨性構造物は、切断し、道路端等に移動し堆積する。 |
| ウ | 路上駐車撤去については、小型車等は人力又は軽装備で大型車は車両による牽引、クレーンの使用等重装備により行う。 |
| エ | 路面の亀裂、地割れについては、土砂充填等により自動車に支障のない程度に応急復旧する。 |
| オ | 橋梁取り付け部の段差については、土砂・木材等の仮設、アスファルト混合物による応急的な「すりつけ工」等により、自動車走行に支障の無い程度に応急復旧する。 |
| カ | がけくずれによって通行が不能となった道路については、重機械(ブルドーザー、ショベル等)により崩壊土の搬土作業を行う。
また、不安定土砂が斜面・切土法面に残っている場合には、特に不安定な部分を切土するか、ネットで移動を防止する。または、路側に崩土防止柵工を行う。 |
| キ | 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁、又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関へ連絡の上、通行止め若しくは交通規制の標示等必要な措置を講ずる。 |
| ク | 上記作業について、市限りで実施が困難な場合は、速やかに県又は自衛隊への応援要請の手続きをとる。 |

③ 二次災害防止対策

道路管理者は地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害防止に努める。

2) 河川管理施設の応急復旧

地震等により堤防、護岸、水門、排水機場その他の河川管理施設が被害を受けた場合には、各施設を所管する機関と協力の上、応急復旧に努めるものとする。

(1) 応急措置の概要

次の内容により、関係機関と連携し、応急措置を実施する。

① 水防活動と並行して、管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被

害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。

- ②河川管理施設に被害を生じた場合は、直ちに県に報告し、内水による被害の拡大を防止する。また、施設の応急復旧については、大規模なものを除き、県の指導のもとにこれを実施する。

(2) 応急復旧対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立て、復旧する。また、水門及び排水機等が故障、停電等により、運転が不能になった場合には、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

3) 農地・農業用施設の応急復旧

地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農地・農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

受益土地改良区は、農業用溜め池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れが高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

受益土地改良区の排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い、交通の確保を図る。

4) 砂防施設及び治山施設の応急復旧

(1) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4. ライフラインの施設の応急復旧

1) 電力施設の応急復旧（実施主体：東京電力株式会社茨城支店）

(1) 応急復旧の実施

①通報、連絡

通報、連絡は、「通信連絡施設および設備」に示す施設、設備および加入電話等を利用して行うこととする。

②災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、支店および第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

(ア) 一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(c) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(d) その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 当社被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響状況

(c) 復旧機材、応援隊、食糧等に関する事項

(d) 従業員の被害状況

(e) その他災害に関する情報

(ウ) 情報の集約

上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告および独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(エ) 通話制限

(a) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

(b) 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、支店および第一線機関等にあつてはその長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

③災害時における広報

ア 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。

また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

(ア) 無断昇柱、無断工事はしないこと。

(イ) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

(ウ) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと。

(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。

(カ) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④対策要員の確保

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。

(ウ) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

⑤災害時における復旧資材の確保

ア 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 現地調達

(イ) 本（支）部相互の流用

イ 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇等により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

⑥災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

⑦災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ア) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。

(イ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ウ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法により迅速、適切な復旧を行う。

(エ) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用による通信を確保する。

⑧復旧計画

ア 本（支）部は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

(ア) 復旧応援要員の必要の有無

(イ) 復旧要員の配置状況

(ウ) 復旧資材の調達

(エ) 電力系統の復旧方法

(オ) 復旧作業の日程

(カ) 仮復旧の完了見込

(キ) 宿泊施設、食糧等の手配

(ク) その他必要な対策

イ 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

⑨復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送 電 設 備	① 全回線送電不能の主要線路 ② 全回線送電不能のその他の線路 ③ 一部回線送電不能の重要線路 ④ 一部回線送電不能のその他の線路
変 電 設 備	① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ② 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③ 重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配 電 設 備	① 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 ② その他の回線
通 信 設 備	① 給電指令回線（制御・監視および保護回線） ② 災害復旧に使用する保安回線 ③ その他保安回線

2) 電話施設の応急復旧

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

(1) 電話停止時の代替措置

①臨時回線の設置

部内打合せ線、政府機関、地方行政機関及び情報連絡、救護復旧活動を担当する公共機関等の通信を確保するため設置する。

②臨時電話・電報受付所の設置

当該地域を受け持つNTTの窓口、避難所、救護所等に臨時電報、電話受付所を設置する。

③特設公衆電話の設置

孤立化する地域をなくすため、避難場所及び地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。

④通信の利用制限

震災等により、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行い、利用制限を行う。

⑤電話の輻そう対策

大規模災害時における電話の輻そうに対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする、災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

(2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

地震による災害が発生した場合は、茨城支店災害対策実施要領の定めるところにより、それぞれ災害対策本部を設置する。

【東日本電信電話株式会社茨城支店災害対策本部組織図】



②動員

ア 部内復旧要員の確保

(ア) NTT東日本茨城支店の社員を派遣し復旧に充てる。

(イ) 前記の措置によっても復旧要員が不足する場合は、各県支店及び本社から社員の派遣を受ける。

イ 部外復旧要員

被害が甚大で、東日本電信電話株式会社（本社・茨城支店・被災地支店）の社員のみで復旧が困難な場合は、通信建設会社に応援を要請する。

③情報の収集・伝達

災害に関する情報を各支店より収集し、本社に伝達する。なお、県及び関係機関等とも連絡を密にし、復旧作業の円滑かつ効率的な実施を図る。

④復旧工事の順位

[電気通信サービスの復旧順位]

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電 報 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線の1回線以上 	
	専 用 サ ー ビ ス 等	専 用 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国 際 通 信 事 業 者 回 線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国 内 通 信 事 業 者 回 線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
	社 内 専 用 線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線 	
	パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第2順位	電 話 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総 合 デ ィ ジ タ ル 通 信 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専 用 線 サ ー ビ ス 等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加 入 電 信 サ ー ビ ス 回 線 ・ パ ケ ッ ト 交 換 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
順 3	第1順位、第2順位に該当しないもの		

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

- (1) この復旧順位表は、通信途絶の解消及び重要通信の確保の上で必要な最小限の回線を示すものであって、具体的な回線数の決定、次順位回線への復旧移行時期、その他特に定めない事項については、被害の状況、通信そ通状況、回線構成、災害時優先電話の有無等の実情を考慮し、社内関係機関及び関係会社と協議の上、事業部門の長が判断する。
- (2) お客さまが複数の回線を契約している場合、同一設置場所にある電話、I S D N、専用線等の同時復旧が困難なときには、これらのうち最低1回線以上のそ通を確保する。
- (3) 公共の利益のために特に必要があると認めるときは、後順位の回線であっても繰り上げて復旧できるものとする。
- (4) 対地別の復旧順位はネットワーク構成の上位局相互間の回線を優先する。
- (5) 端末回線、中継回線、市外回線が同時に被災した場合、そ通状況を考慮し、均衡を図って復旧する。

[契約約款に基づき重要通信を確保する機関]

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

⑤復旧工事

復旧工事は、前記の復旧順位に基づき、次の方法により順次仮復旧する。

なお、復旧活動の進展にともない、本復旧を実施する。

- ア 可搬無線機及び移動無線車等の災害対策機器による通信の確保
- イ 孤立防止対策用衛星電話（K u — 1 c h）の運用
- ウ 臨時回線の設置
- エ 回線の分断若しくは延長または中継順路の変更
- オ 特設公衆電話の設置
- カ その他

⑥機器・資材の確保

茨城支店が保有する災害対策機器等を運用するが、各種復旧用機器・資材等が不足する恐れがある場合は、各県支店の支援で対応する。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）】

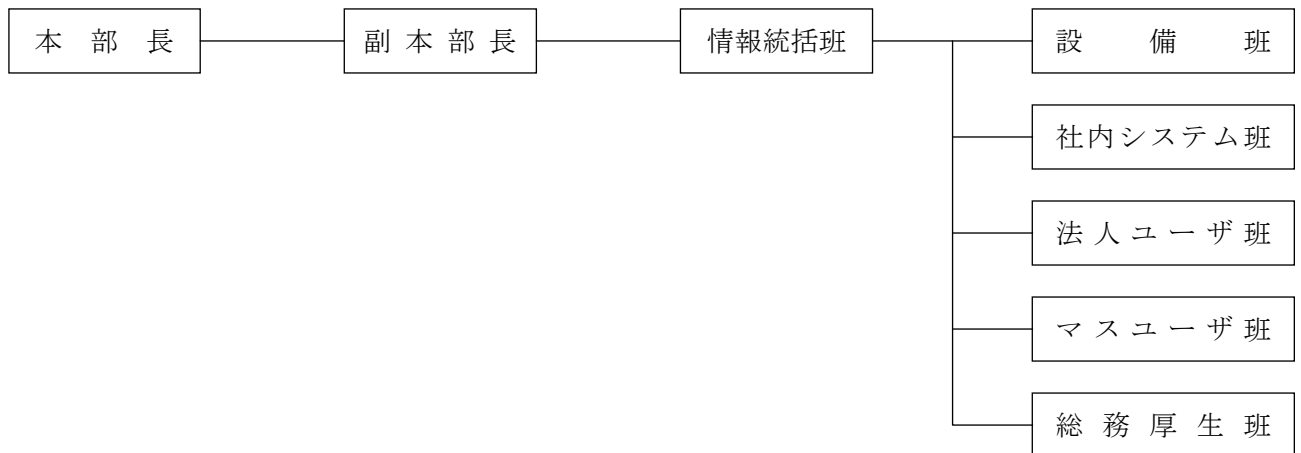
(1) 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに務める。

(2) 応急復旧の実施

①災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

【ドコモ茨城支店災害対策本部組織図】



3) 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

水道事業者等は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

水道事業管理者、建設部は次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること。
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること。
- ・施設復旧にあたる班編制（人員・資機材）の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定すること。
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること。
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること。

ア 配管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上または浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 取水施設破壊の場合

取水施設が破壊され復旧困難な場合は、近隣市町村は、県、国、その他関係機関の協力を得て、仮設給水設備を設置する。

ウ 水道水の衛生保持

上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入する恐れがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

③応急復旧資機材の確保

水道事業者等は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

④住民への広報

水道事業者等は、断減水の状況、応急給水の実施、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

【水道用水供給事業者】

被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

また、発災直後の巡視や応急工事実施を円滑に行うため、予め建設業者等と協定を締結しておく。

4) 下水道施設の応急復旧

(1) 下水道停止時の代替措置

①緊急汲取りの実施

便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

②仮設トイレの設置

避難所等に仮設トイレを設置する。

(2) 応急復旧の実施

①作業体制の確保

被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

③住民への広報

被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

5. 清掃・防疫・障害物の除去

1) 清掃

(1) ごみ処理

①ごみ排出量の推定

災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの(建物倒壊、火災による建物の焼失)と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

②作業体制の確保

迅速な処理を行うため、平常作業及び臨時雇用による応援体制を確立する。また、予め近隣市町村、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制を整備しておく。

③処理対策

- ア 職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。
- イ 市民への広報については、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて市民に広報する。
- ウ 処理の実施については、市民によって集められた仮集積場のごみを管理し、予め選定した処分場にできるだけ速やかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ、他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

(2) し尿処理

①し尿処理排出量の推定

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

②作業体制の確保

し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

③処理対策

ア 状況把握

職員による巡視、市民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 市民への指導

水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置きを指導する。

ウ 処理の実施

必要に応じて避難場所、又は地区毎に仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町村、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

2) 防疫

(1) 防疫組織の設置

防疫班が中心となって防疫組織をつくり、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置

災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等と連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。また、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる医療救護所との連絡を密に

するとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策

地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を立案しておく。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

(6) 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限または入院勧告を要する感染症の患者または無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(7) 予防教育及び広報活動の実施

平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難場所においても同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況をつくば保健所長に報告する。

(9) 医療ボランティア

薬剤師会等関係団体に対し、必要に応じて、医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

3) 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

災害によって建物、又はその周辺に運ばれた土石、倒木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。市単独では処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。その際、予め指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行う。

(3) 河川・湖沼の関係障害物の除去

河川、港湾及び漁港管理者は、所管する河川、湖沼区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

6. 行方不明者等の搜索

1) 行方不明者等の搜索

市は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者を、消防機関、消防団員、自主防災組織をはじめとする地元のボランティアと協力して搜索する。ただし、災害救助法適用時に知事が行うことを妨げない。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

2) 遺体の処理・埋葬

遺体の処理は、市が実施するものとする。ただし、災害救助法を適用したときは県と協力し、実施する。

市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国及びその他の防災関係機関の応援協力を得て行う。

3) 応援要請

被災地が広範囲であり、本市限りでの搜索が困難なとき、又は遺体が流失等により他市町村に漂着することが予想される場合は、次の事項を明らかにし当該市町村へ搜索の応援を要請するものとする。

- (1) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (2) 遺体数及び住所・氏名・年齢・容貌・特徴等
- (3) 応援を要請する人員又は舟艇・器具等

4) 遺体の収容(安置)、一時保存

(1) 遺体収容所(安置所)の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。

(2) 棺の確保

市は、死者数、行方不明数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

(3) 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、寺院等に集中安置所を設置し、身元不明遺体を集中安置する。

5) 埋葬

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

第3章 震災復旧・復興計画

第1節 被災者の生活の安定化

■基本的考え方

この計画は、震災時における被災者の自立的生活を支援するため、関係機関、団体等と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等の措置を講ずるために定めるものである。

関係部課

財政課、会計課、税務課、収納課、産業経済課、市民窓口課、社会福祉課、介護福祉課、国保年金課、都市計画課

1. 金融及びその他の資金計画

金融及びその他の資金計画は、「第2編 風水害対策 第3章第3節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に定める。

2. 租税及び公共料金等の特例措置

租税及び公共料金等の特例措置は、「第2編 風水害対策 第3章第4節 その他の保護計画」に定める。

3. 生活保護

生活保護は、「第2編 風水害対策 第3章第4節 その他の保護計画」に定める。

4. 住宅建設の促進

1) 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成し、県に報告する。

2) 事業の実施

建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

3) 入所者の選定

特定入居を行うときの選定基準を作成し、選定基準に従って入所者の選定を行う。入所者の選定後速やかに県に報告する。

第2節 被災施設の復旧

■基本的考え方

この計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を立案し、早期復旧を目標にその実施を図るために定めるものである。

関係部課	全課
------	----

1. 災害復旧事業計画の策定

災害復旧事業計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第1節 公共施設の災害復旧計画」に定める。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定

災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の策定は、「第2編 風水害対策 第3章第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に定める。

3. 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

第3節 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興計画は、「第2編 風水害対策 第3章第5節 災害復旧・復興計画」に定める。

付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。この法律に基づき、昭和54年8月7日、「東海地震（震源地：駿河湾、マグニチュード：8程度）」が発生した場合、木造建築物等に著しい被害が生ずる恐れのある震度6弱以上の地震動を受けると推定される市町村等の区域（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知の6県170市町村）が「地震防災対策強化地域」として指定された。

さらに、平成14年4月に「地震防災対策強化地域」が見直され、従来の6県167市町村から8都県、263市町村（東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に大幅に拡大された。

一方、茨城県の地域は、東海地震が発生した場合、概ね震度5弱、その他の地域は震度4以下と予想されていることから「地震防災対策強化地域」として指定されなかったため、県は大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の作成及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。

しかし、本市においては、近年における人口・産業の集中、高齢者の増加、交通の輻輳、石油類等危険物の集積などの状況からみて、震度5弱程度であっても地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想されるとともに、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生も懸念される。

このため、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、つくばみらい市地域防災計画（地震災害対策計画編）の付編として「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を作成した。

第2節 計画作成の基本方針

1. 基本的な考え方

- 1) 警戒宣言発令時においても社会生活機能は、極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。
 - (1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置を講じるものとする。
 - (2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置を講じるものとする。
なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置を講じるものとする。
- 2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、鉄道、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- 3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があることとされていることから対策の優先度を配慮するものとする。

- 4) 地震発生後の災害応急対策は、つくばみらい市地域防災計画（地震災害対策編）により対処するものとする。

2. 前提条件

東海地震が発生した場合、本市における予想震度は、概ね震度5弱程度とする。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第2章 防災責任者が実施する事務又は業務の大綱

警戒宣言時（「東海地震情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意志決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。

1. つくばみらい市

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 避難の勧告・指示に関すること。
- 6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止又は退去命令に関すること。
- 7) 要応急保護者の保護に関すること。
- 8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

2. 茨城県

- 1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
- 2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の準備に関すること。
- 3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。
- 4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。
- 5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。
- 6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。

3. 指定地方行政機関

1) 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。

2) 関東財務局

金融上の措置に関すること。

3) 関東信越厚生局

- (1) 医療救護班応援依頼への対応に関すること。
- (2) 情報の収集と伝達に関すること。

- 4) 関東農政局
 - (1) 政府所有米・乾パンの供給に関すること。
 - (2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。
- 5) 関東森林管理局
 - (1) 国有林野の保全に関すること。
- 6) 関東経済産業局
 - (1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給確保に関すること。
 - (2) 商工鉦業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。
- 7) 関東東北産業保安監督部
 - (1) 被災電気事業施設の復旧促進措置に関すること。
- 8) 関東運輸局
 - (1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。
 - (2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。
 - (3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。
 - (4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
 - (5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。
 - (6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、12号及び17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行うこと。
 - (7) 緊急輸送に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関すること。
- 9) 東京航空局
 - (1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。
 - (2) 航空機の運航の安全と確保に関すること。
 - (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。
- 10) 東京管区气象台
 - (1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。
 - (2) 警戒体制の確立に関すること。
- 11) 関東総合通信局
 - (1) 地震災害警戒本部の設置に関すること。
 - (2) 災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
 - (3) 非常無線通信の運用に関すること。
- 12) 茨城労働局
 - (1) 災害に係る情報の収集に関すること。
 - (2) 労働災害対策本部の設置に関すること。
 - (3) 労働災害防止対策に関すること。
 - (4) 労災保険給付に関すること。

13) 関東地方整備局

- (1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。
- (2) 緊急輸送の確保助言に関すること。
- (3) 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- (4) 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集及び災害対策の指導、協力に関すること。
- (5) 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。

4. 自衛隊

- 1) 部内外関係機関等との連絡体制の強化に関すること。
- 2) 災害派遣の準備（勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地）に関すること。
- 3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備に関すること。

5. 指定公共機関

- 1) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - (1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。
 - (2) 警戒本部の設置に関すること。
 - (3) 列車の運転規制に関すること。
 - (4) 旅客等の安全確保及び案内に関すること。
- 2) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）
 - (1) 重要通信の確保に関すること。
 - (2) 警戒宣言等情報の伝達と周知に関すること。
 - (3) 地震災害警戒本部の設置に関すること。
 - (4) 地震防災応急対策に係る各種情報の収集・伝達に関すること。
 - (5) 災対機器の点検・整備及び非常配備に関すること。
 - (6) 応急復旧体制確立のための諸措置（要員、資機材及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）に関すること。
 - (7) 建設業界等の応援に係る確認と手配に関すること。
 - (8) 建物・施設等の巡視・点検と必要な防護措置に関すること。
 - (9) 工事中の施設に対する安全措置に関すること。
 - (10) その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）に関すること。
- 3) 日本銀行
 - (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。
 - (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。
 - (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。
 - (4) 上記各事務にかかる広報に関すること。
- 4) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
 - (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。

- 5) 日本放送協会（水戸放送局）
 - (1) テレビ、ラジオ、FM放送による情報の提供に関すること。
 - (2) 一般視聴者からの問い合わせ相談に関すること。
 - 6) 東日本高速道路株式会社
 - (1) 災害防止に関すること。
 - (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
 - (3) 災害時における利用者等への道路等の情報（案内）提供に関すること。
 - (4) 災害復旧工事の施工に関すること。
 - 7) 独立行政法人水資源機構
 - (1) 機構本社管理事業部、国土交通省下館河川事務所及び同利根川下流河川事務所、その他関係機関との連絡、情報の周知に関すること。
 - (2) 防災体制の確立に関すること。
 - (3) 設備の点検、整備に関すること。
 - 8) 日本通運株式会社（水戸支店）
 - (1) 情報の収集・伝達に関すること。
 - (2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関すること。
 - 9) 東京電力株式会社（茨城支店）
 - (1) 電力の供給に関すること。
 - (2) 施設の保全に関すること。
 - (3) 避難誘導に関すること。
 - (4) 安全広報に関すること。
 - 10) 東京瓦斯株式会社
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 都市ガスの供給に関すること。
6. 指定地方公共機関
- 1) 茨城県土地改良事業団体連合会
 - (1) 情報の収集・伝達に関すること。
 - (2) 各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関すること。
 - 2) 医療関係団体（社団法人茨城県医師会、社団法人茨城県歯科医師会、社団法人茨城県薬剤師会、社団法人茨城県看護協会）

救急医療活動体制の確立に関すること。
 - 3) 運輸機関（茨城交通株式会社、日立電鉄交通サービス株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、社団法人茨城県トラック協会、社団法人茨城県バス協会）
 - (1) バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関すること。
 - (2) 社有建造物・施設等の防災に関すること。
 - (3) 防災対策要員の輸送の協力に関すること。
 - (4) 救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関すること。

- (5) その他震災対策に関すること。
 - 4) 都市ガス事業者（東部ガス株式会社、筑波学園ガス株式会社）
 - (1) ガス施設の安全、保全に関すること。
 - (2) 都市ガスの供給に関すること。
 - 5) 社団法人茨城県高圧ガス保安協会
 - (1) 情報の収集と伝達に関すること。
 - (2) 会員事業所の緊急出動体制の確立に関すること。
 - (3) 高圧ガス施設の点検、巡視に関すること。
 - (4) 高圧ガスの供給に関すること。
 - 6) 株式会社茨城新聞社
 - 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関すること。
 - 7) 株式会社茨城放送
 - (1) 警戒対策本部の設置に関すること。
 - (2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関すること。
 - 8) 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
 - 防災ボランティアの活動体制の確立に関すること。
7. 住民等
- 1) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者
 - (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関すること。
 - (2) 自衛防災体制の確立に関すること。
 - (3) 災害発生の予防措置に関すること。
 - (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
 - (5) 市町村等が実施する地震防災応急対策の協力に関すること。
 - (6) 避難に関すること。
 - 2) 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体）
 - (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関すること。
 - (2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関すること。
 - (3) 初期消火の準備に関すること。
 - (4) 電話・自家用自動車使用の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関すること。
 - (5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関すること。
 - (6) 隣保共助による地域防災への協力に関すること。
 - (7) 社会秩序維持の協力に関すること。
 - (8) 避難に関すること。

第3章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令

第1節 東海地震注意情報等の伝達

1. 伝達系統



2. 伝達事項

- 1) 東海地震注意情報
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 東海地震に関連する調査情報（臨時）

第2節 警戒体制への準備

市は、東海地震注意情報を受けたとき、または了知したときは警戒宣言の発令に備えて速やかに対応できるよう措置するものとする。

主な事項は次のとおりである。

1. 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
2. 災害対策本部設置の準備
3. 社会的混乱防止のための広報
4. その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言、東海地震に関する情報について

1. 異常の検知から警戒宣言まで



2. 東海地震に関連する情報

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」でお知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

東海地震に関連する情報の種類

情報名	発表基準	
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合	
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合	
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

訓練 東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を發します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生する恐れがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波の恐れがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣

第4章 警戒宣言発令時の対応措置

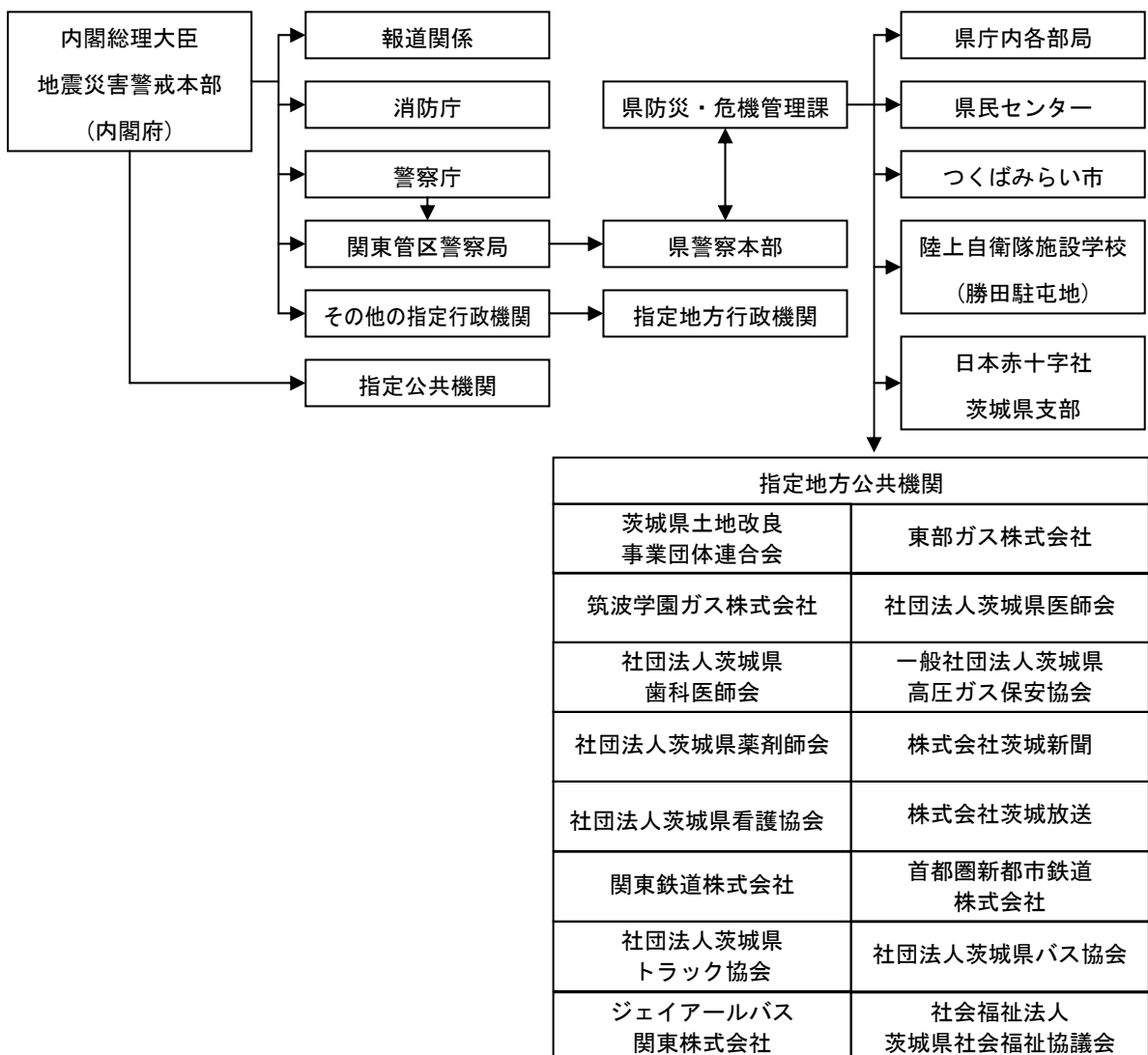
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1節 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

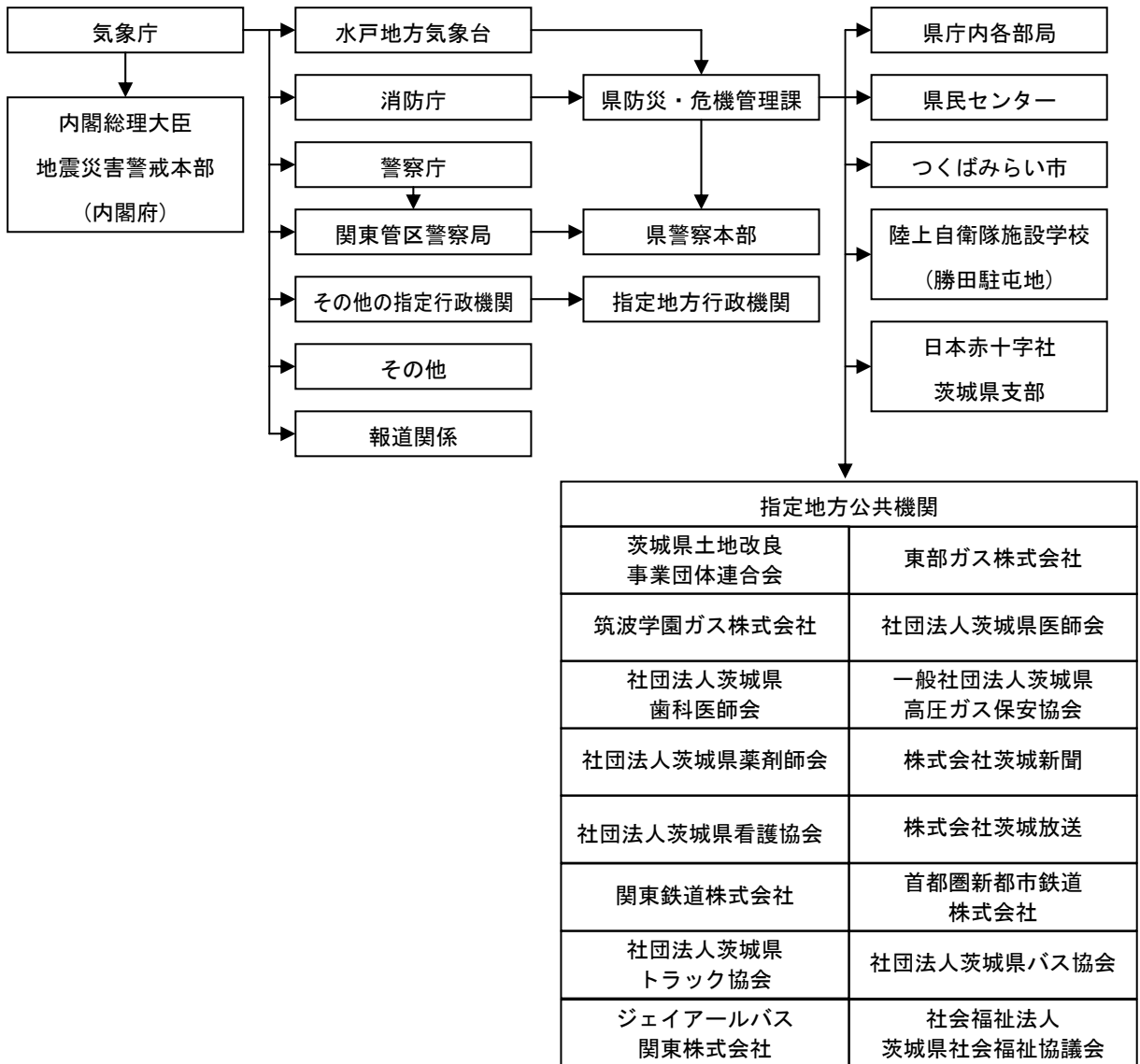
1. 伝達系統

次の系統図による。

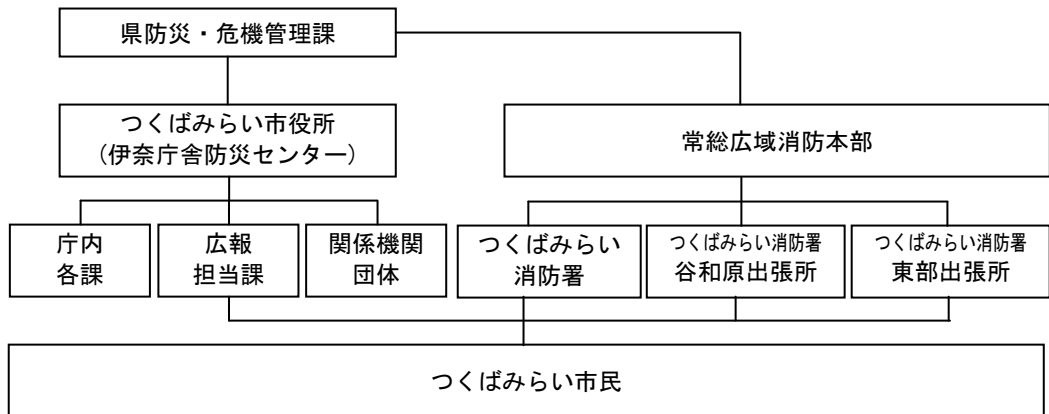
1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



2) 東海地震予知情報伝達系統



3) 本市における伝達系統


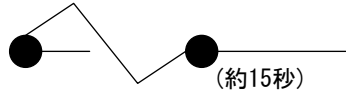


2. 伝達事項

- 1) 警戒宣言
- 2) 東海地震予知情報
- 3) 警戒解除宣言
- 4) その他必要と認める事項

3. 市民等に対する警戒宣言の周知

- 1) 市は、警戒宣言の発令を了知した場合は、地震防災信号、同報無線、県防災ヘリコプター、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて住民等へ周知するものとする。
- 2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

警 鐘	サイレン
<p>(5点)</p> 	<p>(約45秒)</p>  <p>(約15秒)</p>
<p>備考 1 警鐘またはサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

第2節 警戒体制の確立

警戒宣言が発令された場合、市は、直ちに災害対策本部を設置して、社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

災害対策本部及び各対策部の事務分掌等の組織・活動体制については、「第3編 震災対策 第2章第1節 組織計画」に定める。

第3節 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生する恐れがなくなるまでの間において、災害発生 of 未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、市、県、防災関係機関はもとより、一般住民に至るまでそれぞれの責務を果すとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1. 広報対策

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、市は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰返し行い、その周知徹底を図るものとする。

1) 広報の内容

- (1) 警戒宣言、東海地震予知情報等の内容

- (2) 市長から市民への呼びかけ
- (3) 事業所及び居住者等が緊急にとるべき措置
- (4) 交通規制の状況等、地震防災応急対策の内容と実施状況
- (5) 混乱防止のための措置
- (6) その他状況に応じて事業所又は市民等に周知すべき事項（本章第4節「市民等のとるべき措置」を参照）

2) 広報の実施方法

市は、同報無線、広報車等によるほか、町内組織、自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮するものとする。

2. 消防対策

警戒宣言が発令された場合、市、県及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるものとする。

市は、消防活動体制を確立するとともに防災関係機関と協力し、市民、事業所等が実施する地震防災応急対策の徹底が期せられるよう、広報又は巡回点検など必要な措置を講ずるものとする。

1) 市民に対する措置

報道機関の協力を得て、また同報無線、広報車等による呼びかけにより、市民に対し下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 火気使用の自粛等による出火防止
- (2) 初期消火
- (3) 危険防止対策（家具類、ブロック（石）塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）
- (4) その他必要な措置

2) 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

県との連携のうえ、消防本部による巡回点検等により、安全の確保及び混乱防止のための下記に示す措置の推進を図る。

- (1) 警戒宣言等情報の収集・伝達
- (2) 火気使用の自粛等による出火防止
- (3) 危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理
- (4) 自衛防災組織の配備
- (5) その他必要な措置

3. 危険物等施設対策

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止の必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 施設の応急点検・監視及び修理

- (2) 危険物の流出及び出火防止措置
- (3) 必要に応じ運転（操業）制限又は一時停止の措置
- (4) 自衛消防体制の確立
- (5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (6) 消防設備・資機材の点検・整備
- (7) 周辺住民の安全確保措置
- (8) その他必要な措置

2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- (5) 必要に応じ操業の制限又は停止
- (6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
- (2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- (3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- (4) 火薬庫等施設の再点検
- (5) 防消火設備の点検・整備
- (6) 必要に応じ取扱作業の制限又は停止

4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 貯蔵施設等の緊急点検
- (2) 巡視の実施
- (3) 充填作業、移し替え作業等の停止
- (4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- (5) 東海地震予知情報の収集
- (6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

4. 公共施設対策

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、市は、管理する上下水道について、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずるものとする。

1) 上水道対策

(1) 緊急貯水の実施

市は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、市民においても緊

急貯水を実施するものとする。

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

(2) 施設等の保安措置

- ①浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
- ②浄水池、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、市民の緊急貯水（汲み置き）に対処し得るよう、送配水圧を調整する。
- ③塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設について、警戒宣言時の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき保安点検を実施する。
- ④電力の供給が絶たれることを想定し、代替電源の確保を図る。
- ⑤地震の発生により施設が損壊することを想定し、復旧のための業者を確保する。
- ⑥地震の発生に備え、復旧用資機材の確保を図る。
- ⑦工事現場においては、工事を一時中断して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

2) 下水道対策

(1) 業務の方針

警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。

(2) 人員・資機材の点検確保

①人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画にもとづき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。

②資機材の点検確保

応急措置用資機材の点検整備を行う。

(3) 施設の保安措置

東海地震予知情報に基づき、次に掲げる保安措置を講じる。

①特別巡視及び特別点検等

下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

②工事中の施設についての対策

工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。

(4) 危険物等に対する保安措置

①石油類等危険物の取扱い装置については、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉めるとともに、火気厳禁の指令及び付近住民を近づけないようにする。

②塩素ガス等

ア 緊急遮断装置、中和装置の点検、苛性ソーダの残量を確認する。

イ 塩素室の各扉を閉鎖し、外部への漏洩防止策を講じる。

ウ 状況に応じ塩素ガスボンベの元バルブ閉鎖を行う。

③消火ガス

ア 消火槽各槽及びガスタンクの安全装置を点検する。

イ 状況に応じ消火槽各槽及びガスタンクの元バルブ閉鎖を行う。

④化学薬品等取扱い施設

ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置を講じる。

イ 引火又は混合混しよく等による出火防止措置を講じる。

5. 教育、医療、社会福祉施設対策

1) 教育

(1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

①警戒宣言の内容の周知徹底

ア 市長は、教育委員会を通じて、管内に所在する学校長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

イ 学校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、市（災害対策本部等）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

②児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

a) 警戒宣言が発令されたときは、授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

b) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

c) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡をとり、原則として、直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

学校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

a) 幼稚園

緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

b) 小中学校

あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法（通学班等）により帰宅させる。

なお、心身に障害のある児童生徒等については、緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

c) その他

小学校及び幼稚園の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校で一時保護し、直接保護者に引き渡す。

ウ 登下校中又は在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

a) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

b) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

イ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

ウ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、倒壊及び落下を防止する。

エ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

オ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等の恐れのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④ 教職員の確保

学校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保するものとする。

⑤ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 学校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ 学校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について、具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 学校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

a) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

b) 児童生徒等の登下校の具体的方法

c) 緊急連絡網の整備

(2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、(1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

(1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて適切に対処する。

(2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

- (3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。
- (4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

また、日本赤十字社（茨城県支部）が行う必要な措置は次のとおりである。

- ①被害者の収容及び診療ができるよう赤十字病院長に連絡し、体制の整備に努める。
- ②病院等に対して血液の供給が迅速かつ円滑に行われるよう血液センター長に連絡し、体制の整備に努める。
- ③赤十字病院長に連絡し、医療救護班が迅速に出動できるよう体制の整備に努める。

3) 社会福祉施設

- (1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- (2) 情報の収集・伝達

施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、市災害対策本部等に連絡をとり、正確な情報の収集及び伝達を行う。特に、通園施設（中でも保育所）においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておくものとする。

(3) 消火活動の準備

危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。

(4) 救護活動の準備

救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。

(5) 応急物資の確保

食料・飲料水等の確保を行う。

(6) 安全指導

- ①設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
- ②施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。
- ③入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設又は避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

6. 百貨店、高層ビル等対策

不特定多数の者が出入りする百貨店、高層ビル等の管理者等は、警戒宣言の発令を市の広報、テレビ、ラジオの放送等で了解した場合は、顧客、観客、来訪者、従業員等（以下「顧客等」という。）の混乱防止と安全確保を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- 1) 自主防災体制の確立
- 2) 情報の収集・伝達

顧客等への情報の伝達については、避難誘導の必要がある場合は、従業員のそのための配備を完了した時点で行うものとする。

- 3) 避難誘導の準備又は実施
- 4) 出火防止の措置
 - (1) 火気使用の制限又は中止
 - (2) 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認
- 5) 消防用設備、器具の点検及び使用準備
- 6) 転倒及び落下防止の措置
 - (1) 窓硝子、看板等の建物の付属物
 - (2) ロッカー、陳列棚、商品等
 - (3) 薬品等の危険物
- 7) 応急救護の準備
- 8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛又は業務の制限
- 9) その他必要な措置

7. がけくずれ等危険区域対策

警戒宣言が発令された場合、市及び県は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- 1) 地すべり防止区域、がけくずれ等の危険が予測される区域等の点検を行う。
- 2) 地すべり、がけくずれ等の危険が予測される地区に対し、避難勧告等の適切な措置を行う。
- 3) 上記区域内で工事中のものがある場合は、工事または作業関係者に対し、工事または作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置をとる。

第4節 市民等のもとのべき措置

警戒宣言が発令された場合、市民等は、東海地震に係る災害発生 of 未然防止又は被害の軽減を図るため、自ら又は協力して必要な措置をとるとともに、市長等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1. 家庭

- 1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、市役所や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- 2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- 3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- 4) 火気の使用は自粛すること。
- 5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- 6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- 7) 身軽で安全な服装になること。
- 8) 水、食糧、携帯ラジオ、懐中電燈、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認する

こと。

- 9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- 10) 自主防災組織は配置につくこと。
- 11) 不用不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2. 職場

- 1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- 2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- 3) 火気の使用は自粛すること。
- 4) 消防計画、予防規程などにに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- 5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- 6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- 7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- 8) 不特定かつ多数の者が出入する職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3節の6参照のこと)
- 9) 正確な情報の把握に努めること。
- 10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- 11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

第4編 航空災害対策

< 航空災害対策 >

■ 基本的考え方

本計画は、市内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講ずるものとする。

第1節 航空状況

近隣に、百里航空自衛隊飛行場及び霞ヶ浦陸上自衛隊飛行場がある。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合に備え、それぞれ次の対策を講ずるとともに、機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報・連絡体制を確保するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたり要員を予め指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に準ずる。

2. 情報の収集連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させる。

3. 災害応急体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

市では、「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、周辺各市町村の相互応援を迅速かつ確実なものとするために、連携体制の具体化を図っていく。

市及び消防機関では、「茨城県広域消防相互応援協定」に基づき周辺の広域消防体制を具体化するとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両等の整備に努める。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

5. 緊急輸送活動への備え

災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策として、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、市では発災後において緊急輸送道路における交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

6. 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、予め計画を作成するよう努める。

7. 防災関係機関の防災訓練の実施

大規模な航空災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

第2章 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

1) 航空事故情報等の収集・連絡

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報しなければならないものとする。

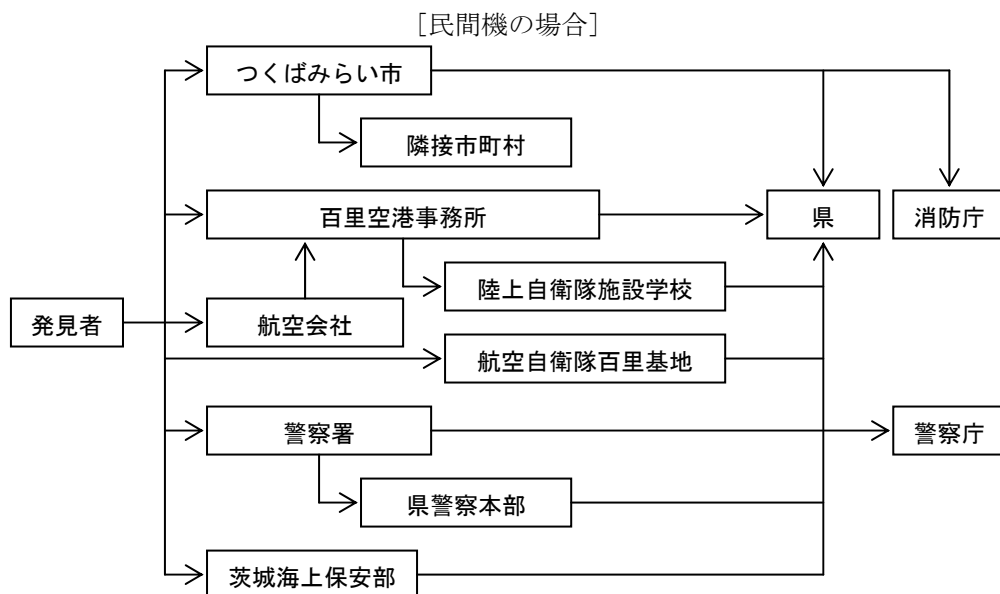
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

市は、航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。さらに、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

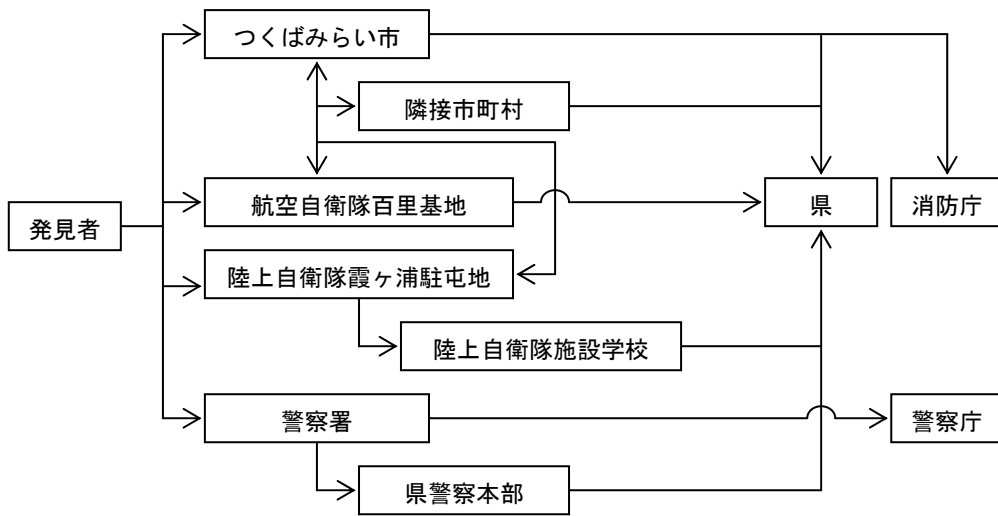
自衛隊機による事故発生の場合は、陸上自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



[自衛隊機の場合]



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運行情報官	0299-54-0672 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線 234 (同 内線 302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線 2410 (同 内線 2302)
航空自衛隊第七航空団	防 衛 班	0299-52-1331 内線 231 (同 内線 215)
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-8800 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直 内線 2070)

3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に対して応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて防災関係機関と緊密な情報交換を行い、応急対策活動の円滑化に努める。

第2節 活動体制の確立

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、航空災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故による多数の死傷者の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1. 搜索活動

消防機関は災害の状況により、多様な手段を活用して、県と相互に連携の上、搜索活動を実施する。

2. 救護、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消化剤等による消防活動を重点的に実施する。また、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

市は、発生現場となった隣接する市からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

4. 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準じ、防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、予め指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き方法、文字放送等によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努める。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

市は、遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス関係者等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章第10節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第5編 鉄道災害対策

＜鉄道災害対策＞

■基本的考え方

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、または地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講ずるものとする。

第1節 鉄道状況

本市を通る鉄道路線としては、取手駅と下館駅を結ぶ関東鉄道常総線とつくば駅と秋葉原駅を結ぶつくばエクスプレスの2路線がある。関東鉄道常総線は、市内に小絹駅がある。取手駅からの所要時間は約36分、下館駅からの所要時間は約70分である。つくばエクスプレスは、市内にみらい平駅がある。秋葉原駅からの所要時間は約42分、つくば駅からの所要時間は12分である。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を予め指定しておくなどの整備を推進する。

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生する恐れがある場合に、鉄道事業者はその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市及び道路管理者は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアル

ルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より関係機関との連携を強化しておく。

3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、救助工作車、救急車、照明車両等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3) 消火活動への備え

鉄道事業者及び消防機関は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4. 緊急輸送活動への備え

鉄道事業者は、県公安委員会その他関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員または応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に務める。

5. 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

6. 防災訓練の実施

市は、県及び鉄道事業者と連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、市及び関係機関は次の対策を講ずるものとする。

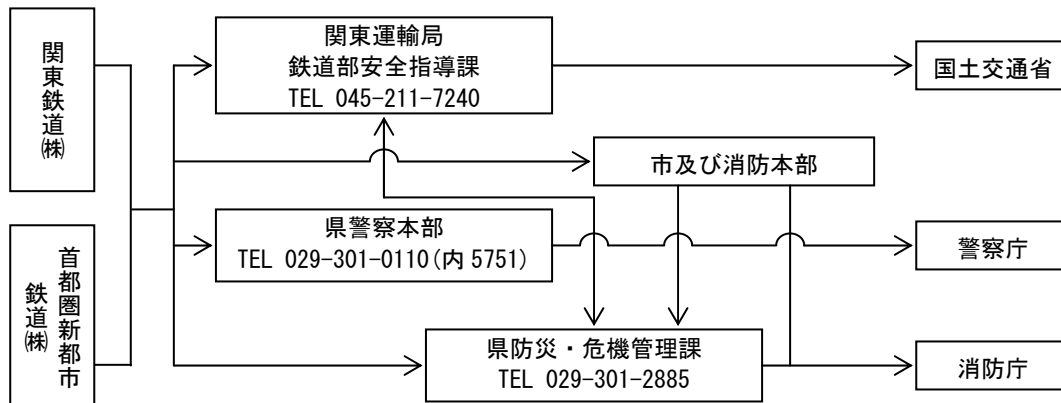
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として発災後30分以内で可能な限り早く報告する。

2. 鉄道災害情報の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
関東運輸局	鉄道部安全指導課	045-211-7240 (各鉄道事業者通知済職員宅：通知済みの電話番号)
茨城県	防災・危機管理課	029-301-2885 (同左)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直)
関東鉄道(株)	運転司令室	0297-22-0451 (同左)
首都圏新都市鉄道(株)	技術部施設管理所	0297-52-8306 (同左)

第2節 活動体制の確立

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、又は、その他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、鉄道災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) その他市長が必要と認めた場合	1) 鉄道事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 広域的な応援体制

鉄道事故による災害が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救護・救急活動

消防機関は大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

2. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

4. 消火活動

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、市は、発災現場の市町村からの要請または、相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 避難勧告・指示・誘導

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて実施する。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求める。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第7節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第8節 災害復旧

鉄道事業者は、応急資材の確保については、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図る。

また、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努める。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第6編 道路災害対策

<道路災害対策>

■基本的考え方

本計画は、市内において道路輸送途中での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 道路交通状況

1. 本市の交通体系

本市の骨格道路は、東西方向に走る常磐自動車道及び市西部を南北に縦断する国道294号、市北部を東西に横断する国道354号により形成されている。

2. 緊急輸送道路の指定状況

本市の緊急輸送道路として、常磐自動車道、国道294号、国道354号が指定されている。

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

1. 気象情報の伝達

道路管理者は、水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

2. 道路の異常に関する情報の収集・伝達

道路管理者は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備し、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

第3節 道路施設等の管理と整備

1. 管理する施設の巡回及び点検

道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を強化する。

2. 安全性向上のための対策の実施

道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施する。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

市は、大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市及び道路管理者は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知する。

2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時から関係機関との連携を強化しておく。

3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両等の整備に努める。

2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3) 消火活動への備え

道路管理者及び消防機関は、平常時から機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4. 緊急輸送活動への備え

県、市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に務める。さらに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図る。

5. 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制について予め計画しておく。

6. 防災訓練の実施

市は、県及び道路管理者と連携し、大規模な事故災害等が発生した場合に備え、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

7. 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

8. 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、予め重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第6節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第2章 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、市及び道路管理者等は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 道路情報の収集連絡

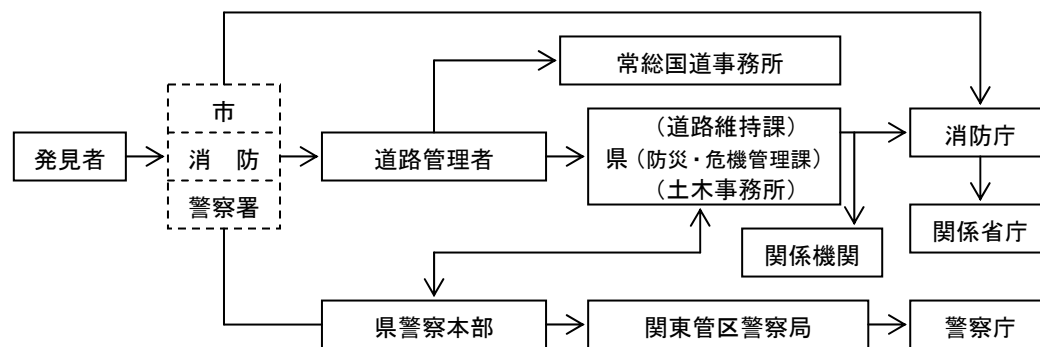
道路災害の発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防史員または道路管理者に通報しなければならないものとする。また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生する恐れがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常総国道事務所、県に連絡するものとする。

市は、大規模な道路災害の発生または発生する恐れに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行く。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2. 道路情報の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



の機関のうち、第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2885 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直 内線 2070)
東日本高速道路株式会社	保 全 企 画 課	048-758-6509 (交通管制室 048-758-4035)

第2節 活動体制の確立

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、道路災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1)道路事故災害により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2)道路上での重大事故が発生した場合 3)その他市長が必要と認めた場合	1)道路事故災害による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1)道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)事故災害応急対策を概ね完了した場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市及び道路管理者は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 広域的な応援体制

道路事故による災害が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救護・救急活動

市及び消防機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に務め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

3. 消火活動

道路管理者は、迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 震災対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、的確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供する。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第6節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第7節 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第7編 危険物等災害対策

＜危険物等災害対策＞

■基本的考え方

本計画は、市内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、市、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 危険物等の災害の予防対策（各災害共通事項）

1. 危険物等関係施設の安全性の確保

1) 保安体制の確立

事業者（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、市及び消防機関は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努め、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を県又は国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

2) 保安教育の実施

市は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

2. 災害応急対策、災害復旧への備え

1) 情報の収集・連絡体制の整備

市及び事業者は、危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。また、災害時

の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

2) 職員の活動体制の整備

市及び事業者は、それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

3) 防災関係機関相互の連携体制

市及び事業者は、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、現在、県及び市においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(県)

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県)
- ・「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県五県相互応援に関する協定」(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県)

(市)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

市及び事業者は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

また、災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

5) 緊急輸送活動体制の整備

市は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。なお、災害時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 1 緊急輸送への備え」に準ずる。

6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

市及び事業者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

7) 避難収容活動体制の整備

市は、あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

市及び事業者は、危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

9) 災害復旧への備え

市及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3. 防災知識の普及、住民の訓練

市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等災害時要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 石油類等危険物施設の予防対策

1. 施設の保全

事業者は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2. 石油貯蔵タンクの安全対策

1) 地盤対策

消防機関は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

2) 防災設備の強化

事業者は、耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

3) 防災管理システムの強化

事業者は、漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

3. 保安体制の確立

事業者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

また、消防機関は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱の方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3節 一般高圧ガス・都市ガスの予防対策

1. 一般高圧ガス

事業者は、高圧ガス施設の災害防止のため、施設点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行うものとする。県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、ガス事業者の自主的保安活動を推進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努めるものとする。

市は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

2. 都市ガス対策

消防機関は、消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とすべき措置について通報するものとする。当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

事業者は、前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

1. 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者

- ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
- エ 事故時における応急措置を行う者
- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
 - 製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。）に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1. 保安体制の強化

放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）は、漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

1. 保安体制の強化

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- ① 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ② 国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- ③ 消火、延焼防止等の応急措置
- ④ 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤ 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- ⑥ モニタリング実施
- ⑦ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

また、市及び消防機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、市、関係機関、関係団体及び事業者は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

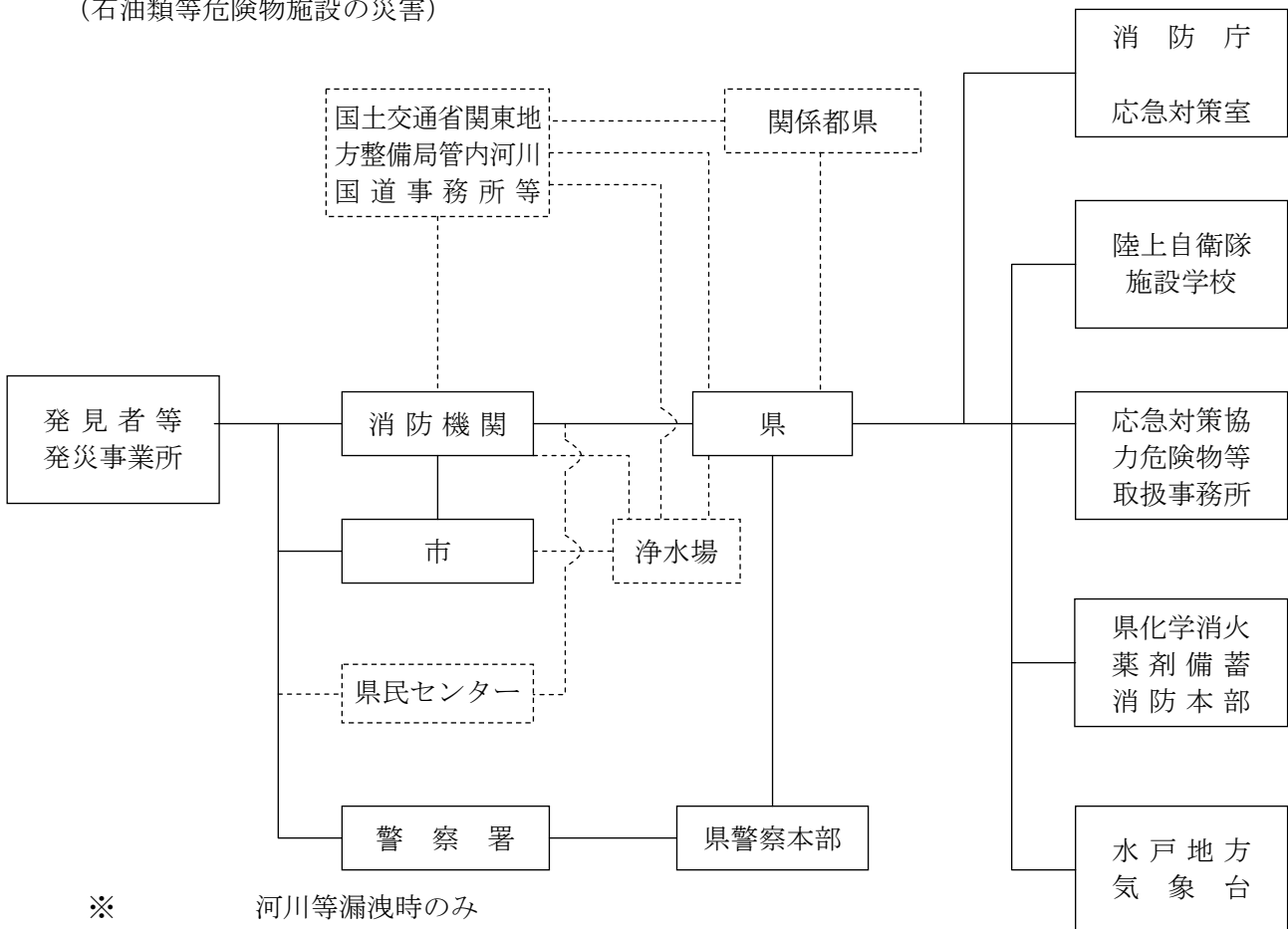
1. 災害情報の収集・連絡

市は、危険物等災害の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。

2. 災害情報の収集・連絡系統

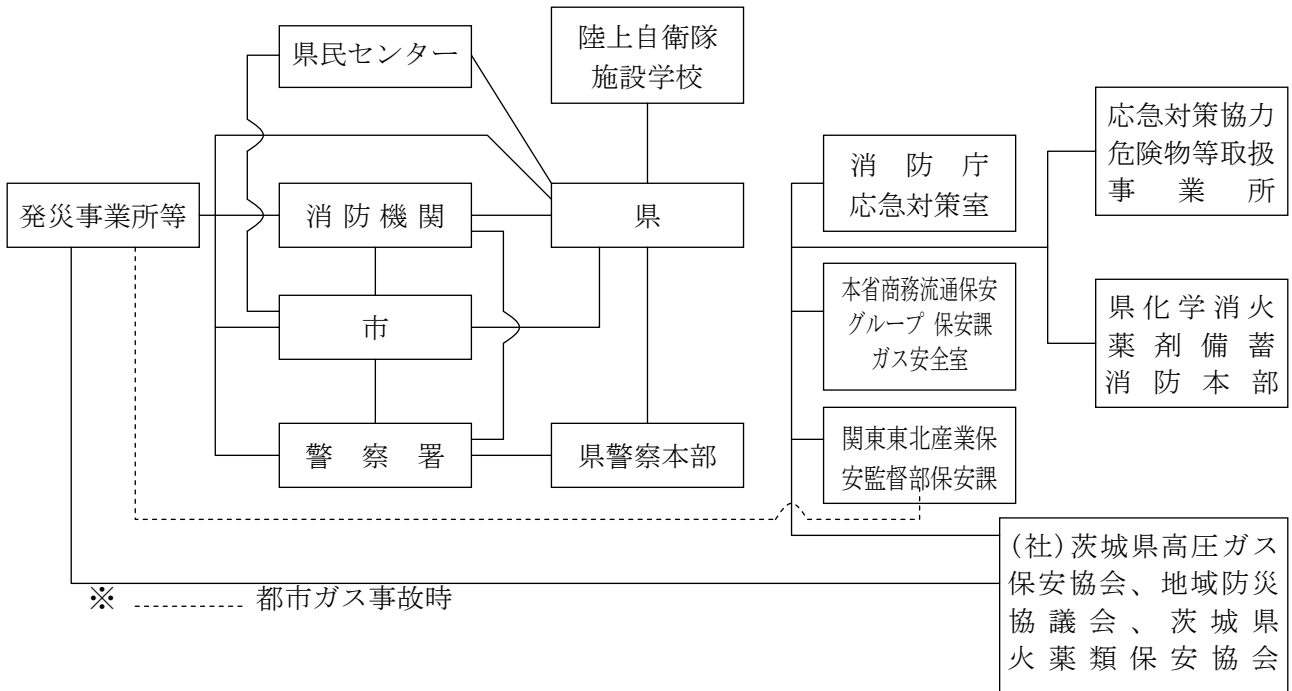
各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

（石油類等危険物施設の災害）

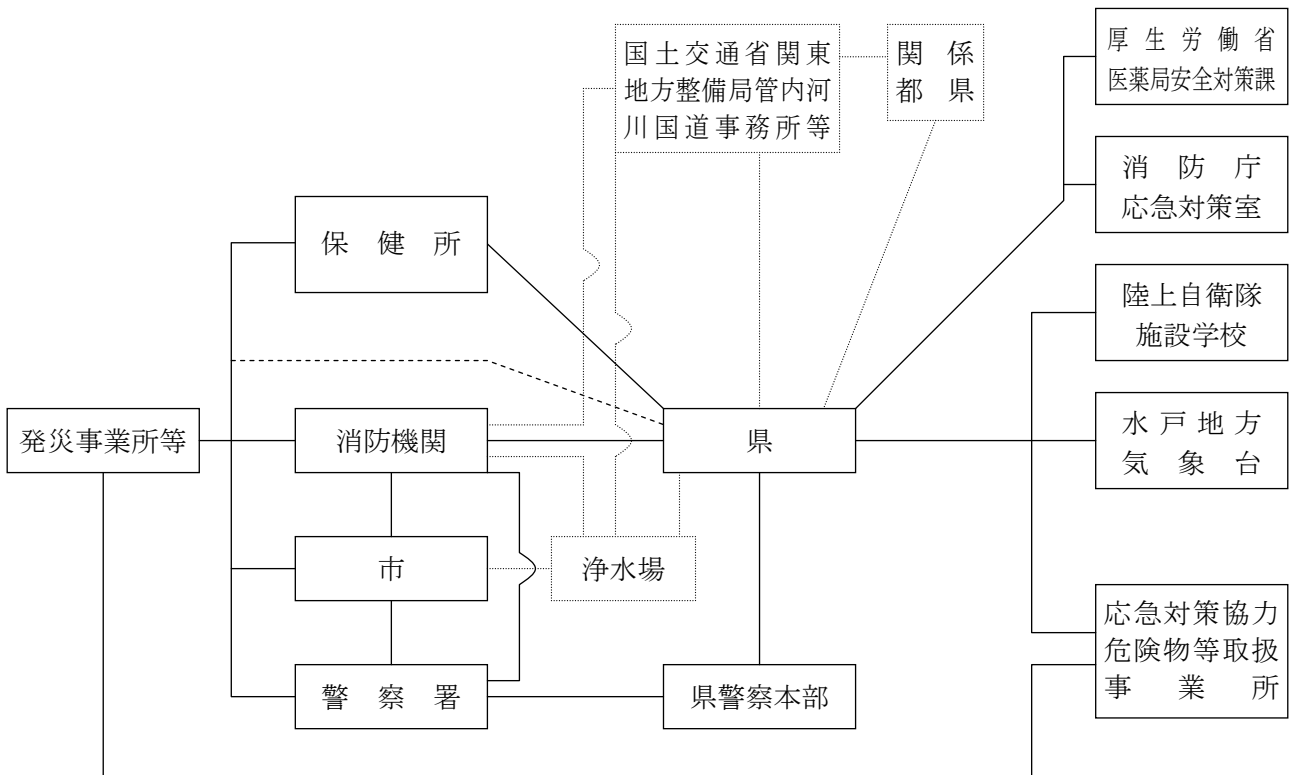


第7編 危険物等災害対策 第2章 災害応急対策計画

(一般高圧ガス・都市ガス)



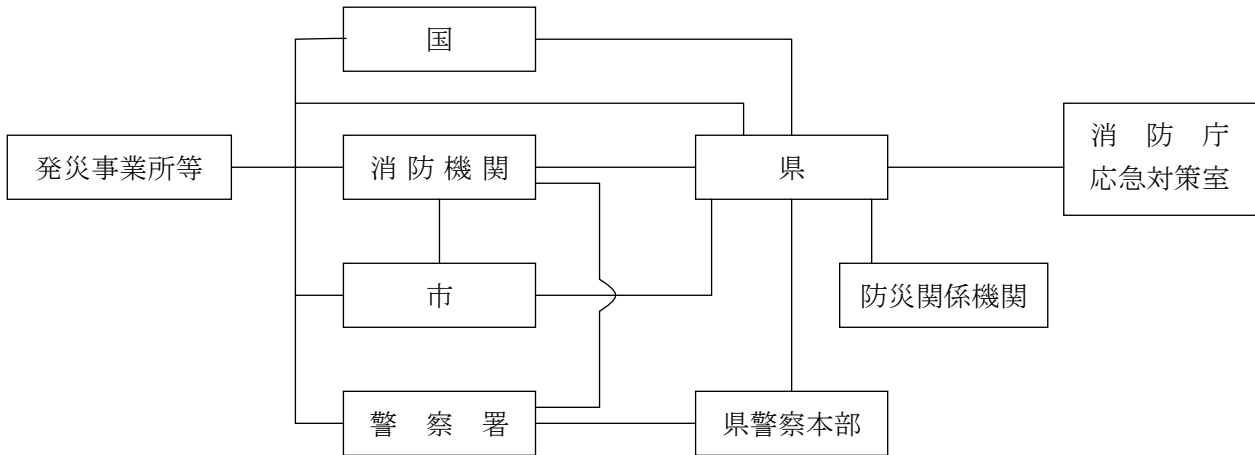
(毒劇物取扱施設の災害)



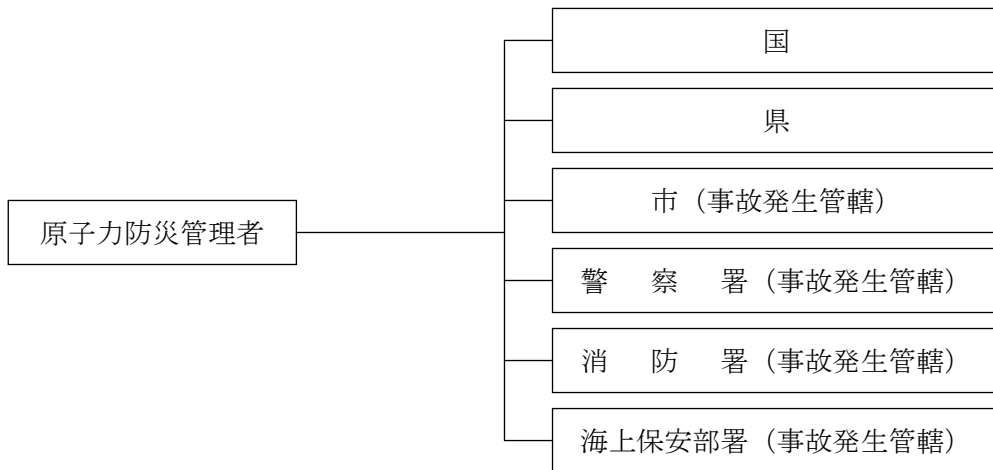
※ 毒劇物が河川等へ流入した場合

※ 茨城県原子力安全協定に基づくもの

(放射線使用施設等の災害)



(核燃料物質等の事業所外運搬中の災害)



3. 被害状況の収集・把握

市及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生する恐れのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県へ連絡するとともに、覚知後 30 分以内で可能な限り早く「火災・災害等即報要領」に基づく報告も行う。

4. 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合又は発生する恐れのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に、また、市長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5. 市民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般市民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生した場合、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、危険物等災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2) 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がある場合 3) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物事故による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2) 漏洩物に対し、嚴重な警戒体制をとる必要がなくなった場合 3) その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1) 危険物事故により、多数の死傷者が発生した場合 2) 大規模な火災の発生した場合 3) 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、 4) その他市長が必要と認めた場合	1) 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合 2) その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策

1. 危険物火災等の応急対策

- ① 発災事業所においては、火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。また、消防機関と連携し、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等の恐れがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。
- ② 市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導を行うものとする。

2. 危険物の漏洩応急対策

1) 非水溶性危険物の漏洩対策

- ① 石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合、排出の原因者は、直ちに土のう装置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。

- ② 市及び消防機関は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

- ③ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力要請するものとする。

- ④ 市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

2) 水溶性危険物の漏洩対策

- ① アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、排出の原因者は、直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。

- ② 消防機関は、直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

- ③ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市及び防災関係機関に協力を要請するものとする。

- ④ 市は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3. 浄水の安全性の確保

市及び消防機関は、危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

また、浄水場管理者は、浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4節 一般高圧ガス・都市ガスの事故応急対策

1. 一般高圧ガス応急対策

- ① 直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、(社)茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

- ② 消防機関は、高圧ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。
- ③ 市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

2. 都市ガス応急対策

- ① 発災事業所においては、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、消防機関に119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力するものとする。

火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

- ② 消防機関は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。
- ③ 市及び消防機関は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

1. 漏洩事故

- ① 発災事業所においては、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

- ② 市及び消防機関は、毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又

は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

- ③ 河川管理者及び河川以外の水路等の管理者は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはその恐れがある場合は、事業者、県（生活環境部、保健福祉部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

2. 浄水の安全性の確保

市及び消防機関、河川管理者、浄水場管理者は、漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第2章第3節の3「浄水の安全性の確保」に準じて応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

- ① 放射線使用施設等の事業者は、放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生する恐れがある場合は、直ちに国、県、市及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は炎症防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要がある場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けた恐れがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がり防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

- ② 消防機関は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受け

て適切に対応するものとする。

- ③ 市は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

- ① 原子力事業者等の核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を随時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適当な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

- ② 事故の通報を受けた市及び消防機関は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

第8節 避難誘導対策

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、県及び消防機関と緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第9節 搜索・救出・救助対策、医療及び消火活動

1. 搜索・救出・救助対策

被災者に対して、県（警察本部）等と相互に連携して搜索・救出・救助を行うものとする。

2. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

4. 消火活動

市及び消防機関は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第10節 応援要請対策

1. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

2. 広域的な応援体制

市は、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

第11節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

各危険物災害に共通する緊急輸送の確保については、市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

第8編 大規模な火事災害対策

＜大規模な火事災害対策＞

■基本的考え方

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定めるものである。

関係部課

全課

第1章 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

1. 都市施設の整備促進

1) 都市計画道路

都市計画道路は、都市内の様々な交通を整序化し、土地利用の効率化や都市活動の支援及び都市内居住者の安全をもたらすとともに、火災の延焼防止を図る環境防災軸としての機能を有していることから、適宜、都市計画道路の整備を促進し、火災の延焼防止、避難路の確保など災害に強い基盤づくりを進める。

2) 都市公園

都市公園は、都市内のオープンスペースとしての機能を有し、一時的な避難場所、火災の延焼防止、消火活動の拠点などの役割を果たすことから、避難路としての都市計画道路の整備と併せ、都市公園の整備及び機能拡充を図る。

2. 災害に強い市街地の形成

街道沿いに形成された市街地では、行き止まり道路や狭隘道路など道路整備が未整備のまま形成された住宅地があり、災害時の避難に支障をきたすことが想定される。今後の市街化動向により、新しく形成される市街地や既成市街地の再編にあたっては、地区計画などの諸制度を活用し、道路等の都市基盤と一体となった整備を推進することによって防災コミュニティを形成し、災害に強い市街地づくりを進める。

3. 火災に対する建築物の安全化

1) 建築物の防火管理体制

消防機関及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るも

のとする。

2) 建築物の安全対策の推進

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

4. 防火、準防火地域の指定

防火、準防火地域の指定にあたっては、経年的な市街地の動向(建築物の構造、棟数変化や密集状況など)を調査、把握した上で、必要に応じて指定について検討し、住民の理解等要件が整った地域から、順次指定を進めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1) 情報の収集・連絡

市は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、消防機関とともに、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

2) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害時における通信手段については、「第2編 風水害対策 第1章第7節 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

2. 災害応急体制の整備

1) 職員の体制

市及び消防機関は、非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成して、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟を図るよう、定期的に訓練を行う。

2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から関係機関との連携を強化しておく。

3. 救助・救急、医療及び消火活動への備え

1) 救助・救急活動への備え

市及び消防機関は、災害時に迅速に応急活動が行えるよう、実情に応じ、救助・救急活動用資材の整備に努める。

2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 3 医療救助活動への備え」に準ずるものとする。

3) 消火活動への備え

市及び消防機関は、平常時より機関相互の連携の強化を図り、消火活動への備えに努める。

4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、「第3編 地震災害対策 第1章第3節 1 緊急輸送への備え」に準ずるほか、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路管理体制の整備に務めるものとする。

5) 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

避難所・避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に務めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難所・避難場所

都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難所・避難場所を指定し、住民への周知徹底に務めるものとする。

6) 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3節 防災知識等の普及

1. 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓蒙を図る。

2. 防災関連施設等の普及

市は、市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

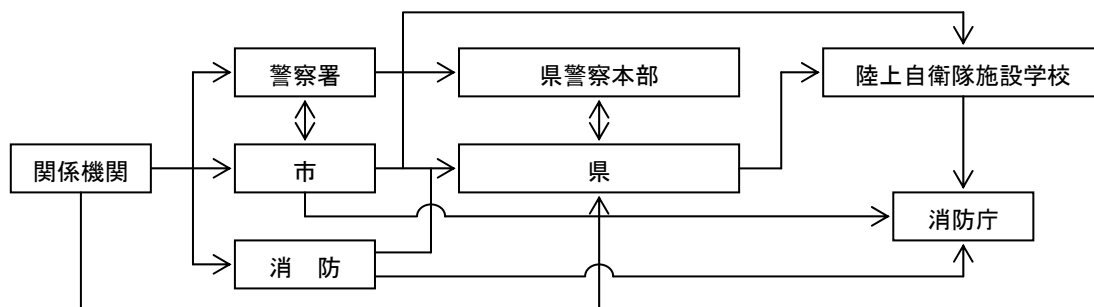
第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1. 災害情報の収集連絡

市及び消防機関は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する災害等が発生した場合には、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

2. 災害情報の収集・連絡系統

災害情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



[連絡先一覧]

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 (宿直 03-5253-7777)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 (駐屯地当直司令 内線 302)
茨 城 県	防災・危機管理課	029-301-2885 (同左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線 5751 (総合当直 内線 2070)
	地 域 課	内線 3574

3. 応援対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

4. 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、災害発生直後、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1. 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

区分	配備時期	配置人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生する恐れのある場合、または、その他の状況により市長が必要と認めた場合	各部の必要人員で情報の収集、連絡活動及び応急措置を実施し得る体制とする。 非常体制に直ちに切りかえ得る体制とする。	災害警戒本部を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により市長が必要と認めた場合	予め部内で定められた課の全職員とする。 その他の課は、大規模な火事災害応急対策が円滑に行える体制とする。	災害対策本部を設置する

2. 災害対策本部等の設置基準等

区分	設置基準	廃止基準
災害警戒本部	1)火災により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)火災による多数の死傷者の発生の恐れがなくなった場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合
災害対策本部	1)大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合 2)その他市長が必要と認めた場合	1)事故災害応急対策を概ね完了した場合 2)その他市長が必要なしと認めた場合

3. 活動体制

市及び防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 広域的な応援体制

大規模な火災が発生し、本市のみによる応急対策等が困難な場合、「第2編 風水害対策第2章第25節 他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

5. 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を火災の規模の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、「第2編 風水害対策第2章第24節 自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請する。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1. 救助・救急活動

市及び消防機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に務め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2. 資機材等の調達等

消防機関は、原則として消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材について、携行する。

市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助、救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

3. 医療活動

医療活動については、「第2編 風水害対策 第2章第16節 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、「第2編 風水害対策 第2章第9節11 避難所及び避難場所の開設及び運営」の心のケア対策に準じて実施する。

4. 消火活動

市及び消防機関は、発災後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

また、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。交通規制にあたっては、被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し、理解を求めるものとする。

第5節 避難収容活動

災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、市は、「第3編 地震災害対策 第2章第5節 1 避難行動」に準じて実施するものとする。

また、避難収容活動にあたっては、災害時要配慮者に十分配慮するものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市は、公共・公益施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、「第3編 地震災害対策 第2章第3節 3 災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施する。

1. 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。また、視覚障がい者に対する広報は、防災行政用無線を基本とするが、難聴地域等の状況に応じて、様々な媒体により情報を提供するものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2. 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、「第3編 地震災害対策 第2章第9節 5 清掃・防疫・障害物の除去」及び「6 行方不明者等の搜索」に準じて実施する。

第9節 災害復旧

災害復旧・復興対策については、「第2編 風水害対策 第3章 災害復旧・復興計画」に準じて実施する。

(資料編)

【 目 次 】

《資料編》

1. 総 則	
1-1 つくばみらい市防災会議委員名簿	1
1-2 1-2 防災関係機関窓口	3
1-3 つくばみらい市防災会議条例	5
1-4 つくばみらい市災害対策本部条例	7
2. 協定及び広域応援要請	
2-1 災害時相互応援協定一覧	8
3. 地震に係る基礎データ	
3-1 気象庁震度階級	10
4. 情報通信	
4-1 防災行政用無線の整備状況	11
4-2 災害時通信系統	11
4-3 災害時の広報文例	12
4-4 避難勧告等発令情報	14
5. 気象情報	
5-1 気象注意報及び警報の種類と発表基準	15
6. 危険箇所等	
6-1 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図	18
7. 輸 送	
7-1 緊急輸送道路の指定状況	19
7-2 日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)	19
7-3 日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)	20
7-4 日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書	21
7-5 緊急通行車両確認証明書	22
8. 災害救助法の適用	
8-1 被害状況報告表	23
8-2 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表	25
9. 被災者生活再建支援法の適用	
9-1 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	28
9-2 被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表	29
10. 農地災害対策	
10-1 農作物防護指導要領	30
10-2 農作物の応急措置要領	32
11. 災害報告	
11-1 火災・災害等即報要領	34
12. つくばみらい市災害弔慰金の支給	
12-1 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例	51
12-2 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	54

1. 総 則

1-1 つくばみらい市防災会議委員名簿

	区 分	機関名	役職
1	条例第3条第2項	つくばみらい市	市長
2	条例第3条第5項第1号	国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	所長
3	条例第3条第5項第9号	陸上自衛隊古河駐屯地 第1施設団第101施設器材隊	隊長
4	条例第3条第5項第2号	茨城県県南県民センター	センター長
5	〃	茨城県土浦土木事務所	所長
6	〃	茨城県つくば保健所	所長
7	条例第3条第5項第3号	茨城県常総警察署	署長
8	条例第3条第5項第4号	つくばみらい市	副市長
9	〃	つくばみらい市	市長公室長
10	〃	つくばみらい市	総務部長
11	〃	つくばみらい市	市民経済部長
12	〃	つくばみらい市	保健福祉部長
13	〃	つくばみらい市	都市建設部長
14	〃	つくばみらい市教育委員会	教育部長
15	条例第3条第5項第5号	つくばみらい市教育委員会	教育長
16	条例第3条第5項第6号	つくばみらい市消防団	団長
17	条例第3条第5項第7号	常総地方広域市町村圏事務組合消防本部	消防長
18	〃	つくばみらい消防署	署長
19	条例第3条第5項第8号	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
20	〃	東京電力(株)龍ヶ崎支社	支社長
21	〃	東部ガス(株)茨城南支社守谷事業所	所長
22	〃	筑波学園ガス(株)	代表取締役社長
23	〃	(一社)茨城県つくば市医師会	理事
24	〃	(一社)茨城県きぬ医師会	理事
25	〃	(一社)つくばみらい市歯科医師会	代表理事
26	〃	(公社)茨城県薬剤師会 つくば薬剤師会	管理薬剤師
27	〃	関東鉄道(株)つくば中央営業所	所長
28	〃	首都圏新都市鉄道(株)つくば駅務管理所	所長
29	〃	つくばみらい市社会福祉協議会	事務局長

	区 分	機関名	役職
30	条例第 3 条第 5 項第 9 号	つくばみらい市議会	議長
31	〃	つくばみらい市区長会	会長
32	〃	(一社)茨城県建設業協会 土浦支部つくば分会	会長
33	〃	茨城みなみ農業協同組合 女性部	部長
34	〃	つくばみらい市商工会 女性部	部長

1-2 防災関係機関窓口

分類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
つくばみらい市	伊奈庁舎	0297-58-2111
	谷和原庁舎	0297-52-3141
消 防 庁	国民保護・防災部防災課応急対策室	03-5253-7527 (03-5253-7537)
茨 城 県	防災・危機管理課	029-301-2885 (029-301-2898)
	土浦土木事務所	029-822-4340
	茨城県警察本部(内線：警備課)	029-301-0110 (内線：5751)
指定地方行政機関	関東管区警察局	048-600-6000
	関東総合通信局	03-6238-1620
	関東財務局	048-600-1078
	関東信越厚生局	048-740-0711
	茨城労働局	029-224-6211
	関東農政局	048-600-0600
	関東森林管理局	027-210-1150
	関東経済産業局	048-601-1200
	関東地方整備局災害対策本部(港湾空港関係除く)	048-600-1421
	〃 (港湾空港関係)	045-211-7431
	関東運輸局	045-211-7204
水戸地方気象台防災業務課	029-224-1106	
警 察 機 関	常総警察署	0297-22-0110
自 衛 隊	陸上自衛隊 施設学校	029-274-3211
	陸上自衛隊 第1施設団(古河駐屯地)	0280-32-4141
	航空自衛隊 第7航空団	0299-52-1331
指定公共機関	郵便事業株式会社 水戸支店	029-221-2988
	日本銀行 水戸事務所	029-224-2734
	日本赤十字社(茨城県支部)	029-241-4516
	日本放送協会 水戸放送局	029-232-9885
	東日本高速道路株式会社 谷和原管理事務所	0297-52-2820

分 類	機関名	電話番号 (FAX 番号)
指定公共機関	独立行政法人水資源機構	048-600-6544
	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社	029-225-3140
	日本貨物鉄道株式会社 水戸営業支店	029-227-2113
	東京瓦斯株式会社 常総支社	03-3805-3895
	日本通運株式会社 水戸支店	029-224-3113
	東京電力株式会社 茨城カスタマーセンター	0120-995-332
	KDD I 株式会社 au 水戸支店	029-226-6621
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 茨城支店	029-222-5285
指定地方公共機関	茨城県土地改良事業団体連合会	029-225-5651
	東部ガス株式会社	03-3662-4611
	筑波学園ガス株式会社	029-857-3187
	社団法人 茨城県医師会	029-241-8446
	一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会	029-225-3261
	社団法人茨城県薬剤師会	029-225-9393
	株式会社茨城新聞社	029-221-3121
	社団法人茨城県看護協会	029-221-6900
	株式会社茨城放送	029-244-2121
	関東鉄道株式会社	029-822-3710
	首都圏新都市鉄道株式会社	03-3839-7341
	社団法人茨城県トラック協会	029-243-1422
	社団法人茨城県バス協会	029-247-6603
	社団法人茨城県社会福祉協議会	029-241-1133

1-3 つくばみらい市防災会議条例

つくばみらい市防災会議条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 113 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、つくばみらい市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つくばみらい市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてつくばみらい市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 茨城県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (9) その他市長が特に必要と認めた者

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政の職員、茨城県の職員、つくばみらい市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第5条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

1-4 つくばみらい市災害対策本部条例

つくばみらい市災害対策本部条例

平成 17 年 3 月 27 日
条例第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、つくばみらい市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

2. 協定及び広域応援要請

2-1 災害時相互応援協定一覧

No	災害協定名称	協定内容	調印年月日	災害協定先	国	県	市町村	法人団体	民間	その他	担当課
1	災害時等の相互応援に関する協定	1食料・飲料及び生活必需品等の提供 2救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3車両・舟艇等の提供 4医療職・技術職・技能職等の職員派遣 5被災者一時収容のための施設の提供 6その他特に要請のあったもの	H6.4.1	茨城県内 全市町村			●				安心安全課
2	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H13.3.2	筑波大学付属病院						●	安心安全課
3	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・その他の処置	H13.3.2	社団法人 茨城県薬剤師会 つくば支部				●			安心安全課
4	NTTの通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用に関する覚書	大規模な災害、事故又は故障による通信業務の停止が発生した場合、防災行政無線による広報を行う	H18.6.13	東日本電信電話㈱					●		安心安全課
5	つくばみらい市防災行政無線の活用に関する協定書	電力供給に関わる大規模事故の発生及び需給逼迫時に防災行政無線による広報活動を行う。	H20.7.8	東京電力㈱ 茨城支店					●		安心安全課
6	災害時における救援物資の提供に関する協定書	1災害対応型自動販売機内の商品の無償提供 2飲料水の優先供給	H21.2.5	利根ココロラボ リング㈱					●		安心安全課
7	災害時における応急対策活動に関する協定書	1道路その他の公共施設の被害の防止及び応急復旧作業 2水害の防止及び応急復旧作業 3日常生活が困難となる住宅地の障害物の除去作業 4人命救助のための障害物の除去作業 5その他被害の防止及び応急復旧作業 6対策活動に必要な建設資機材の調達及び運搬	H21.2.20	社団法人 茨城県建設業協会 土浦支部 つくば分会				●			安心安全課
8	災害救助に必要な物資の供給に関する協定	1仮設トイレ・発電機の優先供給 2その他物資の優先供給	H21.8.1	㈱レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所					●		生活環境課
9	災害時の情報交換に関する協定	情報連絡員(リエゾン)の派遣	H23.6.1	国土交通省 関東地方整備局	●						安心安全課
10	災害時支援協力に関する協定	施設の避難所使用	H23.12.7	茨城みなみ 農業共済組合						●	安心安全課
11	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	1炊事用品(鍋・やかん・しゃもじ等)の優先供給 2食器類(上皿・紙コップ・箸等)の優先供給 3日用品(ティッシュペーパー・歯ブラシ・紙おむつ・ゴミ袋等)の優先供給 4光熱材(卓上コンロ・ガスボンベ・懐中電灯等)の優先供給 5食料品(米・パン・牛乳・調味料・粉ミルク等)の優先供給	H23.12.13	いばらきコープ 生活協同組合						●	安心安全課
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 ほほえみ会(雅荘)				●			介護福祉課
13	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 青洲会(いなりの里)				●			介護福祉課
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅用援護者の受け入れ	H24.9.19	社会福祉法人 竹育会(ぬくもり荘)				●			介護福祉課
15	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	避難所への特設公衆電話の設置	H25.2.21	東日本電信電話㈱					●		安心安全課
16	災害時における放送等に関する協定	災害情報の放送	H25.3.19	土浦ケーブルテレビ ㈱					●		安心安全課

《次ページに続く》

No	災害協定名称	協 定 内 容	調印 年月日	災害協定先								担当課
					国	県	市町村	法人 団体	民間	その他		
17	災害時における相互応援に関する協定書	1食料・飲料及び生活必需品等の提供 2救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3車両・舟艇等の提供 4救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5被災者一時収容のための施設の提供 6その他特に要請のあったもの	H25.3.19	埼玉県伊奈町			●					安心安全課
18	災害時の緊急救援物資輸送に関する協定	1緊急輸送に必要な車両・資機材の出動 2緊急輸送に必要な人材の派遣 3その他必要と認める業務	H25.5.20	社団法人 茨城県トラック協会 常総支部				●				安心安全課
19	災害時における救援物資提供に関する協定	1災害対応型カップ式自動販売機の飲料水 10,000カップ無償提供 2紙カップ、飲料用原料 3ミネラルウォーターその他の缶、ペットボトルの清涼飲料水 4カップ麺(自動販売機用) 5ゴミ袋、トイレ用ペーパー、ペーパータオル、ボックスティッシュその他の物資	H25.6.25	㈱アベックス 京葉支社					●			安心安全課
20	廃棄物と環境を考える協議会 加盟団体災害時相互応援協定	1応援物資及び資機材の提供 2応急及び復旧に必要な職員の派遣 3その他特に要請があった事項	H25.7.12	北茨城市 ほか64団体			●					安心安全課
21	災害時における相互応援に関する協定書	1食料・飲料及び生活必需品等の提供 2救出・医療・応急復旧に必要な資機材等の提供 3車両・舟艇等の提供 4救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5被災者一時収容のための施設の提供 6その他特に要請のあったもの	H25.10.2	千葉県浦安市			●					安心安全課
22	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H25.10.17	社団法人 茨城県きぬ医師会				●				安心安全課
23	災害時の医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・死亡の確認 ・その他の処置	H26.9.1	一般社団法人 つくば市医師会				●				安心安全課
24	災害時の歯科医療救護についての協定	医療救護班の派遣 ・被災者のスクリーニング(症状判別) ・傷病者の応急処置及び医療の提供 ・後方医療機関への転送の要否及びその順位決定 ・その他の処置	H26.10.23	一般社団法人 つくばみらい市 歯科医師会				●				安心安全課
合計				24	1	0	4	9	7	3		

3. 地震に係る基礎データ

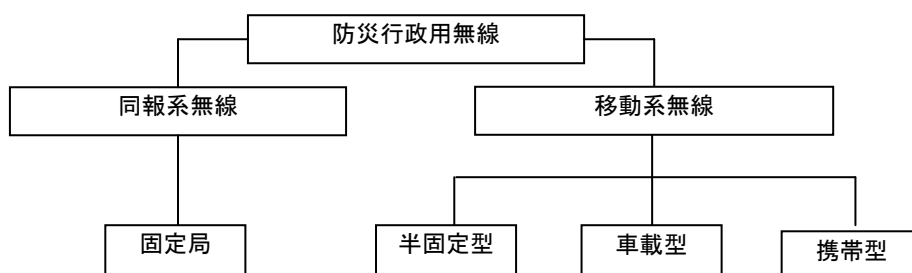
3-1 気象庁震度階級

【震度階級と参考事項】

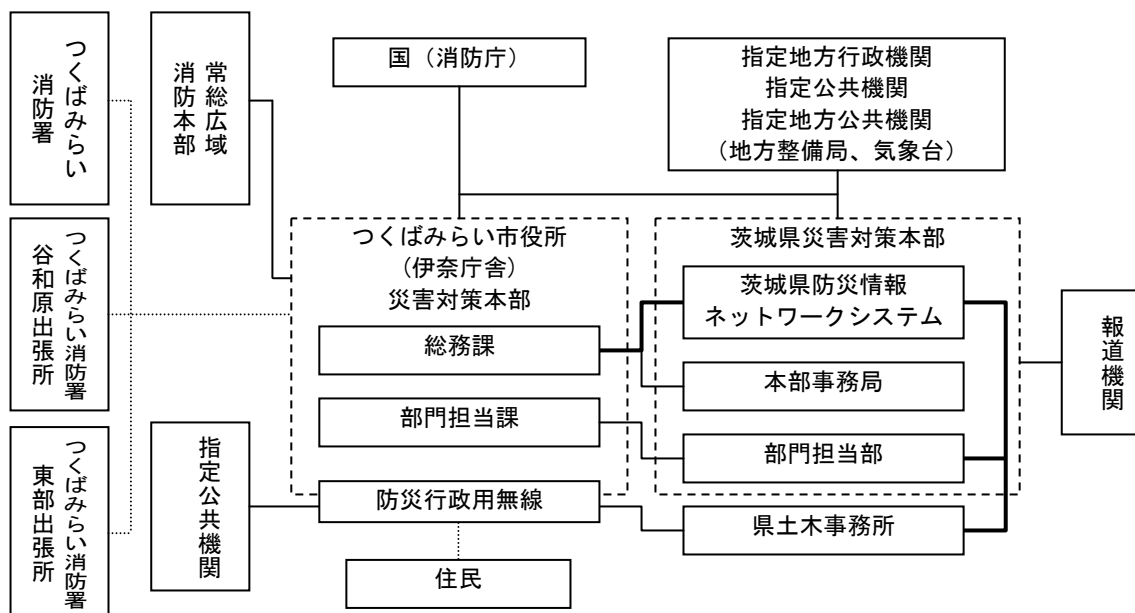
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建築	鉄筋コンクリート造建築物	ライフライン	地盤・創面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っているほとんどの人が目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる				
5(弱)	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5(強)	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重たい家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。紐付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの瓦石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	
6(弱)	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどがある。
6(強)	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。(一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道が停止することもある。)	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

4. 情報通信

4-1 防災行政用無線の整備状況



4-2 災害時通信系統



- 茨城県防災情報ネットワークシステムルート
- 電話・FAX等によるルート（NTT回線）
- 防災行政用無線

4-3 災害時の広報文例

【例文1】 地震情報・余震情報の伝達分（1）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
ただいま、大きな地震がありました。市民の皆さん、あわてて外に飛び出さず、声を掛け合っ
て、火の元を確認してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
先ほどの地震の震源は〇〇で、震源の深さは〇〇kmと推定されます。
つくばみらい市の震度は〇〇で、地震の規模はマグニチュード〇〇でした。
今後も、テレビ、ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

【例文2】 地震情報・余震情報の伝達分（2）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
茨城南部地方の地震はおさまりました。今後余震が予想されますが、余震は本震ほど強くありま
せん。余震を恐れずに落ち着いて行動してください。崩れかかった物やガラスの破片などでケガ
をしないよう、十分に注意してください。

【例文3】 被害の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。
これまでに分かった市内の被害の状況をお知らせします。
亡くなった方 〇〇人 行方の分からない方 〇〇人
重傷者 〇〇人 軽傷者 〇〇人
全壊家屋 〇〇棟 半壊家屋 〇〇棟
以上、〇〇時〇〇分の被害状況です。
- こちらは、つくばみらい市役所です。
現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話もかかりづらくな
っています。復旧の見通しは立っていません。
今後も、ラジオや市役所からの情報に注意し、デマ等に惑わされないよう落ち着いて行動して
ください。

【例文4】 避難の指示・誘導（火災の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。〇〇地区に避難勧告（指示）が発令されました。
〇〇地区付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。〇〇地区周辺の住
民の方は直ちに〇〇方面へ避難してください。なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団
員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。〇〇地区に避難勧告（指示）が発令されました。
〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ
避難してください。なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、そ
の指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文5】 避難の指示・誘導（家屋の倒壊・危険物の漏出等）

- こちらは、つくばみらい市役所です。
家屋が壊れた方、壊れそうな方は、お近くの避難所へ避難してください。避難するときは火の元
を確認し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、身の回りに注意しながら避難してください。
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示に従って落
ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。〇〇地区に避難勧告（指示）が発令されました。
〇〇地区は〇〇のため、非常に危険な状態となっています。〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇
方面へ避難してください。避難場所は〇〇です。なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防
団員などがある場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文 6】 避難の準備の周知・避難の指示（水害の発生）

- こちらは、つくばみらい市役所です。〇〇地区に避難準備情報が発令されました。現在、〇〇地区付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。お年寄りや子供さんは、お近くの高台や避難所へ早めに避難を開始してください。また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。〇〇地区に避難勧告（指示）が発令されました。〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し浸水しています。（〇〇地区一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し浸水のおそれがあります。）〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。

【例文 7】 交通の状況

- こちらは、つくばみらい市役所です。現在、〇〇鉄道（〇〇バス）は全て運転を見合わせています。鉄道機関では線路の点検などを行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。現在、市内の全ての道路（国道〇〇号）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さんは自動車の使用を控えてください。また、ドライバーの皆さんは、ラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。

【例文 8】 救護対策の周知

- こちらは、つくばみらい市役所です。負傷者の臨時救護所が〇〇に開設されています。ケガをされた方は〇〇に行ってください。
- こちらは、つくばみらい市役所です。負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近で（〇〇の事故により）ケガをされた方は、〇〇〇〇病院に収容され、手当を受けています。

【例文 9】 重傷者受入れ可能医療機関

- こちらは、つくばみらい市役所です。地震により重傷を負われた方の診療・受入れは、〇〇医院、〇〇病院（市内及び市周辺も含む）で行っております。しかしながら、重傷者の発生が多数のため、救急車の数が不足、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、御家族、隣近所、消防団、自主防災組織などで、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

【例文 10】 り災者の避難収容場所の周知

- こちらは、つくばみらい市役所です。避難所のお知らせをします。被災者の避難場所は〇〇地区は〇〇に、〇〇地区は〇〇に、・・・〇〇地区は〇〇に設置されています。お困りの方は、直接避難所においでになるか、市役所にご相談下さい。

【例文 11】 防疫、保健衛生に関する注意

- こちらは、つくばみらい市役所です。災害により市内の衛生環境が悪化する恐れがあります。市民の皆さんは、食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は湧かして飲むなど衛生面に十分注意してください。また、熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐに医師の手当を受けて下さい。食中毒症状の時は、保険センターに連絡してください。

4-4 避難勧告等発令情報

茨城県

市・町・村

送信日時： 月 日 () 時 分

1 避難情報の別

避難勧告(災害対策基本法第60条)

避難指示(災害対策基本法第60条)

避難準備情報(地域防災計画等)

2 発令 月 日 時 分

3 解除 月 日 時 分

4 対象地域 茨城県 市・町・村

フリガナ 地区名(大字、丁目)	およその対象世帯数

5 避難すべき理由

大雨により河川の氾濫の危険があるため

(河川名)

大雨により土砂災害の危険があるため

地震により土砂災害の危険があるため

地震により家屋崩壊の危険があるため

地震による津波警報が発せられたため

その他 ()

発信者氏名・所属部

電話 () FAX ()

5. 気象情報

5-1 気象注意報及び警報の種類と発表基準

【注意報】

種 類	発 表 基 準	
気象注意報	風雪注意報	平均風速がおおむね 10m/s を超え雪を伴い、被害が予想される場合。
	強風注意報	平均風速がおおむね 10m/s を超え、主として強風による被害が予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が予想される場合。具体的には次のいずれかの基準になると予想される場合。 1 時間雨量 25 mm以上 (ただし総雨量が 70 mm以上) 3 時間雨量 50 mm以上 (ただし総雨量が 70 mm以上) 24 時間雨量 平地で 80 mm又は山地で 100 mm以上
	大雪注意報	大雪によって災害が予想される場合。具体的には 24 時間の降の深さが 10 cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。 具体的には視程が陸上で 100m以下又は海上で 500m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には水戸地方気象台における最小湿度が 40%、実効湿度が 60%以下になると予想される場合。
	着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合。
	霜注意報	早霜・晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には早霜・晩霜期に最低気温が +3℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合。具体的には最低気温が夏期に 15℃以下の日が 2 日以上継続すると予想される場合、または冬期に -7℃以下になると予想される場合。
※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等により、災害が起これるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇により災害の起これるおそれがあると予想される場合。具体的には潮位が 0.9m 以上になると予想される場合。
波浪注意報	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起これるおそれがあると予想される場合。 具体的には有義波高が 2.5m 以上になると予想される場合。
※浸水注意報	浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、災害が起これるおそれがあると予想される場合。
洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、災害が起これると予想される場合。具体的には、次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 1 時間雨量 25 mm以上 (ただし総雨量が 70 mm以上) 3 時間雨量 50 mm以上 (ただし総雨量が 70 mm以上) 24 時間雨量 平地で 80 mm以上又は山地で 100 mm以上

【警 報】

種 類		発 表 基 準
気 象 警 報	暴 風 警 報	平均風速がおおむね 20m/s を超え、重大な災害が起こると予想される場合。
	暴風雪警報	平均風速がおおむね 20m/s を超え、雪を伴い、重大な災害が起こると予想される場合。具体的には平均風速が陸上で 20m/s 以上又は海上で 25m/s 以上になると予想される場合。(雪を伴う)
	大 雨 警 報	大雨により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 1 時間雨量 50 mm以上 (ただし総雨量が平地で 100 mm以上又は山地で 150 mm以上) 3 時間雨量 80 mm以上 (ただし総雨量が平地で 100 mm以上又は山地で 150 mm以上) 24 時間雨量 平地で 150 mm以上又は山地で 200 mm以上
	大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には 24 時間の降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合。
※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高 潮 警 報	高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には潮位が 1.4m 以上になると予想される場合。
波 浪 警 報	波 浪 警 報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高が 6.0m 以上になると予想される場合。
※浸水警報	浸 水 警 報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪 水 警 報	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増水し、重大な災害が起こると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上になると予想される場合。 1 時間雨量 50 mm以上 (ただし総雨量が平地で 100 mm以上又は山地で 150 mm以上) 3 時間雨量 80 mm以上 (ただし総雨量が平地で 100 mm以上又は山地で 150 mm以上) 24 時間雨量 平地で 150 mm以上又は山地で 200 mm以上

【特別警報】

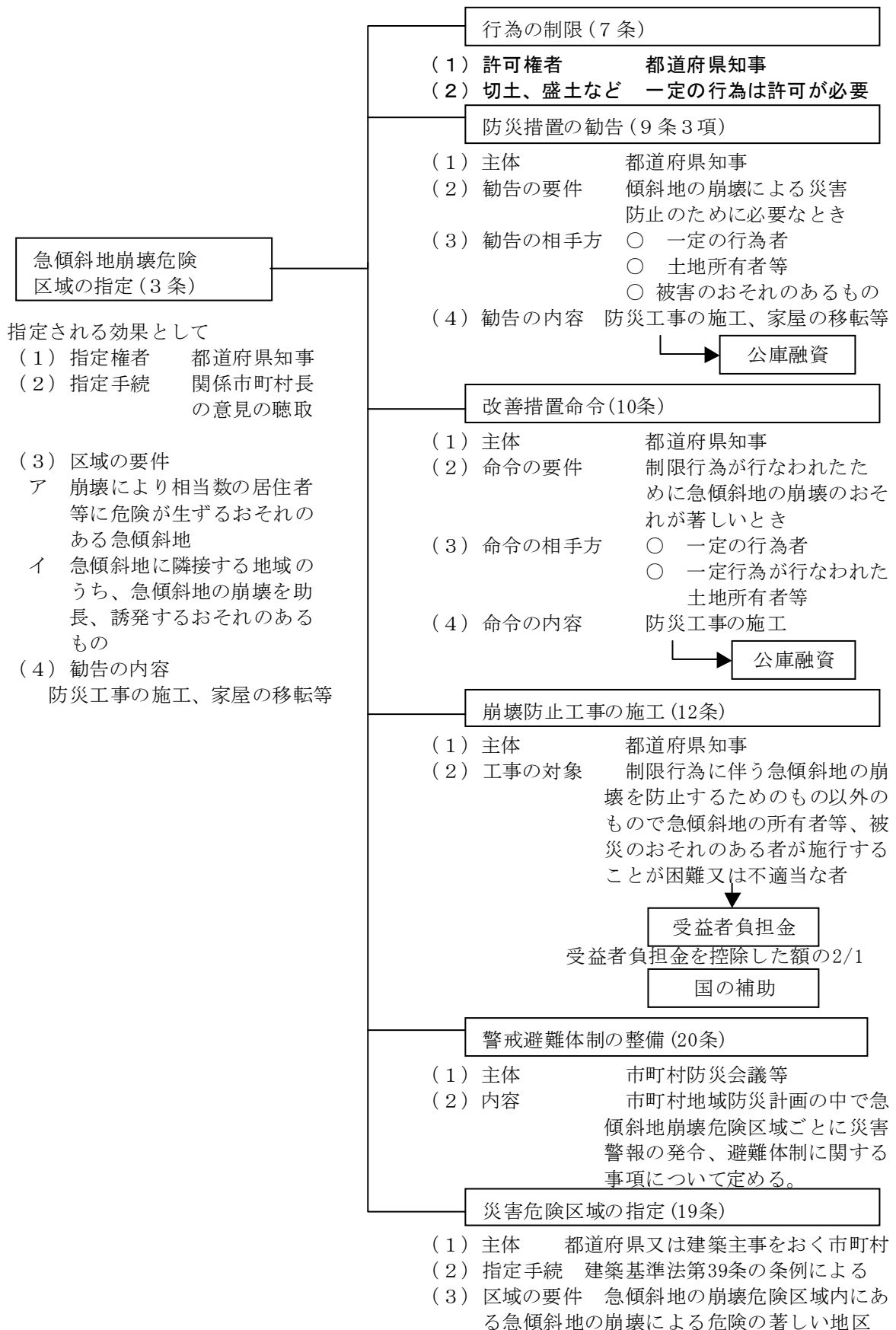
現象の種類	発令の基準値	つくばみらい市の基準値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	48時間降水量：260 mm 3時間降水量：111 mm
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	中心気圧 930 hPa 以下 又は最大風速50 m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	26 cm

【土砂災害に関する情報】

注意報・警報の名称	発令の基準
土砂災害警戒情報 (気象庁と都道府県の共同提供)	大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まった時に発表

6. 危険箇所等

6-1 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」概要図



7. 輸 送

7-1 緊急輸送道路の指定状況

【第一次緊急輸送道路】

路線番号	路線名	起点側	終点側
高速道路			
1	常磐自動車道	守谷市県境(千葉県)から	北茨城市県境(福島県)まで
一般国道			
294	国道 294 号	柏市呼塚交差点(千葉県)から	会津若松市北柳原交差点(福島県)まで
354	国道 354 号	古川市錦町県境(埼玉県)から	鹿島郡大洋村汲上国道 51 号交差まで

7-2 日本貨物鉄道(株)の災害割引の対象となる災害の程度(県震災計画)

災害の種類	地域	被害状況
震火災	都道府県, 東京都のうち区の存する区域 又は大阪, 横浜, 京都, 神戸若しくは名古屋の各市	1,000 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	その他の都市	500 世帯以上の住家焼失又は倒壊
	町村	200 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の焼失又は倒壊
風水害, 海しょう	都道府県, 東京都のうち区の存する区域又は大阪, 横浜, 京都, 神戸若しくは名古屋の各市	2,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 1,000 世帯以上の住家の流失倒壊
	その他の都市	1,000 世帯以上の住家の床上浸水又は 500 帯以上の住家の流失倒壊
	町村	500 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の床上浸水 300 世帯以上の住家又は 1 町村全住家の流失倒壊
爆発	限定しない	1 家屋 300 世帯以上又は 1 町村全住家の焼失倒壊 2 死傷者(軽傷の者を除く) 50 名以上
事変その他の事故	震火災の例による	

注：被害状況のうち大破, 半壊又は半焼は含まないものとする。

7-3 日本貨物鉄道(株)の災害割引の適用条件(県震災計画)

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
震火災	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長 (静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長	1月	1 託送の際, 寄贈者が特に受取人を指定することなく, 無償で災害にかかった者に寄贈するものであることを申告したもので, かつ, その配付方について別に条件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関として権能を持たないものは, 荷受人として認めないものとする。 3 寄贈品は, 直接災害にかかった者を救助するために必要と認められたものであつて, 商品見本のように災害復旧用として将来必要となるべきものを知事等あてに送られるものは含まないものとする。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	託送の際, 官公庁又は日本赤十字社において災害にかかったものに対する救護のため使用する物品又はその返送品であることを申告すること。
風水害	災害にかかった者に対する救助用寄贈品 (再植用稲苗, もみを含む。)	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長		震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。
爆発及びその他の事故	災害にかかった者に対する救助用寄贈品	制限しない	災害にかかった地域の知事, 地方事務所長(静岡県及び兵庫県にあつては県福祉事務所長), 市区町村長, 日本赤十字社社長又は支部長	1月	震火災の場合に同じ。
	災害にかかった者に対する救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため, 使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	震火災の場合に同じ。

7-4 日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書

第	号	
災害り災者用物資証明書 り災者住所氏名		
品名		
数量		
発駅, 着駅		
荷送人, 荷受人		
上記貨物は 年 月 日に発生した に対しこのり災者が 直接消費するために購入するものであることを証明する。		
年	月 日	
り災地の地方公共団体の長		
<table border="1"><tr><td>公印</td></tr></table>		公印
公印		

7-5 緊急通行車両確認証明書

災害対策基本法施行規則別記様式第4号

大阪府知事 大阪府公安委員会		申請者住所 (電話) 氏名		年月日
緊急通行車両確認申請書		1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名称()		
行政機関等の名称等		1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防衛等 10 その他()		
業務の内容				
番号票に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
車両の 使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
通行日時				
通行経路		出発地	目的地	地的地
備考				

備考用紙は、日本工業規格A5とする。

大阪府知事 大阪府公安委員会		申請者住所 (電話) 氏名		年月日
緊急通行車両確認申請書		1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他() 名称()		
行政機関等の名称等		1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防衛等 10 その他()		
業務の内容				
番号票に表示されている番号				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)				
車両の 使用者	住所	() 局 番		
	氏名			
通行日時				
通行経路		出発地	目的地	地的地
備考				

8. 災害救助法の適用

8-1 被害状況報告表

【被害状況報告表】

保健福祉部 社会福祉課扱		被害状況報告表		発生 中間 様式 決定				
平成 年 月 日		時現在				市町村		
① 災害発生の日時								
② 災害発生場所								
③ 災害発生原因								
④ 被災の状況								
区 分				棟	世 帯	人	備 考	
ア	人 的 被 害	死 者		/	/			
イ		行 方 不 明		/	/			
ウ		負 傷	重 傷		/	/		
エ			軽 傷		/	/		
オ		住 家 被 害	全壊・全焼又は流失		棟	世帯	人	
カ	半壊又は半焼							
キ	一部破損							
ク	床上浸水							
ケ	床下浸水							
⑤ 救助の措置								
救助の種類								
区 分								
ア すでに措置したもの								
イ 今後措置を要するもの								
⑥ その他特記事項								

平成 年 月 日 時報告

茨城県保健福祉部長殿

(地方福祉事務所経由) (報告者) 市町村災害対策本部長

報告書作成者 職 氏 名

㊟

(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。

2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。

8-2 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を收容する。	(基本額) 避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,342,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、2,342,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏季</td> <td>円 17,200</td> <td>円 22,100</td> <td>円 32,600</td> <td>円 39,000</td> <td>円 49,500</td> <td>円 7,200</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,400</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	半壊 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
全壊 流失	夏季	円 17,200	円 22,100	円 32,600	円 39,000	円 49,500	円 7,200																																						
	冬季	28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300																																						
半壊 床上浸水	夏季	5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400																																						
	冬季	9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生 の日から 14 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	患者等の移送費は別途計上
助 産	災害発生の日以前又 は以後 7 日以内に分べ んした者であって, 災 害のため助産の途を失 った者(出産のみなら ず, 死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣 行料金の 100 分の 80 以内 の額	分べんし た日から 7 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかか った者の救 出	1 現に生命, 身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 3 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 期間内に生死が明らか にならない場合は, 以後「死 体の搜索」として取り扱 う。 2 輸送費, 人件費は, 別途 計上
災害にかか った住宅の 応急修理	住家が半壊(焼) し, 自らの資力では応 急修理をすることがで きない者	居室, 炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり 500,000 円以内	災害発生 の日から 1 月以内	
学用品の給 与	住家の全壊(焼), 流失, 半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し, 就 学上支障のある小学校 児童, 中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で, 教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材, 又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は, 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生 の日から (教科書) 1 月以 内, (文房具及 び通学用 品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12 歳以上) 199,000 円 小人(12 歳未満) 159,200 円以内	災害発生 の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り, かつ, 各般の事情 により既に死亡してい ると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生 の日から 10 日以内 (但し厚生労 働大臣の同 意を得た場 合に限り期 間延長あり)	1 輸送費, 人件費は別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過し たものは一応死亡したもの と推定している。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒、縫合等) 1体当たり 3,300円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 (検索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班上 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師及び看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

9. 被災者生活再建支援法の適用

9-1 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
平成 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 殿

市町村長名 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災 害 発 生 日 時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
災 害 の 原 因 及 び 概 況					
被害の状況	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
災害発生場所 (町・字名)	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。
 注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号又は3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

9-2 被災者生活再建支援金支給対象要援護世帯一覧表

支給対象となる要援護世帯	必要な書類	
心神喪失・重度知的障害者世帯	心神喪失の常況にある方又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 療育手帳の写し 医師の判定等障害の程度が確認できる書類
1級の精神障害者世帯	1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳の写し
1, 2級の身体障害者世帯	1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の写し
1級の障害基礎年金受給者世帯	国民年金法による障害基礎年金の等級が1級であることが確認できる年金証書を受けている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 障害の等級が1級の年金証書の写し
1級の特別児童扶養手当受給者世帯	特別児童扶養手当を支給されている障害等級が1級の障害児又は障害児福祉手当が支給されている特別障害者、国民年金法等の一部を改正する法律により福祉手当が支給されている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 手当証書等の写し
特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者世帯	戦傷病者手帳の交付を受けている方で、精神上又は身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第三項症までの方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者世帯	被爆者健康手帳の交付を受けている方で、厚生労働大臣の認定を受けている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①被爆者健康手帳の写し ②厚生労働大臣の認定書の写し
公害健康被害者世帯	公害医療手帳の交付を受けている方で、障害の程度が等級～2級に該当する方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 決定通知書など障害の程度が確認できる書類
就床の常況にある複雑な要介護者世帯	常に就床を要し、複雑な介護を要する方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書等
65歳以上の障害者世帯	精神又は身体に障害のある65歳以上の方でその障害の程度が、上に掲げる心神喪失・重度知的障害者世帯又は1, 2級の身体障害者世帯に準ずる方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村長及び福祉事務所長の認定を受けていることが確認できる書類
治療方法未確立の疾病その他特殊疾病患者世帯	原因不明、治療方法未確立であり後遺症を残す恐れが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、介護等に著しく人手を要し、家族の精神的負担等が大きい疾病に患っている方が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 各種医療受給者証等写し
母子・父子世帯	配偶者のいない方が児童を扶養している世帯（児童とは、被災日において満18歳未満の方又は20歳未満で一定の障害の状態にある方をいいます。）	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
父母のいない児童世帯	父母の両方がいない児童又は父母に監護されていない児童が同居している世帯	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当証書の写し又は戸籍簿謄本等
生活保護世帯	生活保護法による要保護者である者が属する世帯	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護適用（受給）証明書

10. 農地災害対策

10-1 農作物防護指導要領

災害名	作物名	事項
風 害	水 稻	1 作付体系 早, 中, 晩の組合せ及び短かん耐病性の強い品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 施肥の合理化及び追肥の時期, 量に注意すること。 3 施 設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	大 豆	1 作付体系 短かん性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 倒伏を防ぐため早めに土寄を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 夏秋作で強風に弱い作物及び品種は, 台風期を避ける作型とすること。 2 肥培管理 支柱は, 倒伏しないよう堅固なものをたてること。 3 防護措置 (1) 温床場, ビニールハウス等には防風設備を設けること。 (2) 春作類には, 冷風害防止を兼ね, 防風垣を設置すること。
	た ば こ	1 防護措置 ほ地の周囲に防風垣を設置すること。(麦稈, 稲わら等で防風垣を設置又はらい麦等を作付すること。)
	果 樹	1 防護措置 (1) 防風垣を設置すること。 (2) 成木は, 各枝を緊縛し, 又は支柱をたてること。幼木は, 支柱をたて直し, 又はむしろやこし等で周囲を取り巻くこと。
水 害	水 稻	1 肥培管理 けいはん, 堤とうの決壊, 危険箇所の補強を行うこと。 2 施 設 病害虫防除機具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 土地条件にあった品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 水田裏作麦は, 高畦栽培を行うこと。 (2) 排水路の整備を行うこと。
	大 豆	1 肥培管理 (1) 播種当時降雨の多いときは, 覆土を浅くすること。 (2) 中耕土寄は早めに行うこと。 2 防護措置 長雨のおそれがあるときは, 脱粒後直ちに乾燥機を使用し, 品質の低下を避けること。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 低湿地は, 排水溝を設置しておくこと。 (2) 畦は, ほ場の高低に併行させて作り滞水にしないように努めること。 (3) 水田裏作は, 高畦栽培とすること。
	た ば こ	1 肥培管理 (1) 高畦栽培を行うこと。 (2) ほ場に排水溝を設置すること。 (3) 自給肥料(たい肥, 草木灰, こうかん類, 緑肥類の掘込み)の増施を行うこと。
果 樹	1 作付体系 低湿地は, できるだけ水湿に強い品種を選ぶこと。 2 肥培管理 傾斜地は, 土壌の崩壊を防ぐため集排水溝を整備しておくこと。	

災害名	作物名	事項
干害	水稲	1 作付体系 生育期に応じた計画的な節水栽培を行うこと。 2 肥培管理 けいはんの漏水防止に努め揚水機利用等による計画かん水を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 (1) 基肥は、深層施肥を行うこと。 (2) 乾燥期は敷ワラを励行すること。 (3) 敷ワラを行わないものは、表層面を軽く中耕すること。 (4) 追肥は、液肥を用いること。 2 施設 かん水施設を設置すること。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 砂立地においては、客土、堆肥、こうかん類、緑肥類を増施し、地力増進と保水力保持に努めること。 (2) 干害の甚大なときは、かん水を行うこと。
	果樹	1 肥培管理 (1) 肥草や日覆を行い土壌の乾燥防止に努めること。 (2) 土壌の管理をよくし、根の発育を促進すること。 2 施設 かん水施設を設置すること。
寒害	麦	1 作付体系 地域において適品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 (1) 適期播種を行うこと。 (2) 霜柱害に対する踏圧、土入を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 作付体系 耐寒性品種を選定すること。 2 肥培管理 マルチングをして根の保護を行うこと。 3 施設 ビニールハウス等は、保温用むしろ、ビニール、加温用の重油、ヒーター、石油ストーブ等を整備すること。
	果樹	1 防護措置 寒風を避けるため防風垣を整備すること。
凍霜害(冷害)	水稲	1 作付体系 (1) 早、中、晩、品種の組合せを行うこと。 (2) 出種期は、7月25日頃から8月25日頃が安全性が高いので品種と植付期の勘案を行うこと。 2 肥培管理 イモチ病防除器具の整備を行うこと。
	麦	1 作付体系 耐寒性品種の選定を行うこと。 2 肥培管理 堆厩肥の増肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	1 肥培管理 かん水設備を活用し、低温の緩和を図ること。 2 施設 保温用としてむしろ、燃料等を整備しておくこと。
	たばこ	1 肥培管理 (1) 苗の順化处理により健苗の育成に努めること。 (2) 生産初期には補植又は植替えを行うための苗を確保すること。 (3) 凍冷害のおそれがあるときは、稲わら等で被覆すること。
	果樹	1 作付 (1) 凹地等冷気の停滞し易いところは、植付しないこと。 (2) 防霜管理 晩霜予報に注意して古タイヤ、重油等燃焼物を準備しておくこと。

10-2 農作物の応急措置要領

災害名	作物名	事項
風 害	水陸稲	(1) 完熟期に近いもので倒伏したものは、早めに刈取り架干すること。 (2) 成熟期まで期間のある稲が倒伏した場合は、一時落水し4～5株ずつ結束するか、竹などで支えて稔実をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	落花生	(1) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは若取を行うこと。 (2) 被害部分の整理を行い早期回復をはかること。 (3) 早期回復のため肥料の葉面散布、液肥の追肥を行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 成熟期に近いものは、収穫し、自然黄変乾燥を行うこと。 (2) 落葉したものは、自然黄変乾燥を行うこと。 (3) 倒伏したものは、必ず土寄せを行うこと。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) 枝が折れたり裂けたりした場合は、切り捨て、切口に「接ロウ」を塗ること。 (2) 傷が浅いときは、なわでかたく結えてゆ着をはかること。 (3) 倒伏樹は、早く起し、支柱を立て固定すること。
	桑	(1) 被害時期が早ければ枝条の折損したものは、折損部分から切直すとともに速効性肥料の追肥を行うこと（8月以前まで）。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
水 害	飼料作物	(1) 刈取り適期又は直前のものは、早めに家畜に与えるか、サイレージ又は乾燥とすること。
	水 稲 (苗代期)	(1) 冠水したものは、早めに葉先の出る程度まで排水すること。 (2) 傷みのない場合は、なるべく早く植付すること。 (3) 傷んでいる場合は、回復をまって植付すること。 (4) 田植3日以前に追肥し、発根を容易ならしめること。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。 (6) 被害激甚のときは、追播きを行うこと（6月上旬まで）。
	(本 田)	(1) 短期間冠水した場合 ア 冠水したものは、早急に排水し、汚物を洗い落とすこと。 イ 中耕は、退水後直ちに行うこと。 ウ 土砂が入った場合は、早く株直しを行うこと。 (2) 長期間（2週間程度）冠水した場合 ア 追播きを実施し、退水後の処理に備えること。 イ 残苗は、移植しておく。 ウ 残苗がない場合、減株分株により再植すること。 エ 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	陸 稲	(1) 冠水、浸水した場合、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 被害甚大の場合は、追播きを行うこと。 (4) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 冠水したものは、早急に排水すること。 (2) 根ぎわの土が洗い流された場合は、土寄せを行うこと。 (3) 成熟期に近いものは、天候を見て早めに刈取り、脱穀し、通風乾燥機で乾燥すること。
	そさい及びビニールハウス	(1) 収穫期にあるものは、若取りをすること。 (2) すみやかに排水につとめること。 (3) 肥料の葉面散布を行うこと。 (4) 古葉の除去を行い、土壌の乾燥を行うこと。 (5) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 根が洗い出されたら必ず土寄せを行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果 樹	(1) 排水を行うこと。

災害名	作物名	事項
干害	水稲	(1) 枯死状態の場合は、代作を行うこと。 (2) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	(1) かん水を行うこと。 (2) 除草を行い、むだ葉や古枝を除くこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	果樹	(1) できる限りかん水を行うとともに、結果過多の木は、摘果を早めに行うこと。
寒害	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい及びビニールハウス	(1) ビニールハウス等では保温、加温を行うこと。 (2) 被害部分を除去し、新芽の発育を促すこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。
	果樹	(1) 降雪がはなはだしいときは雪落しを行うこと。
凍霜害(冷害)	水稲	(1) 低温期には田面に水をたたえ保温をはかること。 (2) 穂ばらみ期の低温期には深水とし幼穂の保護をはかること。 (3) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	麦	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。
	そさい	(1) 被害部分を除去し、新芽の発生を促進させること。 (2) 枯死した場合は、追肥や補植を行うこと。 (3) 肥料の葉面散布を行い生育の促進をはかること。 (4) 病害の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
ひょう害	水稲	(1) 苗代において被害を受けた場合は追肥を行い、生育を回復した後（5日～7日）に本田に移植を行うこと。 (2) 被害当時本田移植を行ったものは浅水にすること。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	そさい	(1) 生育回復のため追肥を行うこと。 (2) 被害激甚のものは追播又は代作を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。
	たばこ	(1) 被害激甚のものは抜取り代作を行うこと。 (2) 主幹の折れたものは切取りわき芽の生育を促進させる。 (3) 生育回復のため追肥を行うこと。
	果樹	(1) 被害激甚の場合枯死部分を除くこと。 (2) 生育回復のため追肥を行うこと。 (3) 病害虫の発生を予防するため薬剤散布を行うこと。

1 1. 災 害 報 告

1 1 - 1 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領

				〔 昭和 5 9 年 1 0 月 1 5 日 〕
				〔 消防災第 2 6 7 号消防庁長官 〕
改正	平成	6 年 1 2 月	消防災第	2 7 9 号
	平成	7 年 4 月	消防災第	8 3 号
	平成	8 年 4 月	消防災第	5 9 号
	平成	9 年 3 月	消防情第	5 1 号
	平成	1 2 年 1 1 月	〔 消防災第	9 8 号 〕
			〔 消防情第	1 2 5 号 〕
	平成	1 5 年 3 月	〔 消防災第	7 8 号 〕
			〔 消防情第	5 6 号 〕
	平成	1 6 年 9 月	消防震第	6 6 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 2 2 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 22 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

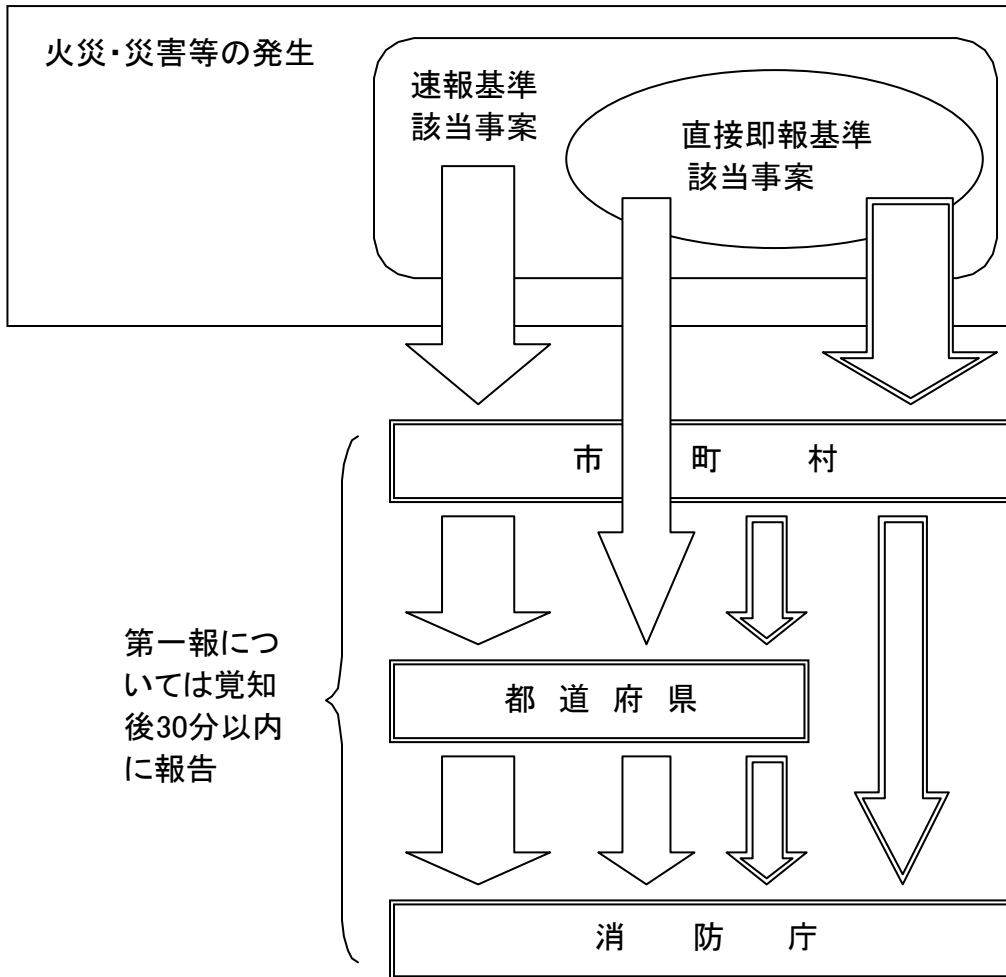
なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（昭和 57 年 12 月 28 日付消防救第 53 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。

(2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

(3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

(4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。

(5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反對象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

(例示)

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- 2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - 3) 特定事業所内の火災（1)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キログラム以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

(例示)

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。
- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

エ 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの。

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

イ) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

イ 火災の状況

ア) 発見及び通報の状況

イ) 避難の状況

2) 建物火災で個別基準の5)又は6)に該当する火災

ア) 発見及び通報の状況

イ) 延焼拡大の理由

- ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
- ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
- エ) り災者の避難保護の状況
- オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
※必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ば者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

<救急・救助事故等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

1) 第4号様式-その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

(例)

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式-その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式 (火災)

第 報

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

※ 爆発を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
火元の事態・ 用 途		事 業 所 名 (代表者氏名)				
出 火 箇 所		出 火 原 因				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽 症	人				
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
		部分焼 ぼ や 棟			林野焼損面積	a
り 災 世 帯 数		気 象 状 況				
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)	台	人			
	消 防 団	台	人			
	そ の 他		人			
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
そ の 他 参 考 事 項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

事故名 { <ul style="list-style-type: none"> 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故 	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市 町 村 (消防本部名)	
	報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種, 第一種, 第二種, その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高压ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.RI等 7.その他 ()		物質名			
施設の区分	1.危険物施設 2.高危混在施設 3.高压ガス施設 4.その他 ()					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人			
			(人)			
			重症 人			
			(人)			
			中等症 人			
			(人)			
		軽症 人				
		(人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台	
			消 防 団		台	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
		そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事 故 の 概 要			
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 (見 込)		救 助 人 員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況			
そ の 他 参 考 事 項			

(注) 負傷者等欄 () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名

災害名 _____ (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所					発 生 日 時	月	日	時	分
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不 明	人	住 家	全 壊	棟	一 部 破 損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半 壊	棟	床 上 浸 水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

〔被害状況即報〕

都道府県			区分			被害				
災害名 報告番号			災害名 報 (月 日 時現在)			そ	田	流失・埋没	ha	
								冠水	ha	
報告者名						の	畑	流失・埋没	ha	
								冠水	ha	
区分			被害			他	文教施設	箇所		
							病院	箇所		
人的被害			死者 人			の	道路	箇所		
							橋りょう	箇所		
負傷者			重傷 人			の	河川	箇所		
							港湾	箇所		
軽傷 人			棟			の	砂防	箇所		
							清掃施設	箇所		
住家被害			全壊			の	崖くずれ	箇所		
							世帯			
半壊			棟			の	鉄道不通	箇所		
							世帯			
一部破損			棟			の	被害船舶	隻		
							世帯			
床上浸水			棟			の	水道	戸		
							世帯			
床上浸水			棟			の	電話	回線		
							世帯			
床上浸水			棟			の	電気	戸		
							世帯			
非住家			棟			の	ガス	戸		
							世帯			
その他			棟			の	ブロック塀等	箇所		
							火災発生			
公共建物			棟			の	り 災 世 帯 数	世帯		
							り 災 者 数	人		
その他			棟			の	建物	件		
							危険物	件		
その他			棟			の	その他	件		

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県			
公 共 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村教	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計 団体			
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・ 消防，水防，救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請，応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請，出動状況							

※被害額は省略することができるものとする。

12. つくばみらい市災害弔慰金の支給

12-1 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 61 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の手続)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害
(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例(昭和49年伊奈村条例第23号)又は谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和57年谷和原村条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

12-2 つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第46号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第61号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明者を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 連帯保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
(調査)
- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。
(貸付けの決定)
- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。
(借用書の提出)
- 第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び連帯保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。
(貸付金の交付)
- 第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。
(償還の完了)
- 第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。
(繰上償還の申出)
- 第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。
(償還金の支払猶予)
- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。
(違約金の支払免除)
- 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。
(償還免除)
- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は連帯保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(補則)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の谷和原村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年谷和原村規則第 11 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号(第 5 条関係)

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女	
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日		
障害の部位			初診年月日	年 月 日		
既 往 症		既存障害		治癒年月日	年 月 日	
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)					
関節運動範囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
	右					
	左					
上記のとおり診断します。			郵便番号	電話番号	局 番	
年 月 日	病 院 又 は 診療所	所在地 名 称 診療担当者 氏 名				
					(印)	

災害援護資金借入申込書

*受付日		*受付番号		*受付者		*貸付番号		
被災日時		年 月 日 時			災害名			
被害の種類		1 世帯主の負傷 3 住居の半壊		2 住居の全壊 4 家財の損害		被害場所		
返す方法		1 年賦 2 半年賦			いつまでに返せますか		年 月(回)	
世帯の状況と収入	氏 名							
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所		(方)				局番	
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	氏 名		世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)	勤務先・学校名
収入合計		円			支出合計		円	
資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²		住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居			
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		生活保護	年 月 日から受給 (生任教医)			
	負債	(内容)		(金額)		円		

(保証人が書いてください。) 連帯保証人	氏名				男・女	年 月 (日生 歳)		
	現住所				本籍地			
	職業		月収	円	申込者との関係		家族数	人
	資産	土地	(1)住宅 m ² (3)山林 m ²	(2)田畑 m ²	勤務先	名称		
建物		(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		所在地 電話 局 番				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況						(状況) (有・無)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無						(有・無)		
資金の用途	資金の使い方総額 円				資金の内訳 合計 円			
	に 円				災害援護資金で 円			
	に 円				手持資金で 円			
	に 円				その他()で 円			
	に 円							
被害の状況	被災時の具体的状況					負傷	全治	箇月
	住居の被害		(1)全壊			(2)半壊		
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	
		和だんす			婦人用腕時計			
		整理だんす			畳(畳中で 畳が被害)			
		洋服だんす				障子		
		鏡台			ふすま			
		腰掛・机						
		本箱・本だな						
		食器・戸だな			小計			
		食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財			
		げた箱						
照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額			
じゅうたん								

扇風機					
石油ストーブ					
電気やぐらこたつ					
電気冷蔵庫					
電気・ガス炊飯器					
電気洗たく機					
電気掃き機					
ミシン					
電気アイロン					
自転車					
テレビ					
ラジオ					
柱時計					
目覚し時計				小計	
紳士用腕時計				合計	

上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者

Ⓜ

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

Ⓜ

つくばみらい市長

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号	第	号				
貸付金額			円			
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年賦・半年賦					
利子	年 3パーセント					

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 御持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

災害援護資金借用書

借用金額 円
利子 年 3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。
ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 (印)

保証人 住所
氏名 (印)

繰上償還申出書

次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

つくばみらい市長

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

つくばみらい市長

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの条件	借入金額	円		貸付番号
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		変更後の償還期間
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第 8 号(第 13 条関係)
第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第13条関係)

第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

支払猶予不承認通知書

年 月 日申出のありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

違約金支払免除申請書

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借受人 住所
氏名

印

連帯保証人 住所
氏名

印

つくばみらい市長

貸付番号						
支払免除を申請する違約金の金額						円
内容	回数	期別	元金	利息	申請日までの違約金	
		年 月期				
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第 11 号(第 14 条関係)

第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第 12 号(第 14 条関係)

第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の全部一部で)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受人又はその相続人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					印
つくばみらい市長					

年 月 日

様

つくばみらい市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号(第 15 条関係)

第 号

年 月 日

様

つくばみらい市長

印

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

氏名等変更届

貸付番号				
借受人	氏名		住所	
連帯保証人	氏名		住所	
○で囲むこと。 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他		(変更の内容)		

災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。

年 月 日

借受人(又は同居の親族)

住所

氏名

㊦

連帯保証人

住所

氏名

㊦

つくばみらい市長